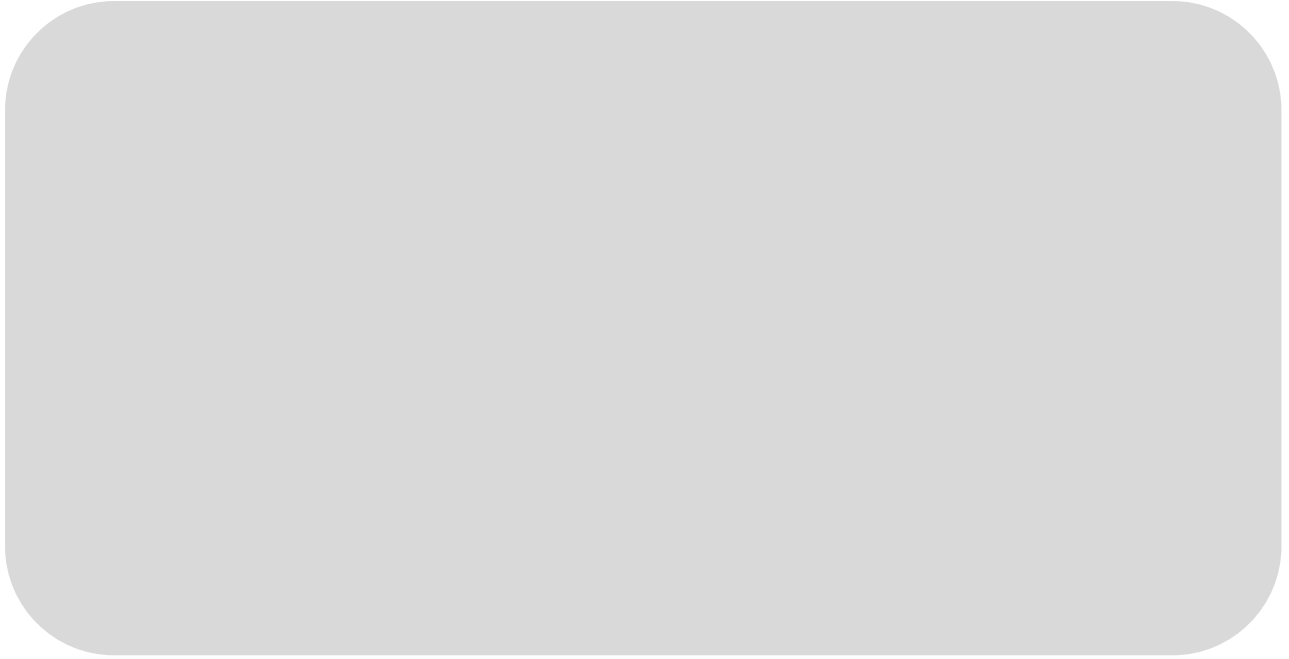


第 2 次小樽市都市計画マスタープラン

(令和元年 10 月 29 日時点)

令和〇年〇月

はじめに



令和2年3月

小樽市長 迫 俊 哉

目 次

序章 都市計画マスタープランについて	1
1 都市計画マスタープランとは	2
2 位置付け	3
3 目的	4
4 計画期間と対象区域	5
5 都市計画を取巻く社会経済情勢	6
6 計画構成	8
第1章 現状と課題	9
1 まちの現状	10
(1) 自然・地勢	10
(2) 人口と世帯	11
(3) 産業	17
(4) 市街地構造	19
(5) 都市交通	26
(6) 公共施設	29
(7) 都市防災	34
2 市民意向	35
(1) 市民意向調査概要	35
(2) 市民意向調査による評価と重点項目	35
3 1次マスタープランの評価	37
(1) 部門別の評価	37
(2) 事業評価（アンケート調査結果の比較）	43
(3) 総括	43
4 まちづくりの課題	44
第2章 まちづくりの目標とまちの姿	47
1 将来都市像・基本目標	48
(1) まちづくりの基本的な考え方	48
(2) 基本目標	50
2 まちの骨格	52
第3章 部門別方針	61
1 土地利用の方針	62
2 交通の方針	67

3 緑の方針.....	71
4 生活環境の方針.....	74
5 都市景観の方針.....	78
6 都市防災の方針.....	80

第4章 地域別方針.....81

1 地域別方針について.....	82
2 地域別まちづくり方針.....	84
(1) 塩谷地域.....	84
(2) 長橋・オタモイ地域.....	88
(3) 高島地域.....	92
(4) 手宮地域.....	96
(5) 中央地域.....	100
(6) 山手地域.....	104
(7) 南小樽地域.....	108
(8) 朝里地域.....	112
(9) 銭函地域.....	116

第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて.....121

1 都市計画マスタープランの実現に向けて.....	122
(1) 基本的考え方.....	122
(2) 情報の共有.....	122
(3) 参加及び協働.....	122
(4) 計画推進に向けた連携.....	122
(5) 都市計画マスタープランの進行管理.....	123
(6) 都市計画マスタープランの見直し.....	123

参考資料.....125

序章 都市計画マスタープランについて

序章 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランとは

都市は、住まい、買物、仕事、憩い、学び、文化を創造するなど、人々が様々な活動をする場です。そのため、安全、快適、機能的であることが求められます。

都市計画は、このような都市の形成を計画的に整備、誘導し、健康で文化的な都市での生活や機能的な都市活動¹を確保するため、市民の理解の下、都市計画法に基づく土地利用や都市施設²などの都市計画決定による規制を規定しています。

個々の都市計画の規制に当たっては、都市全体の総合的・一体的な観点から調整、実施されなければならないこと、さらには、都市空間の適正配置等の実現には時間を要することから、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にする必要があります。

その役割を担うのが都市計画法第18条の2に位置付けられた都市計画マスタープランであり、総合的な大枠での将来像の実現に向けた方針を示すものです。

【主な役割】

- 市民意見を反映しながら、小樽市全体及び地域レベルのまちづくり³の目標や基本的な方針を示します。
- まちづくりの目標を示すことにより、個別の都市計画に対する住民の理解を深めることができます。
- 土地利用や都市施設など、個別の都市計画間を調整する際の基本的な方針となります。
- 個別の都市計画の決定や変更の指針となります。

1 都市活動：工業、商業、業務などの活力を生み出す都市における諸活動

2 都市施設：生活を営む上で、都市計画上必要とする諸施設（道路、公園、下水道、廃棄物処理施設等）

3 まちづくり：本マスタープランにおいては、都市計画を推進するための手段として欠かせない市民協働のシステム又はそのシステムにより構築される姿

2 位置付け

都市の将来像の実現には、一定の継続性と安定性が要求されるとともに、私たちに身近な市内のことのみではなく、広域的な観点での調整も要求されます。このことから、都市計画マスタープランの策定に当たっては、社会情勢の変化を考慮し、小樽市総合計画⁴や関連計画のほか、北海道が定める「都市計画区域⁵の整備、開発及び保全の方針⁶（小樽・札幌圏）」との調整を図り、市民意見を反映しながら策定していくこととなります。

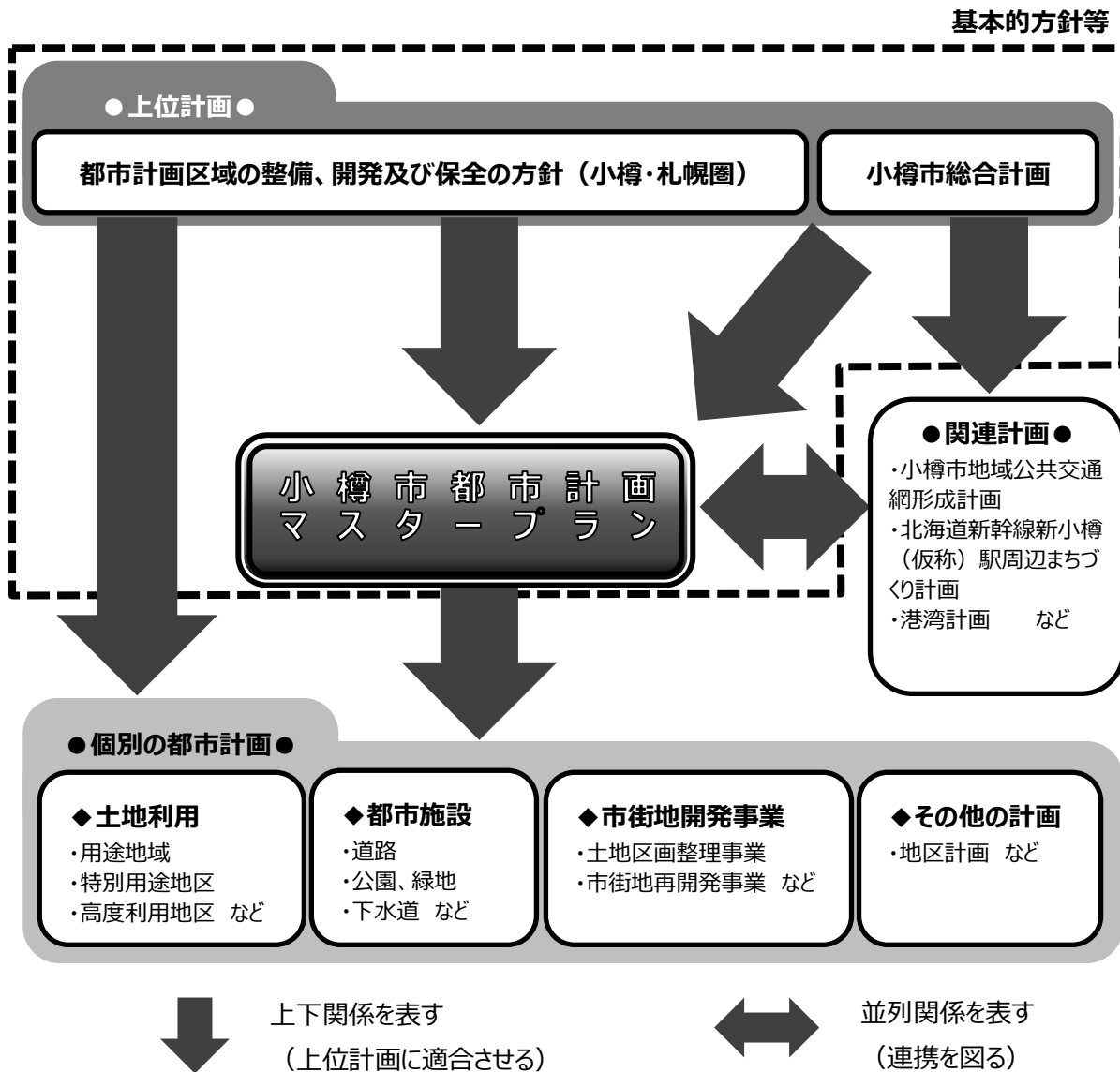


図 0-1 都市計画マスタープランの位置付け

⁴ 小樽市総合計画：小樽市自治基本条例（平成 25 年小樽市条例第 34 号）に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な方向性を示す計画

⁵ 都市計画区域：市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域（本市では、「小樽都市計画区域」と「札幌圏都市計画区域」を有する）

⁶ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき、都道府県が都市の目標、区域区分の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を都市計画ごとに定めるもの

3 目的

【見直しの背景】

本市では、平成 15 年（2003 年）2 月に小樽市都市計画マスタープラン（以下「1 次マスタープラン」という。）を策定し、2010 年代後半を目標年として利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指すとともに、豊かな自然環境や本市特有の景観を生かしたまちづくりを進めてきましたが、人口減少や少子高齢化が急速に進むなど、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

急速に進む人口減少や少子高齢化は、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことが懸念され、それが更なる人口減少につながる恐れがあります。

一方、今後まちづくりを進めていくに当たって、市内に散在している空き家・空き地の活用や公共交通機関・既存公園・住宅施策の充実、公共施設の耐震化など、まちの様々な課題について市民の関心が高まっています。

これらに対応し、安全で快適な都市での生活を持続可能とするため、「第 7 次小樽市総合計画」と整合を図りつつ 1 次マスタープランを見直すこととしました。

【策定の目的】

本市では、平成 30 年度からスタートした第 7 次小樽市総合計画において、「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち小樽」を将来都市像とし、その実現に向けた中長期的な市政の展開方向や主要施策を指針として明らかにしています。

第 2 次小樽市都市計画マスタープラン（以下「本マスタープラン」という。）は、このうち都市計画が担う役割や意義をより明確にするとともに、本市の将来都市像を実現するため、都市計画に関わる土地利用の方針や都市施設（道路、公園、下水道など）の整備方針などについて策定することを目的とします。

4 計画期間と対象区域

【計画期間】

本マスタープランの計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和21年度（2039年度）までの、20年間とします。

【対象区域】

本マスタープランの対象区域は、市街地を含み一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することが必要な都市計画区域（小樽・札幌圏）とします。

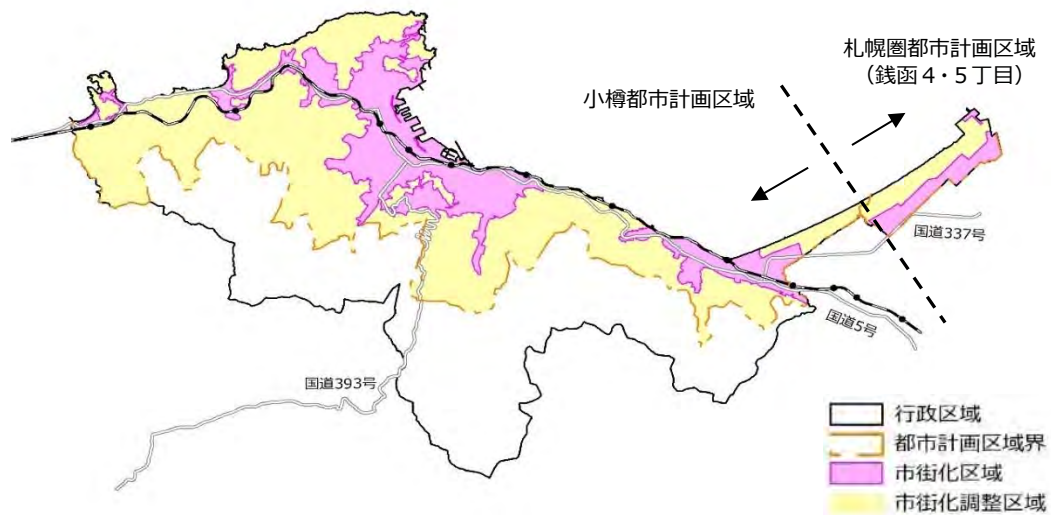


図 0-2 都市計画マスタープランの対象区域

行政区域面積	24,383ha (H30.10.01 現在)
都市計画区域面積	13,923ha (行政区域面積の約 57%)

序章 都市計画マスタープランについて

5 都市計画を取巻く社会経済情勢

1 次マスタープラン策定以降に、国などが、都市計画に関わる新たな施策を策定したほか、人口減少や少子高齢化、大規模地震や大雨などによる自然災害の発生など、都市計画を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。

表 0-1 トピックス

年度	国（国土交通省）や北海道の施策	小樽市の計画・出来事	主な災害や社会経済情勢
平成 14 年度 (2002)		○小樽市都市計画マスタープラン(H15.2)	
平成 15 年度 (2003)			
平成 16 年度 (2004)		○中央通拡幅工事完了	●台風 18 号被害 ●平成 16 年中越地震
平成 17 年度 (2005)	○第 4 回 区域区分に関する都市計画の見直し		
平成 18 年度 (2006)	●都市計画法改正（大規模集客施設の立地制限、準都市計画区域など） ●バリアフリー新法施行 ○コンパクトなまちづくりに向けた方針（北海道）	○北海道横断自動車道（余市～小樽間）事業着手	●日本の人口、減少局面に
平成 19 年度 (2007)			●郵政民営化
平成 20 年度 (2008)		○小樽市中心市街地活性化基本計画 ○小樽市景観計画	●後期高齢者医療制度開始 ●リーマンショック
平成 21 年度 (2009)		○第 6 次小樽市総合計画 ○小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画 ○小樽市上下水道ビジョン ○小樽駅前第 3 ビル周辺地区第一種市街地再開発事業完了	
平成 22 年度 (2010)	●低炭素都市づくりガイドライン策定 ○第 5 回 区域区分に関する都市計画の見直し	○小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画 ○新小樽地方合同庁舎完成	●東日本大震災
平成 23 年度 (2011)	●都市計画法改正（都市計画決定の権限移譲）		
平成 24 年度 (2012)	●都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法） ●子ども子育て支援法施行	○J R 小樽駅改築工事	
平成 25 年度 (2013)	●交通政策基本法制定 ●都市再生特別措置法改正		
平成 26 年度 (2014)	●公共施設等総合管理計画の策定要請（総務省） ●まち・ひと・しごと創生法制定 ●立地適性化計画制度創設	○小樽市公園施設長寿命化計画 ○小樽市立病院開院	●消費税 8 %税率引上げ
平成 27 年度 (2015)		○小樽市総合戦略【人口ビジョン、総合戦略】 ○小樽市住宅マスタープラン	●北海道新幹線開業
平成 28 年度 (2016)		○小樽市公共施設等総合管理計画	●熊本地震
平成 29 年度 (2017)		○北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画 ○小樽市空家等対策計画	
平成 30 年度 (2018)		○第 7 次小樽市総合計画（基本構想） ○後志自動車道余市 I C～小樽 I C 開通	●平成 30 年 7 月豪雨 ●北海道胆振東部地震

【国のコンパクトシティ政策】

国では、人口減少や少子高齢化の社会において、高齢者や子育て世代にも安心できる健康で快適な生活環境を実現し、持続可能な都市経営を可能にすることが地方都市の課題であると位置付け、平成26年8年に「立地適正化計画」を制度化しています。

この計画は、都市全体の構造を見渡しなが、居住機能や医療・福祉・商業施設などの都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成（「コンパクトプラスネットワーク」）を推進するため市町村が作成するものです。

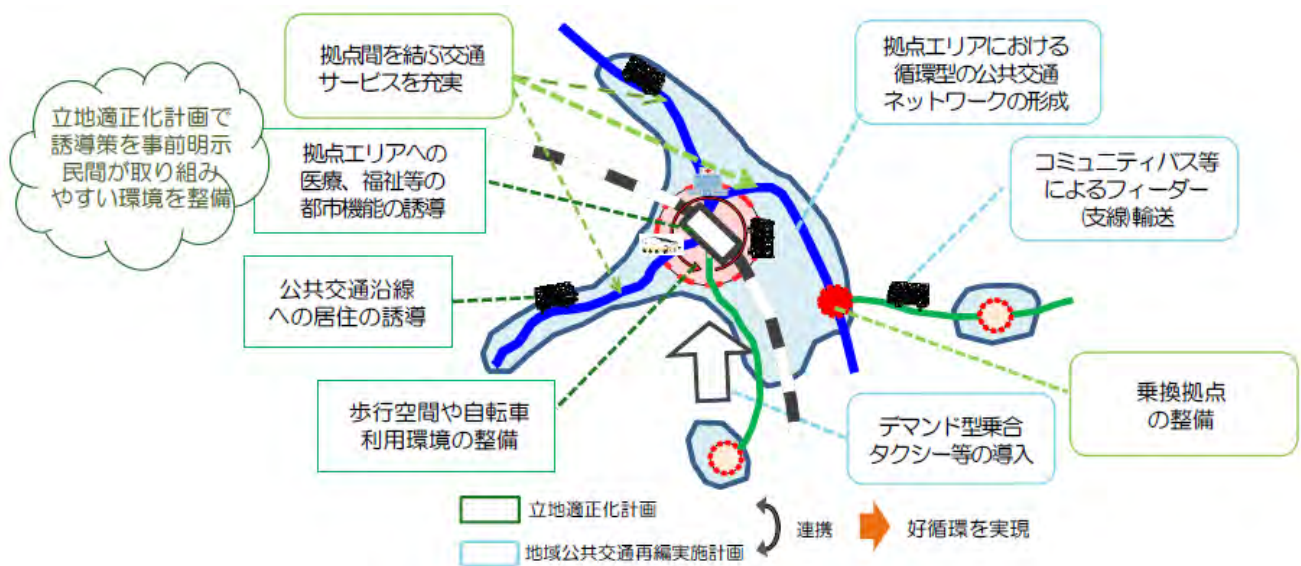


図 0-3 「コンパクトプラスネットワーク」イメージ図 （出典：国土交通省ホームページ）

6 計画構成

本マスタープランは、序章を含め6つの章で構成しています。

序章は、目的や位置付けなどについて説明しています。

第1章は、まちの現状を整理し、課題を抽出しています。

第2章は、まちづくりの基本的な考え方や目標のほか、まちの骨格を示しています。

第3章は、土地利用や都市施設等の基本方針について、部門別に示しています。

第4章は、地域の特性に応じた地域別のまちづくりの方針を示しています。

第5章は、本マスタープランを実現するための取組を示しています。



図 0-4 都市計画マスタープランの構成

第 1 章 現状と課題

第1章 現状と課題

1 まちの現状

(1) 自然・地勢

【位置・地勢】

本市は、北緯 43 度、東経 140 度に位置し、面積は 243 km²を有しています。道央圏の西部、後志圏の東部にあり、東西に36km、南北に20kmと東西に長い形状となっています。市街地の一方は、日本海に面し、他の三方は山々に囲まれ、坂や斜面が多く、平地が極めて少ない地形となっています。また、海と山に囲まれた四季折々の色彩を持ち、自然景観に恵まれた地域となっています。

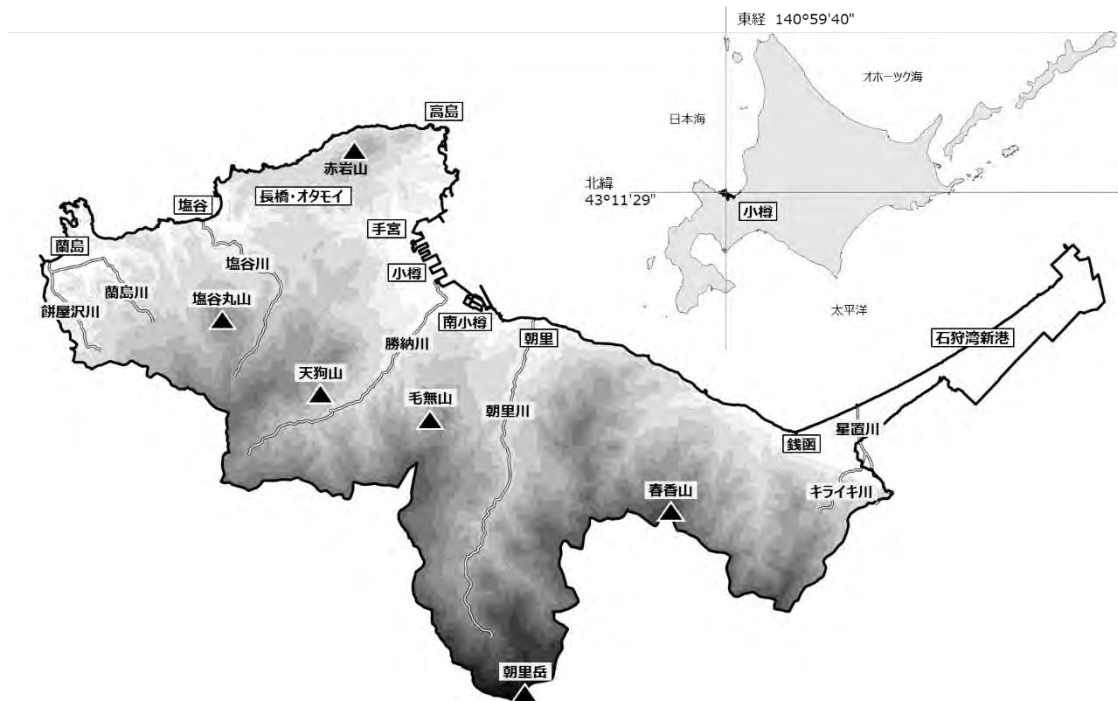


図 1-1 位置図

【気候・気象】

本市は、海洋性気候に属し、夏は比較的涼しく、過ごしやすい地域となっています。冬は、降雪量は多いですが、道内の内陸部に比べると、寒暖の差は小さくなっています。

(2) 人口と世帯

【人口推移と将来人口推計】

本市の人口は、平成12(2000)年には150,687人でしたが、平成27(2015)年には121,924人となり、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、5年ごとに約1万人の減少が続き、令和22(2040)年には、69,422人と予想されています。

また、低年齢になるに従い少なくなっていることから、将来の子育て世代の減少に伴い、出生数の減少が続く見通しであり、年少人口(0~14歳)は、平成27(2015)年と比べ、令和22(2040)年にはほぼ4割まで減少し、生産年齢人口(15~64歳)も同期間で4割強まで減少すると推計されています。

一方、老年人口(65歳以上)は、総人口に占める割合は相対的に上昇を続け、本マスタープラン期間終了後には5割弱になる見通しとなっています。

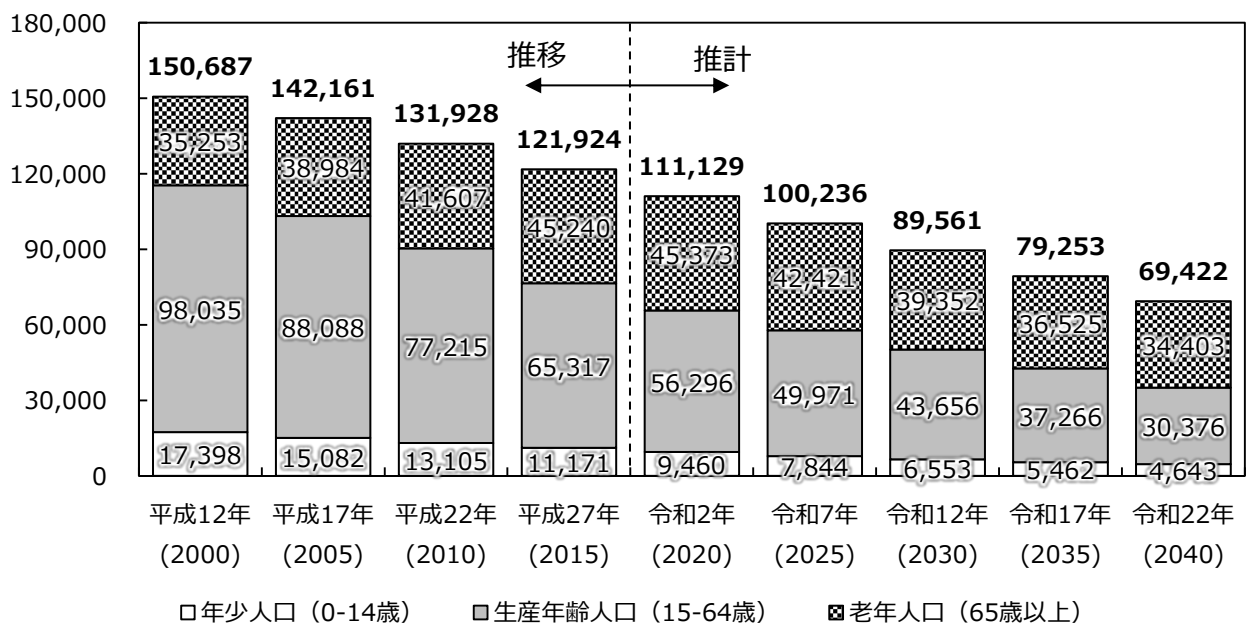


図1-2 年齢3区分別人口推移と将来人口推計(平成12年~令和22年)

※平成12~27年の人口は、国勢調査結果によるもの。総人口には、年齢不詳人口を含むため、年齢3区分人口の合計とは一致しない。また、令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計(平成30年3月推計)によるもの。

(資料：各年国勢調査、国立社会保障人口問題研究所)

第1章 現状と課題

【地域別人口】

地域別では、平成27年国勢調査において、朝里地域の人口が最も多く、26,468人と全市の21.7%を占めています。次いで、南小樽地域18,611人（15.3%）、山手地域17,312人（14.2%）となっています。一方、塩谷地域が最も少なく、4,382人と全市の3.6%の人口割合となっています。

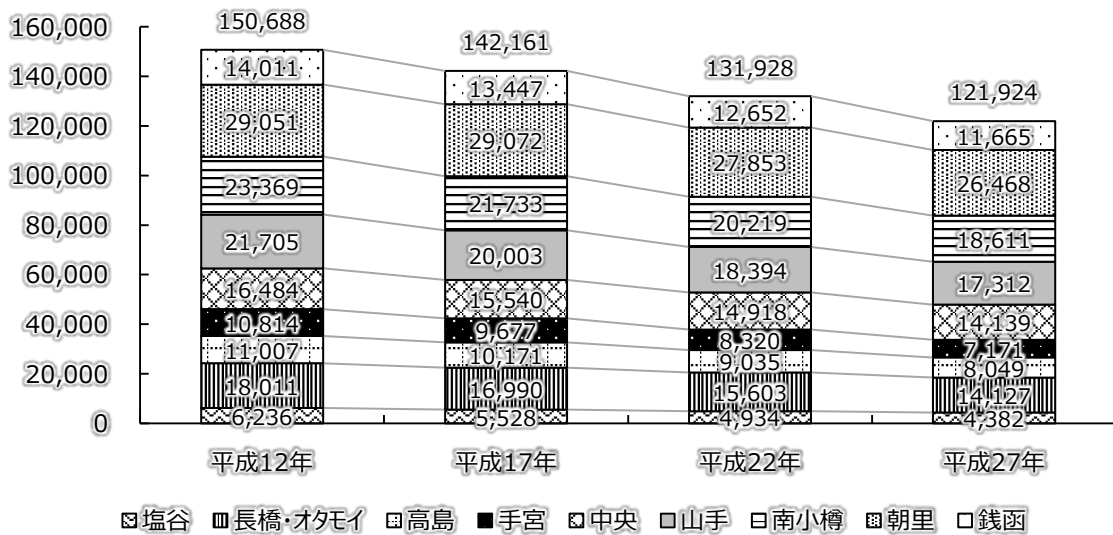


図 1-3 地域別人口の推移（平成12年～平成27年）

※不詳データを除く

（資料：各年国勢調査）

【地域別世帯数】

本市の世帯数は減少傾向にあり、平成12年には61,471世帯でしたが、平成27年には55,466世帯となっています。（平成12年比90.2%-6,005世帯）

地域別に見ると、朝里地域の世帯数が最も多く、横ばい傾向にあります。

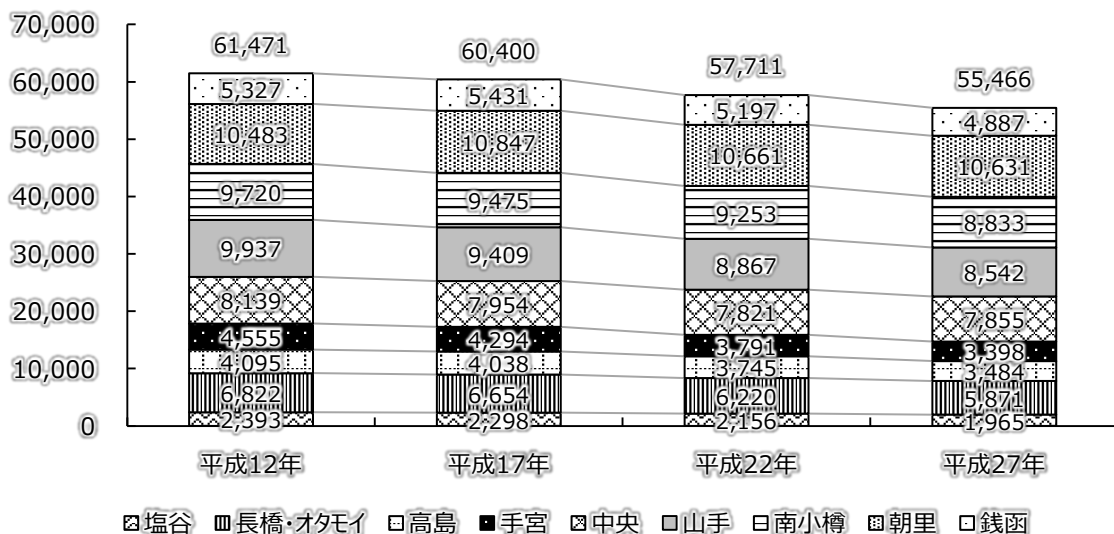


図 1-4 地域別世帯数（平成12年～平成27年）

※不詳データを除く

（資料：各年国勢調査）

【人口密度】

地域ごとに人口密度⁷を見ると、中央地域が最も高く、138.6 人/ha となっています。また、市全体の平均より高い地域は、山手地域（91.2 人/ha）、南小樽地域（76.9 人/ha）、手宮地域（69.3 人/ha）となっています。一方で、塩谷地域では、最も低く、22.2 人/ha となっています。

表 1-1 人口密度（平成 27 年）

地域	人口(人)	可住地 ⁸ 面積 (ha)	人口密度(人/ha)
塩谷	3,901	175.6	22.2
長橋・オタモイ	14,095	262.0	53.8
高島	7,949	140.1	56.7
手宮	7,187	103.7	69.3
中央	14,220	102.6	138.6
山手	17,225	188.9	91.2
南小樽	18,543	241.3	76.9
朝里	26,410	494.2	53.4
銭函 ⁹	11,346	281.6	40.3
合計	120,876	1,990.0	60.7

※不詳データを除く

（資料：平成 27 年都市計画基礎調査）

⁷ 人口密度：本マスタープランでは、ネット人口密度を使用し、住居施設の土地や宅地などの可住地面積に対する人口密度をいう。

人口密度の基準：都市計画法施行規則に定める既成市街地の人口密度の基準である 1 ha 当たり 40 人を下回らないこととすべきであるとされている。
（都市計画運用指針）

⁸ 可住地：住宅等が建築されている、もしくは建物は建築されていないが、建築可能な土地。

⁹ 銭函 4・5 丁目は、人口がないため除外

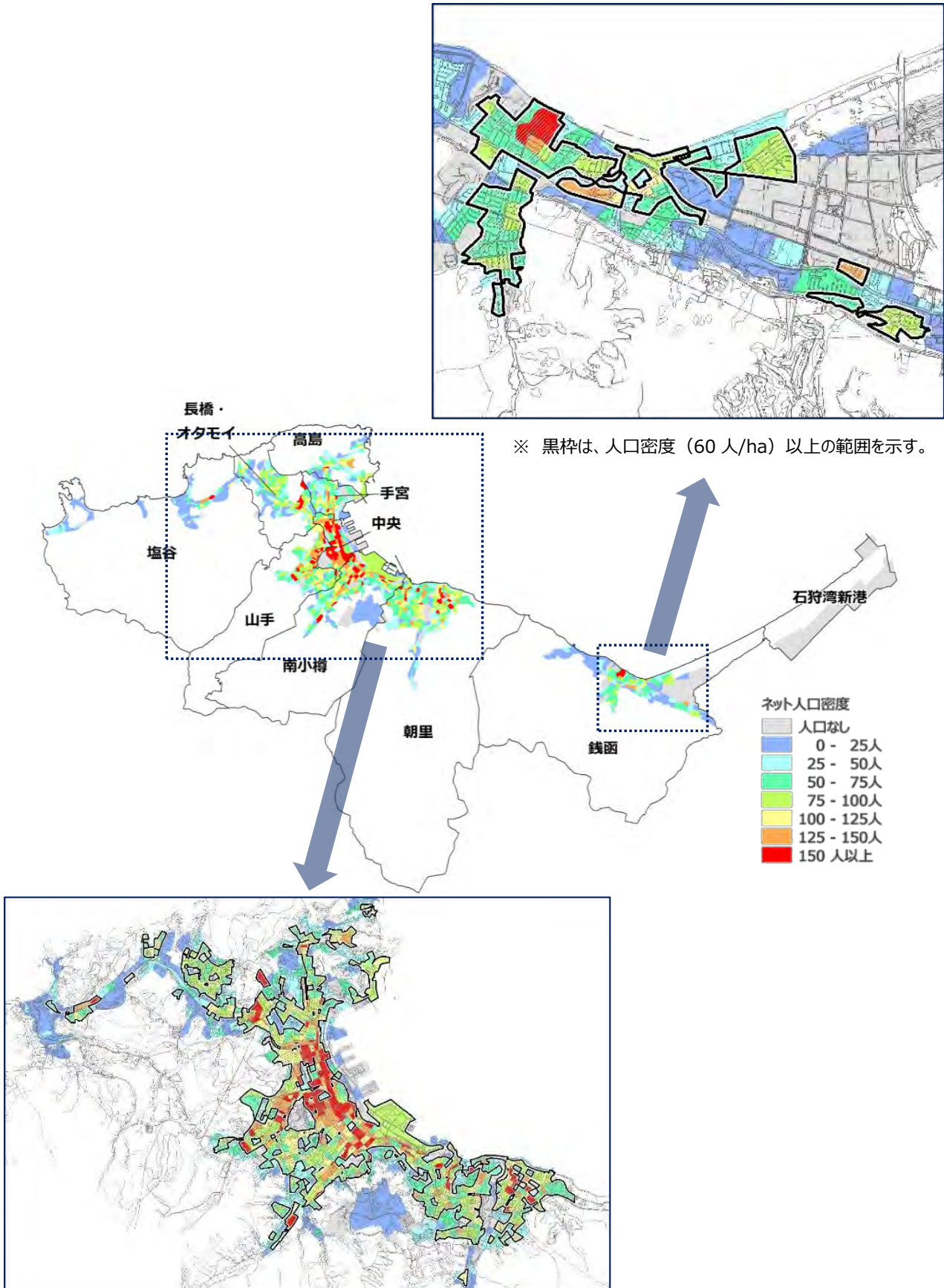


図 1-5 人口密度（平成 27 年）

（資料：平成 27 年都市計画基礎調査）

【将来人口密度】

令和 2 年（2020 年）の将来人口密度では、60 人/ha 以上¹⁰の地域は、高島、中央、山手、南小樽、朝里に見られますが、令和 22 年（2040 年）の将来人口密度では、60 人/ha 以上の地域は、中央、南小樽、朝里となっています。

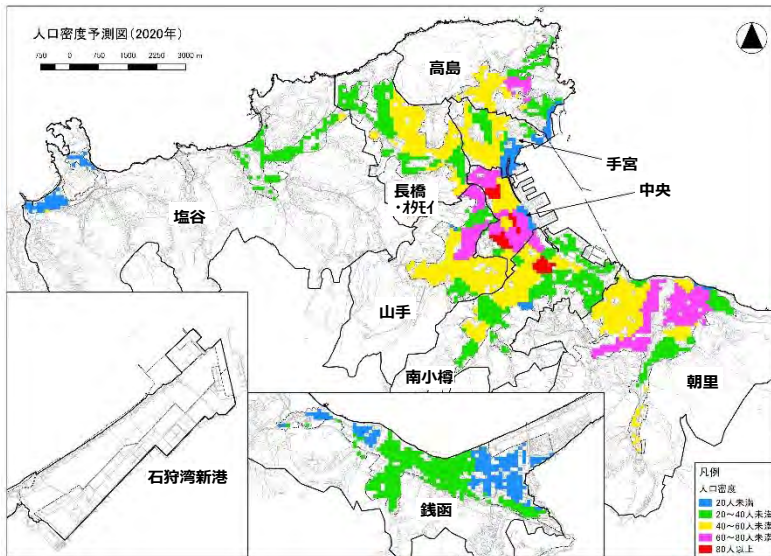


図 1-6 令和 2 年(2020 年)の人口密度予測

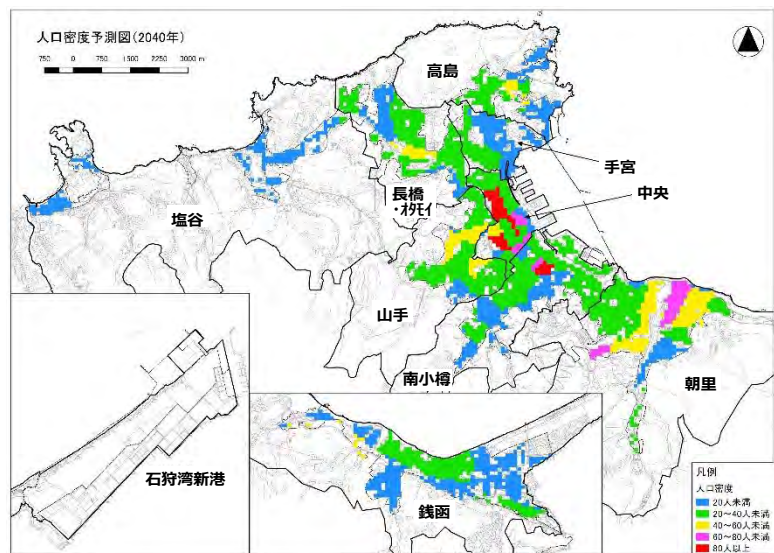


図 1-7 令和 22 年(2040 年)の人口密度予測

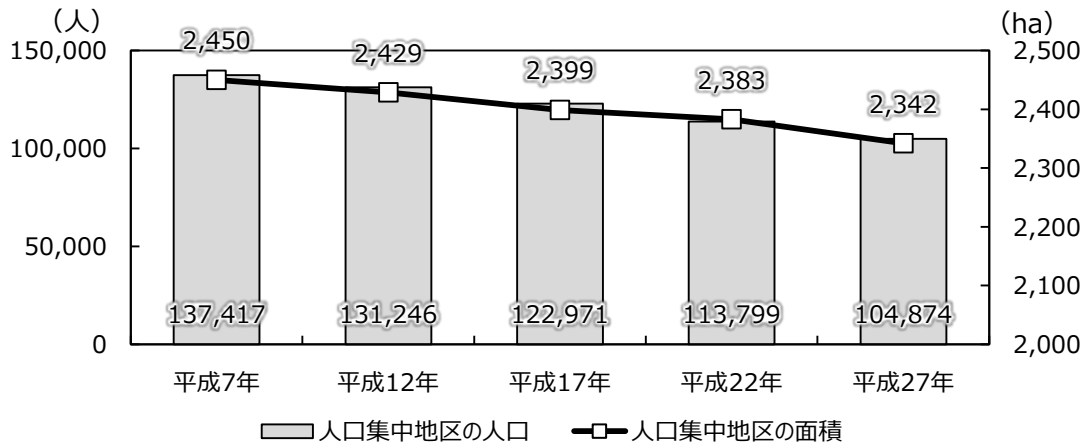
※平成 22 年国勢調査人口を基に、国土交通省国土技術政策総合研究所作成の将来人口・世帯予測ツールを使用し、推計及び配分を行いGISにより表示した。

¹⁰ 都市計画運用指針では、「住宅用地の人口密度については、土地利用密度の低い地域であっても1ha 当たり60人以上とすることを基本とすることが望ましい。」とされている。

【人口集中地区】

本市の人口集中地区（DID）¹¹の面積は、平成 27 年には 2,342ha で、市街化区域¹²面積（4,301ha）の約 54.5%となっています。また、平成 17 年（2,399ha）と比較すると約 2.4%減少しています。

人口集中地区の人口は、平成 27 年国勢調査において 104,874 人で、全市人口の約 86.0%を占めています。また、平成 17 年（122,971 人）と比較すると約 14.7%減少しています。



※不詳データを除く

図 1-8 人口集中地区の人口と面積の推移

(資料：各年国勢調査)

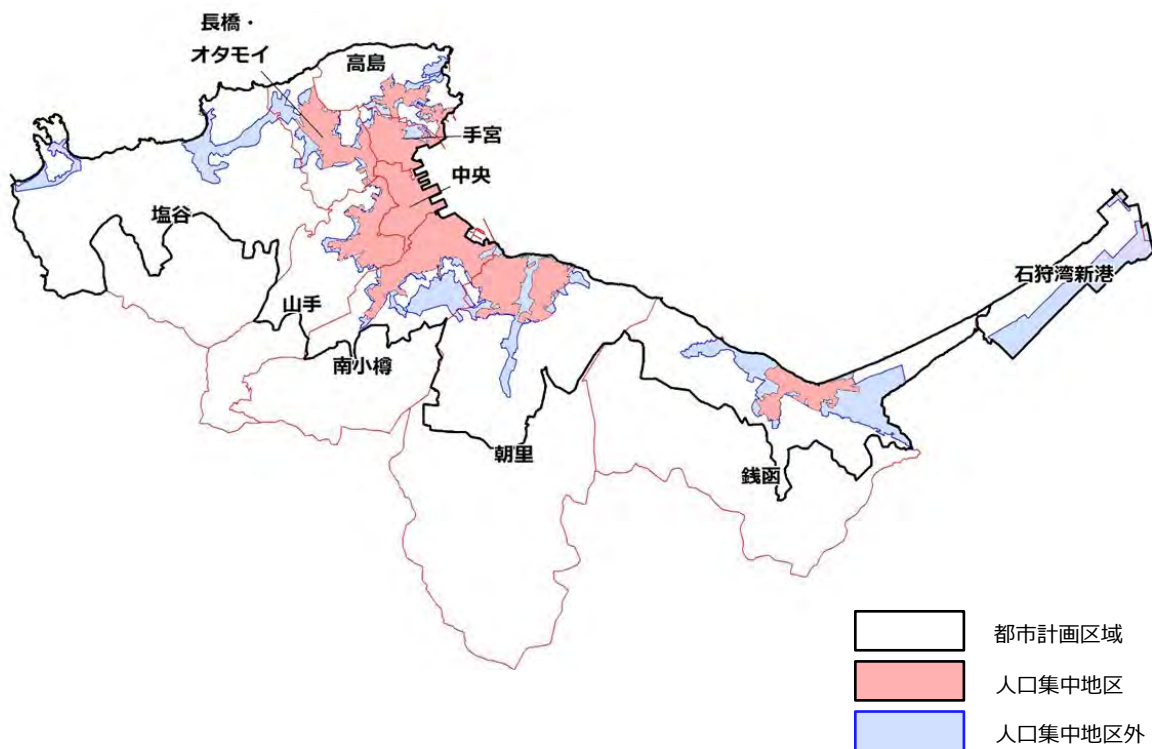


図 1-9 人口集中地区図（平成 27 年）

¹¹ 人口集中地区（DID）：統計データに基づいて、一定の基準により都市的地域を定めたもの

¹² 市街化区域：都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

(3) 産業

【産業別就業】

本市の産業別就業人口は、減少傾向にあります。

産業別の就業人口割合を見ると、第 3 次産業の割合が大きくなっています。

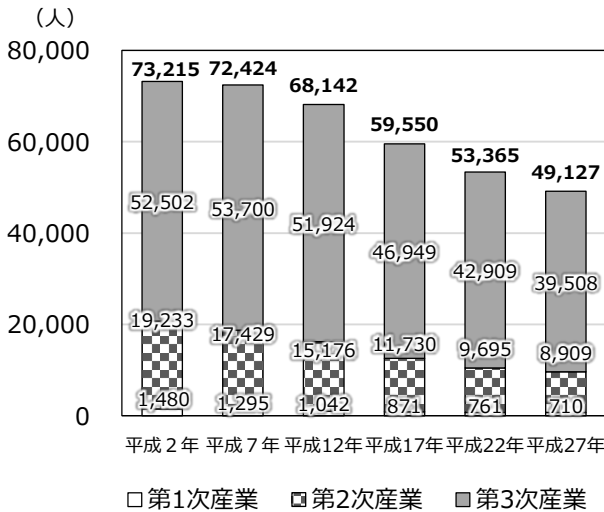


図 1-10 産業別就業人口の推移

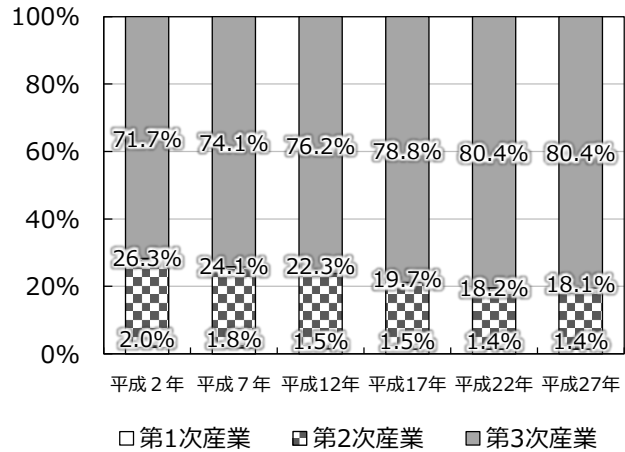


図 1-11 産業別就業人口の割合

(資料：各年国勢調査)

【事業所数】

小樽市の事業所数は、平成 21 年では 6,765 事業所でしたが、平成 26 年には 675 事業所 (9.9%) 減少し、6,090 事業所となっています。

JR 小樽駅周辺 (稲穂・花園)、築港周辺に所在する事業所が多くなっており、平成 21 年に事業所が 100 以上所在していたのが、稲穂 1~3 丁目、色内 1~2 丁目、堺町、銭函 3 丁目、築港、錦町、花園 1~4 丁目、港町であったのに対し、平成 26 年では、稲穂 1~3 丁目、色内 1 丁目、堺町、銭函 3 丁目、築港、花園 1~4 丁目となっています。

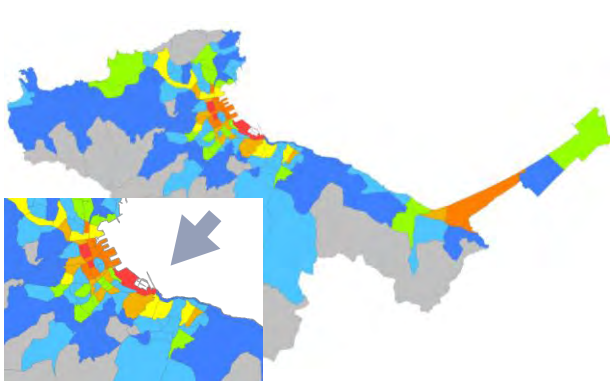


図 1-12 小樽市の事業所数 (平成 21 年)

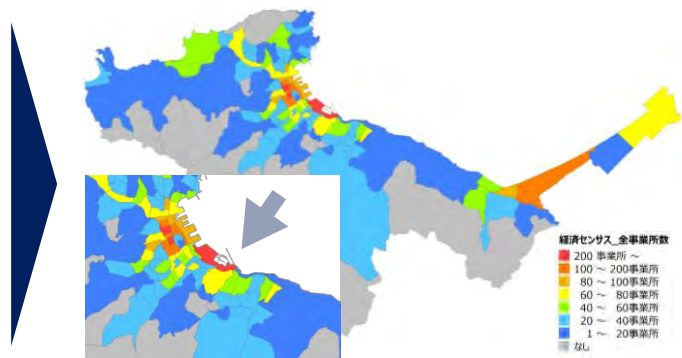


図 1-13 小樽市の事業所数 (平成 26 年)

(資料：各年経済センサス)

第1章 現状と課題

【商業】

卸売業は、平成6年では580事業所、商品販売額約2,238億円であったのに対し、平成26年には299事業所、商品販売額約1,360億円となっており、281事業所（48.4%）、約878億円（39.2%）の減少となっています。

また、小売業は、平成6年では2,276事業所、約1,786億円であったのに対し、平成26年には1,048事業所、約1,255億円となっており、1,228事業所（54.0%）、約531億円（29.7%）の減少となっています。

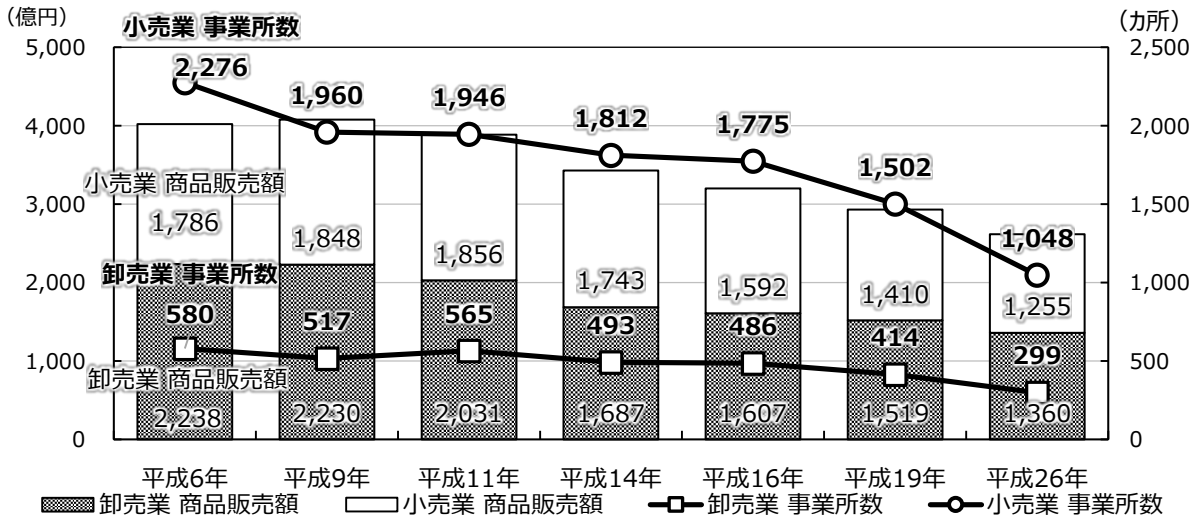


図 1-14 商品販売額と事業所数の推移 (平成6年～平成26年)

(資料：各年商業統計、経済センサス)

【観光入込客数】

本市は、自然景観や都市景観、食文化等に恵まれており、国内外から多くの観光客が訪れています

観光入込客数は、平成11年の約973万人をピークとして、平成23年には約604万人まで減少しましたが、平成29年は、約806万人となっています。

一方で、宿泊者数は、平成12年の約79万人をピークにほぼ横ばいの推移が続いており、平成29年は約76万人となっています。

(単位：千人)

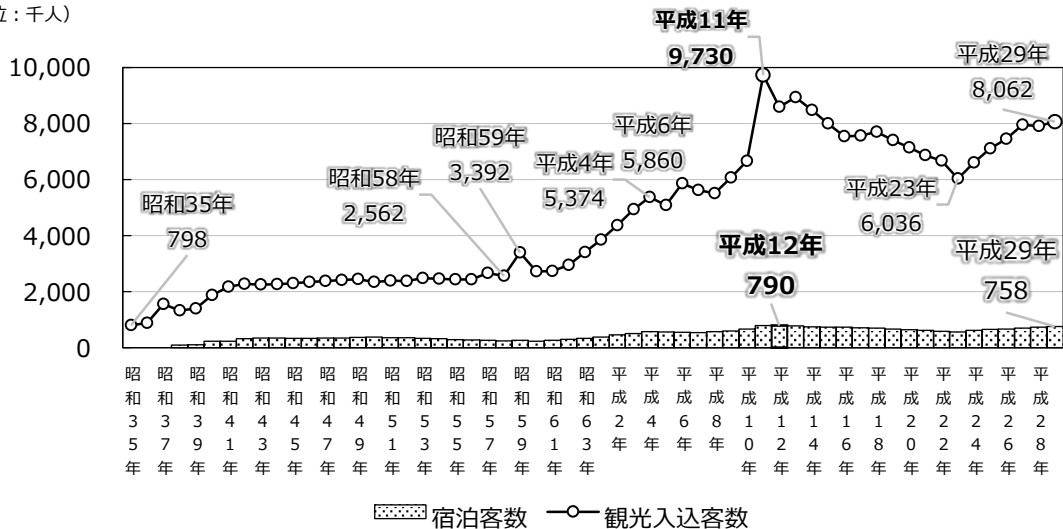


図 1-15 観光入込客数 (昭和35年～平成29年)

(資料：小樽市統計資料)

(4) 市街地構造

【都市計画区域・区域区分】

本市では、行政区域 24,383ha(平成 30 年度末現在)のうち、小樽都市計画区域 12,973ha、札幌圏都市計画区域 950ha をそれぞれ定めています。

また、区域区分により無秩序な市街地の拡大を防止し、効率的な公共投資や計画的な市街地形成を図るため、市街化区域（小樽 3,848ha、札幌圏 453ha）・市街化調整区域¹³（小樽 9,125ha、札幌圏 497ha）を設定しています。

これまでの市街化区域の推移は、昭和 50 年から 60 年まででは、勝納ふ頭、東南地域等の編入があり、376ha の増加、平成 7 年から 17 年まででは、オタモイ 3 丁目、新光町、星野町、港町、手宮 1 丁目、高島 1 丁目の各一部の編入で 50ha の増加、平成 17 年から 27 年では、銭函 5 丁目の一部の編入で、57ha 増加しています。

一方、市街化調整区域は都市的な土地利用を行わない区域で、原則として開発を抑制し、概ね農地や森林などとなっています。

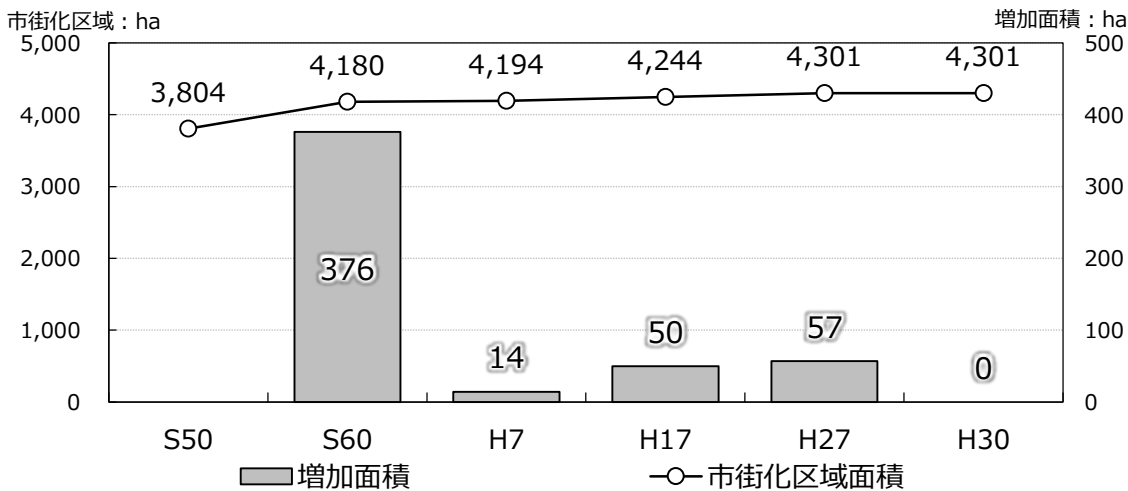


図 1-16 市街化区域の推移（昭和 50 年～平成 30 年）

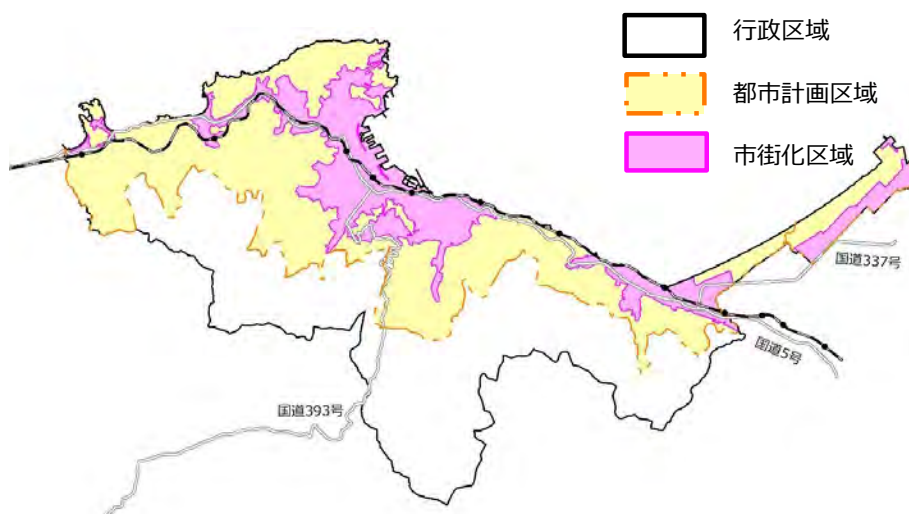


図 1-17 都市計画区域と市街化区域

(資料：平成 29 年都市計画基礎調査)

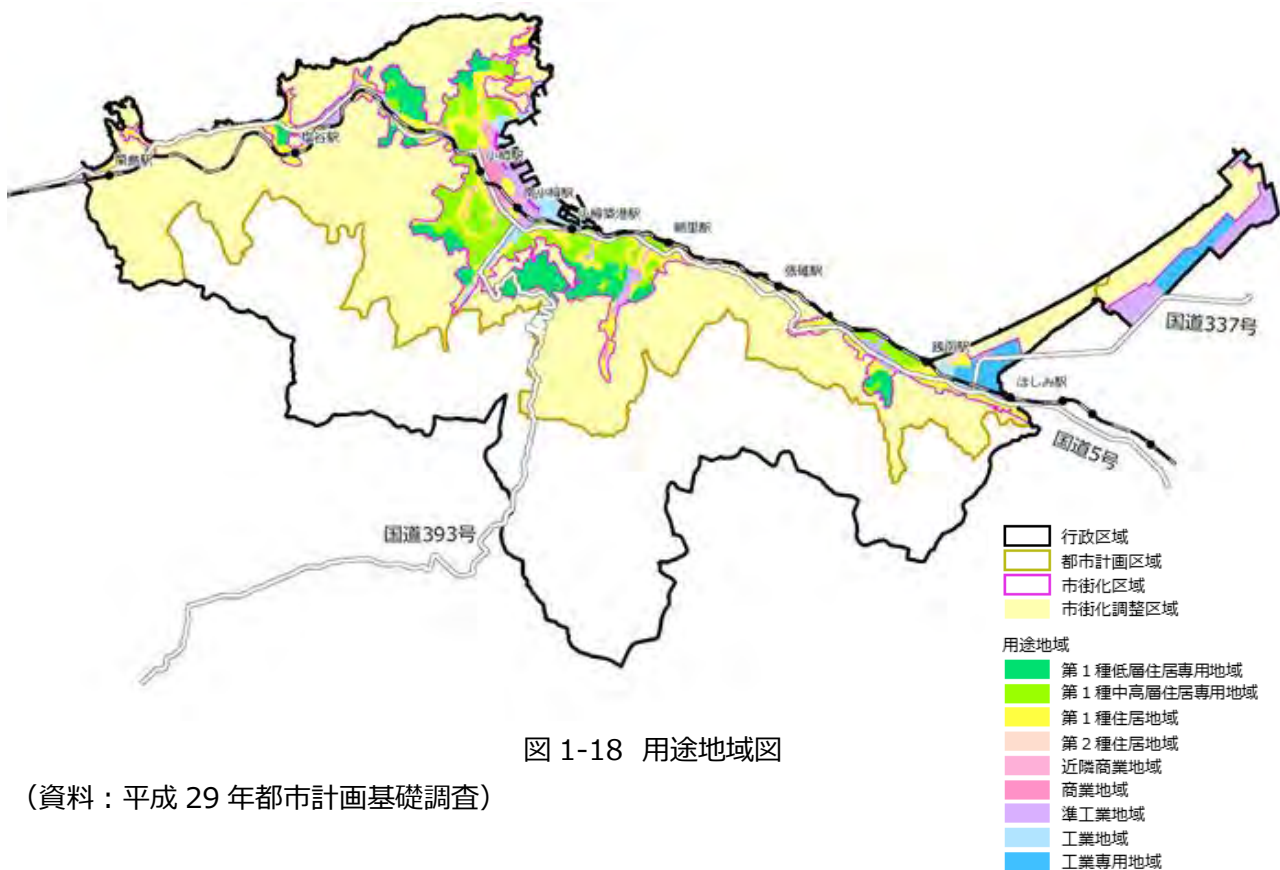
¹³ 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域

【用途地域】

本市の市街化区域では、良好な市街地形成や、住居・商業・工業などが適正に配置された合理的な土地利用を実現するため9種類の用途地域¹⁴を定めています。

表 1-2 本市が指定している用途地域 (平成 30 年度末)

区域名		小樽 都市計画区域	札幌圏 都市計画区域	合計 (ha)
行政区域				24,383
都市計画区域		12,973	950	13,923
市街化区域		3,848	453	4,301
住居系	第1種低層住居専用地域	740		740
	第1種中高層住居専用地域	792		792
	第1種住居地域	1,237		1,237
	第2種住居地域	29		29
商業系	近隣商業地域	130		130
	商業地域	78		78
工業系	準工業地域	429	254	683
	工業地域	255	26	281
	工業専用地域	158	173	331



(資料：平成 29 年都市計画基礎調査)

¹⁴ 用途地域：良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さ等を規制・誘導する地域

【中心市街地の人口】

平成 27 年の中心市街地内の人口は、11,152 人で小樽市全体の 9.1%となっており、平成 17 年と比較すると、人口は減少しているものの、中心市街地の全市に占める人口割合は増加しています。

中心市街地では、平成 15 年以降 84 棟の共同住宅が建設されていますが、この中には高層のマンションや高齢者向け住宅が含まれており、これらによる土地の高度利用が図られていることも要因のひとつと考えられます。

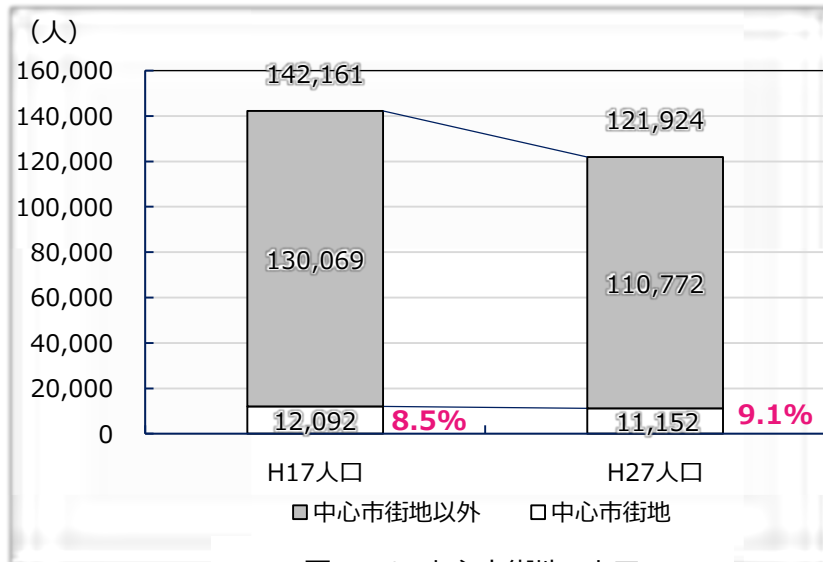


図 1-19 中心市街地の人口

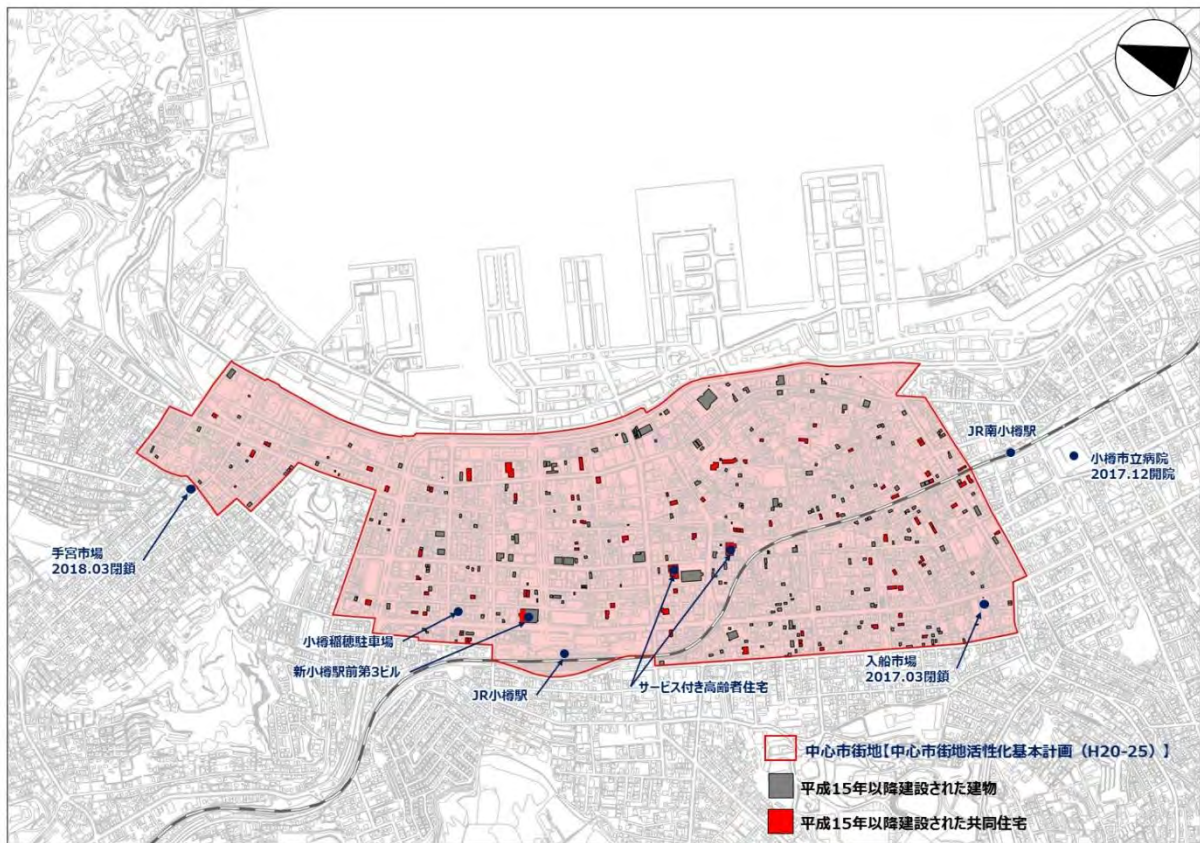


図 1-20 中心市街地の建築状況（平成 15 年以降）

（資料：平成 29 年都市計画基礎調査）

【空き地（可住地未利用地）の状況】

本市の空き地（可住地未利用地）の面積は、1,026.2ha（平成 27 年）で、市街化区域面積（4,301ha）の約 23.9%となっています。平成 18 年調査実施時（993.6ha）と比較すると、32.6ha 増加しています。朝里地域（望洋台）、銭函地域（張碓、銭函 4 丁目）において、可住地未利用地¹⁵が多く分布しています。

表 1-3 空き地（可住地未利用地面積）の推移（平成 18 年～平成 27 年）

地域	H18.1.1	H27.10.1		H18-27
		面積(ha)	構成比	
塩谷	112.9	115.2	11.2%	2.3
長橋・オタモイ	103.1	106.5	10.3%	3.4
高島	57.7	59.3	5.8%	1.6
手宮	18.3	26.3	2.6%	8.0
中央	15.4	20.4	2.0%	5.0
山手	33.2	38.0	3.7%	4.8
南小樽	78.6	83.8	8.1%	5.2
朝里	269.1	267.4	26.0%	-1.7
銭函	305.3	309.3	30.1%	4.0
全市	993.6	1,026.2	100.0%	32.6

（資料：平成 29 年都市計画基礎調査）

（単位：ha）

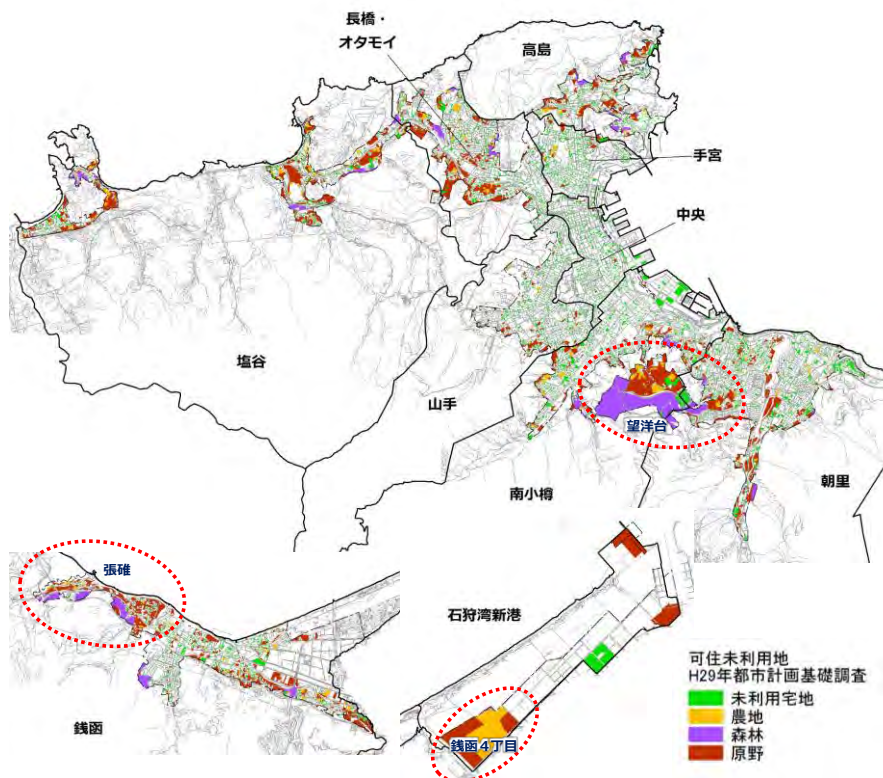


図 1-21 空き地（可住地未利用地）の分布状況

（資料：平成 29 年都市計画基礎調査）

¹⁵ 可住地未利用地：可住地のうち、建物が建築されていない土地。

未利用宅地：都市計画基礎調査により、整備済区域にある空地。（例：開発行為等により整備されているが、建物が建築されていない土地など）

【空き家の状況】

平成 27 年に実施された空き家実態調査で、小樽市内の空き家数は、2,423 件となっています。これは、市内全域の建物総数の 5.1%の割合を占めています。

管理状況別に見ると、市全体では、空き家 2,423 件のうち良好¹⁶985 件（41%）、準不全¹⁷1,052 件（43%）、不全¹⁸386 件（16%）となっています。

空き家の建物数を地域別で見ると、南小樽地域 368 件（5.1%）、手宮地域 358 件（9.6%）、中央地域 342 件（5.8%）の順となっています。

表 1-4 空き家の状況（平成 27 年）

地域名称	地域建物数	空き家建物数	割合(%)	良好	準不全	不全
塩谷地域	2,192	147	6.7	67	45	35
長橋・オタモイ地域	5,491	267	4.9	154	84	29
高島地域	3,254	208	6.4	101	73	34
手宮地域	3,734	358	9.6	138	169	51
中央地域	5,903	342	5.8	90	178	74
山手地域	6,322	323	5.1	84	192	47
南小樽地域	7,172	368	5.1	124	174	70
朝里地域	8,412	242	2.9	146	66	30
銭函地域	5,128	168	3.3	81	71	16
全市	47,608	2,423	5.1	985	1,052	386

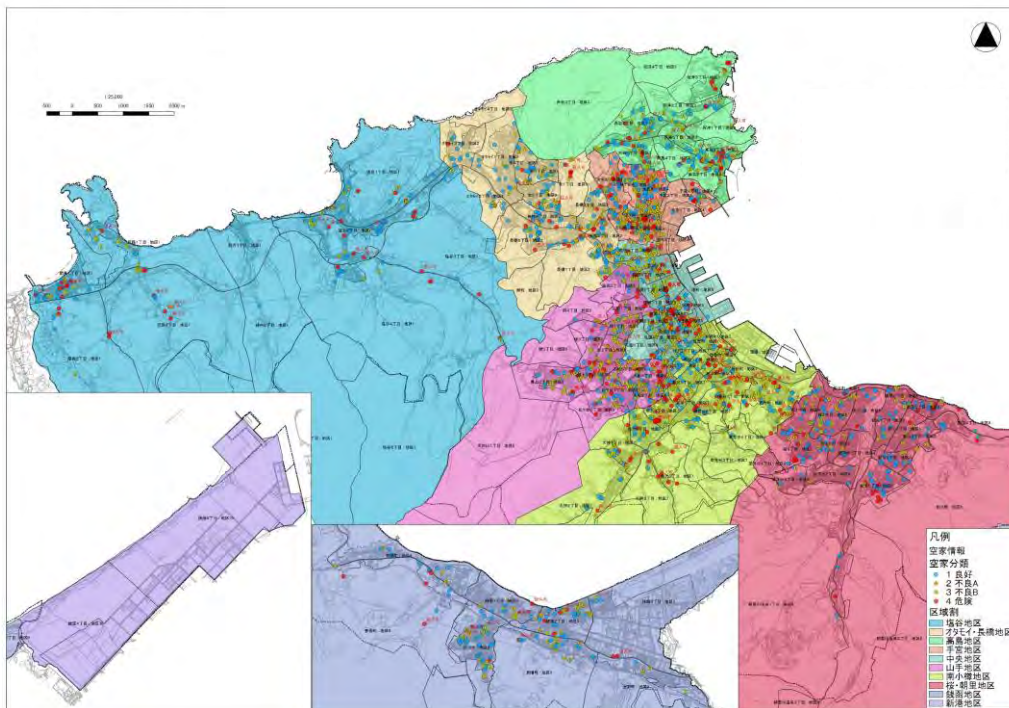


図 1-22 空き家の分布状況（平成 27 年）

¹⁶ **良好**：建物の管理状態が良いもの

¹⁷ **準不全**：そのまま放置すると不全となるもの（不全予備軍）

¹⁸ **不全**：建物の管理状態が悪いもの（破損が大きいもの等）

【都市機能施設の人口カバー割合】

①食料品店舗

食料品店舗（スーパー、市場）は、市内に 21 か所あり、徒歩圏半径 800m の人口は、83,262 人で、人口カバー割合¹⁹は、68.3%です。蘭島、忍路、塩谷、赤岩、高島、祝津、最上 2 丁目、天神、朝里川温泉、張碓町、銭函に空白箇所があります。

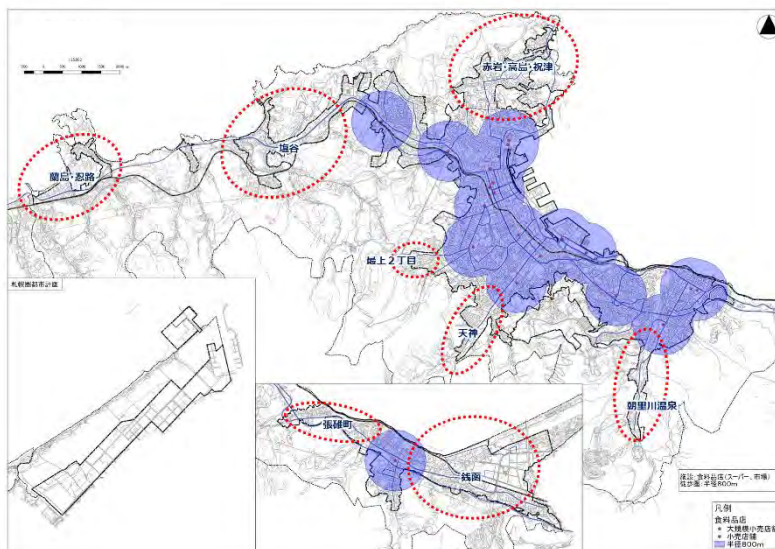


図 1-23 食料品店舗の人口カバー割合 (データ年：平成 30 年)

②コンビニエンスストア

コンビニエンスストアは、市内に 53 店舗あり、徒歩圏半径 800m の人口は、109,681 人で、人口カバー割合は 90.0%です。忍路、塩谷 3 丁目、祝津、最上 2 丁目、天神 2 丁目、朝里川温泉、張碓町、銭函 3 丁目に空白箇所があります。

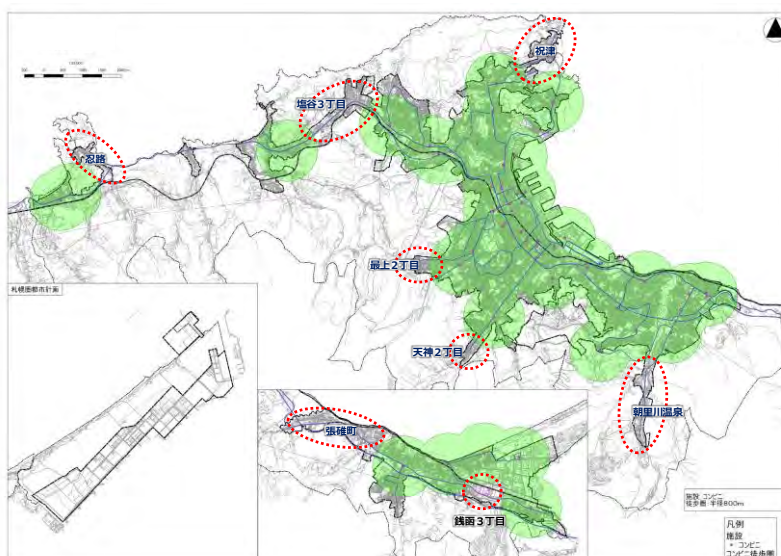


図 1-24 コンビニエンスストアの人口カバー割合 (データ年：平成 30 年)

¹⁹ 人口カバー割合：平成 27 年国勢調査人口（121,924 人）に占める割合をいう。

③ 医療施設

医療施設（内科又は外科）は、市内に 56 か所あり、徒歩圏半径 800m の人口は、95,979 人で、人口カバー割合は 78.7%です。蘭島、忍路、塩谷 3 丁目、高島、祝津、手宮 1 丁目、最上 2 丁目、天神、朝里川温泉、張碓町に空白箇所があります。

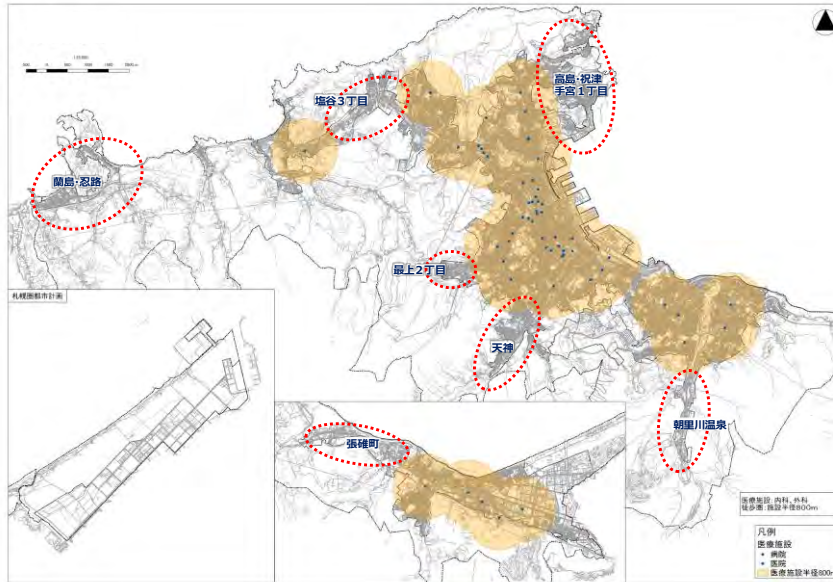


図 1-25 医療施設の人口カバー割合

(データ年：平成 30 年)

④ 福祉施設

福祉施設（訪問系・通所系（高齢者施設、障がい者施設含む））は、市内に 239 か所あり、徒歩圏半径 800m の人口は、116,066 人で、人口カバー割合は 95.2%です。忍路や張碓町に空白箇所があります。

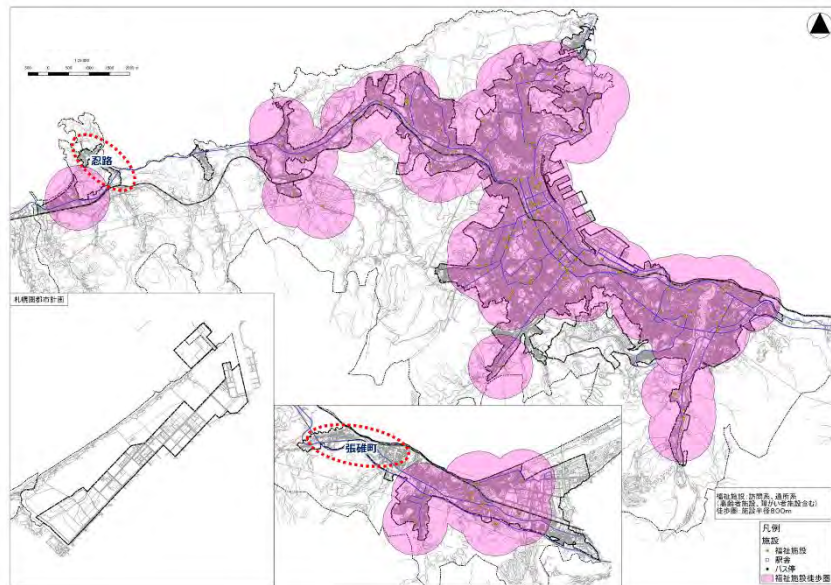


図 1-26 福祉施設の人口カバー割合

(データ年：平成 30 年)

(5) 都市交通

【都市計画道路の整備状況】

本市における道路網は、北海道横断自動車道や国道 5 号のほか、国道 337 号、国道 393 号、道道小樽港線（臨港線）、道道小樽定山溪線などが主軸となっています。

小樽都市計画道路²⁰は、56 路線・延長 143,970m あり、改良済延長 86,490m（60.08%）、整備済延長 82,200（57.10%）となっています。

また、札幌圏都市計画道路では、4 路線・延長 4,770m となっており、改良済延長 4,770m（100%）、整備済延長 4,770m（100%）となっています。

長期末整備の道路があり、主に補助幹線道路として位置付けした道路が長期末整備のままとなっています。

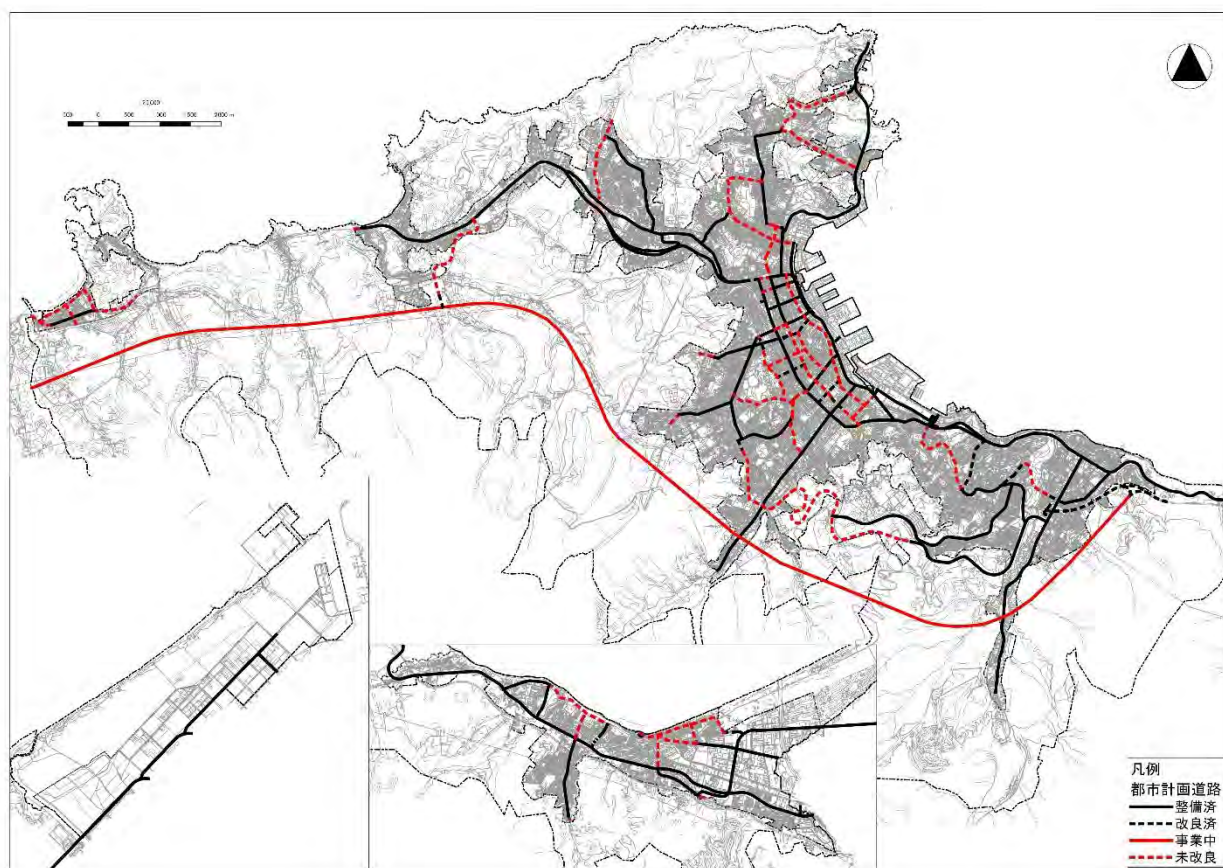


図 1-27 都市計画道路の整備状況

（資料：平成 29 年都市計画基礎調査）

²⁰ **都市計画道路**：都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

【北海道横断自動車道（余市～小樽ジャンクション開通）】

北海道横断自動車道の整備が進められ、平成 30 年に余市～小樽ジャンクション間（延長 = 23.4km）が開通し、塩谷地域には小樽塩谷インターチェンジが完成しました。

これにより、国道 5 号の交通混雑の緩和や、救急搬送の迅速性・安定性の向上、広域避難路・救援物資輸送路の確保等が見込まれています。



図 1-28 北海道横断自動車道 余市～小樽 JCT の開通区間

【北海道新幹線】

平成 29 年 3 月、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画が策定され、令和 12 年度の新小樽駅開業を見据えたまちづくりが進められます。

新幹線駅の開業により、新たに安全で利便性の高い広域ネットワークの交通手段が確保されるだけでなく、地域活性化やにぎわいの創出、交流人口の増加等が期待されています。



図 1-29 新小樽（仮称）駅周辺地域土地利用計画

（出典：北海道新幹線新小樽【仮称】駅周辺まちづくり計画（H29.3））

【自動車保有車両数】

本市の車両保有台数について、平成 17 年の 53,872 台から緩やかに減少しており、平成 27 年には 50,235 台（平成 17 年比-3,637 台 93.2%）となっています。

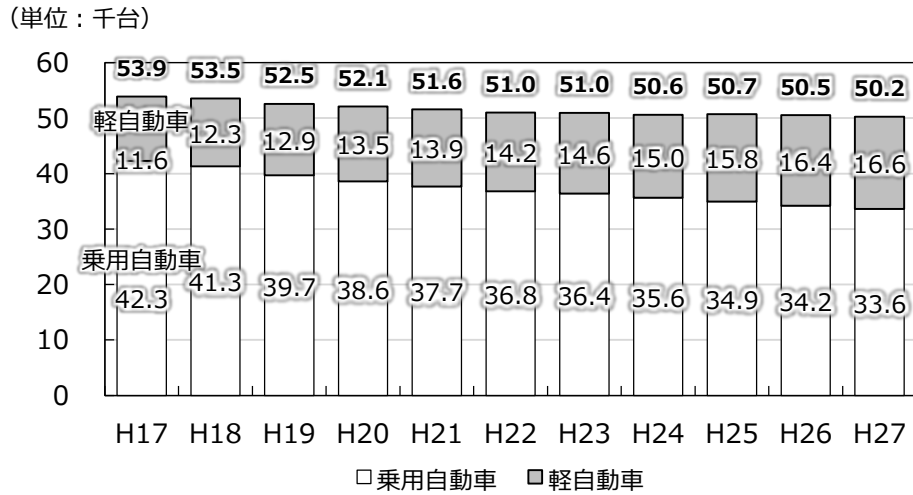


図 1-30 自動車保有車両数の推移

(資料：北海道運輸局 各年自動車保有車両年報)

【JR 駅舎とバスの停留所】

JR 駅やバスの停留所から徒歩圏（駅舎半径 800m・バス停半径 300m）の人口は、105,450 人となっています。人口カバー割合は、86.5%です。

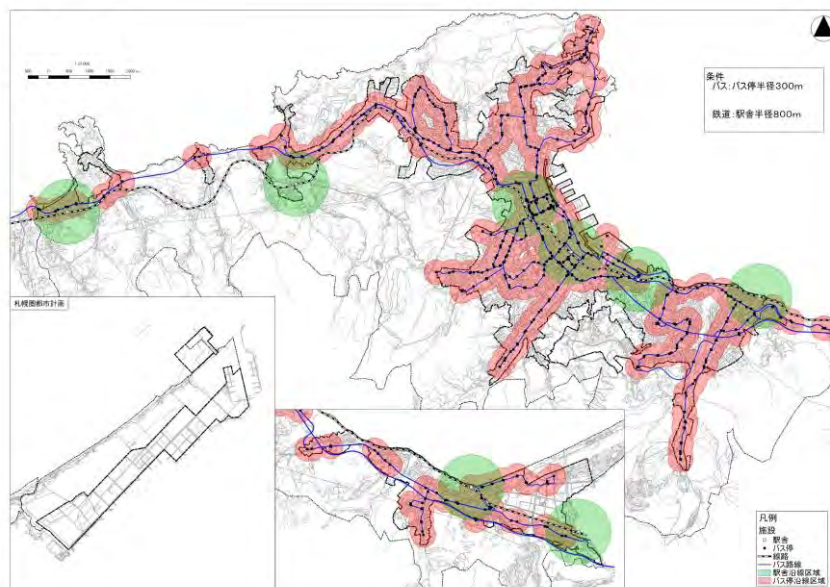


図 1-31 JR 駅舎・バス停留所の人口カバー割合

(6) 公共施設

【公共施設の再編】

本市では、平成 28 年 12 月策定の「小樽市公共施設等総合管理計画²¹」では、公共施設の維持管理にかかる今後 40 年間の費用を 63.3 億円/年と試算しており、現在維持管理・更新に充てている費用の約 2.9 倍となっています。適切に維持管理・更新を進めるため、管理に関する基本的な方針に基づき、建物用途ごとに個別の方針を定めることとしています。

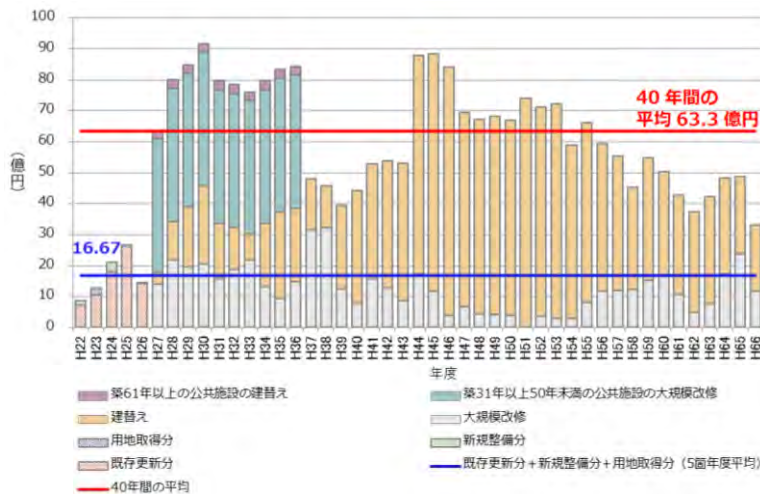


図 1-32 小樽市の公共施設の更新費

(出典：小樽市公共施設等総合管理計画 (H28.12))

【学校再編の動き】

本市では、少子化による児童生徒数の減少や学校施設の老朽化に対応し、教育環境の向上を図るため、平成 21 年に「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」を策定し、市内小中学校の再編に取り組んできました。

統廃合に伴い、使われなくなった学校敷地、校舎の利活用について、跡地利用検討委員会で検討が進められています。

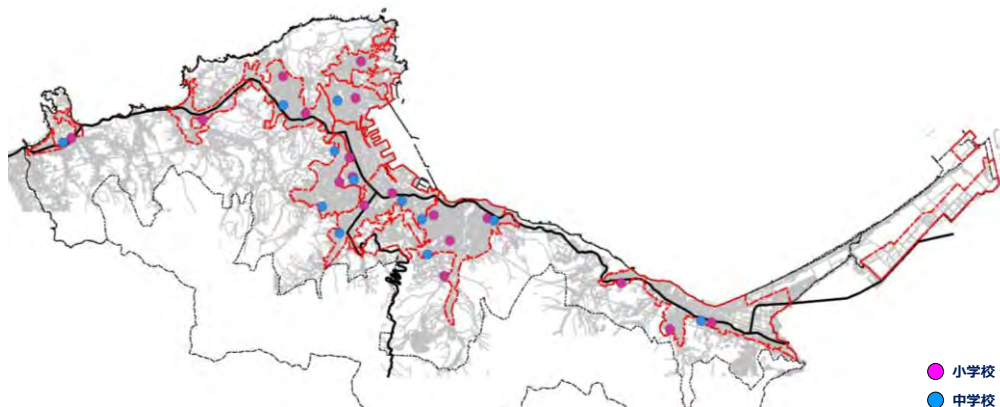


図 1-33 学校施設の分布状況

²¹ 小樽市公共施設等総合管理計画：全ての公共施設等を対象に、管理等に関する基本的な考え方を示した計画

【下水道・ごみ処理施設】

本市の下水道施設の普及率は 98.9%、水洗化率は 97.0%となっています。

平成 19 年には、「北しりべし広域クリーンセンター（ごみ焼却施設／リサイクルプラザ）」が供用され、北後志 6 市町村²²で「北しりべし廃棄物処理広域連合」を組織し、ごみの共同広域処理をしています。同施設は、北後志 6 市町村のごみ焼却施設を設置するとともに、循環型社会の形成に資するため、資源ごみ・粗大ごみを処理するリサイクルプラザを併設しています。

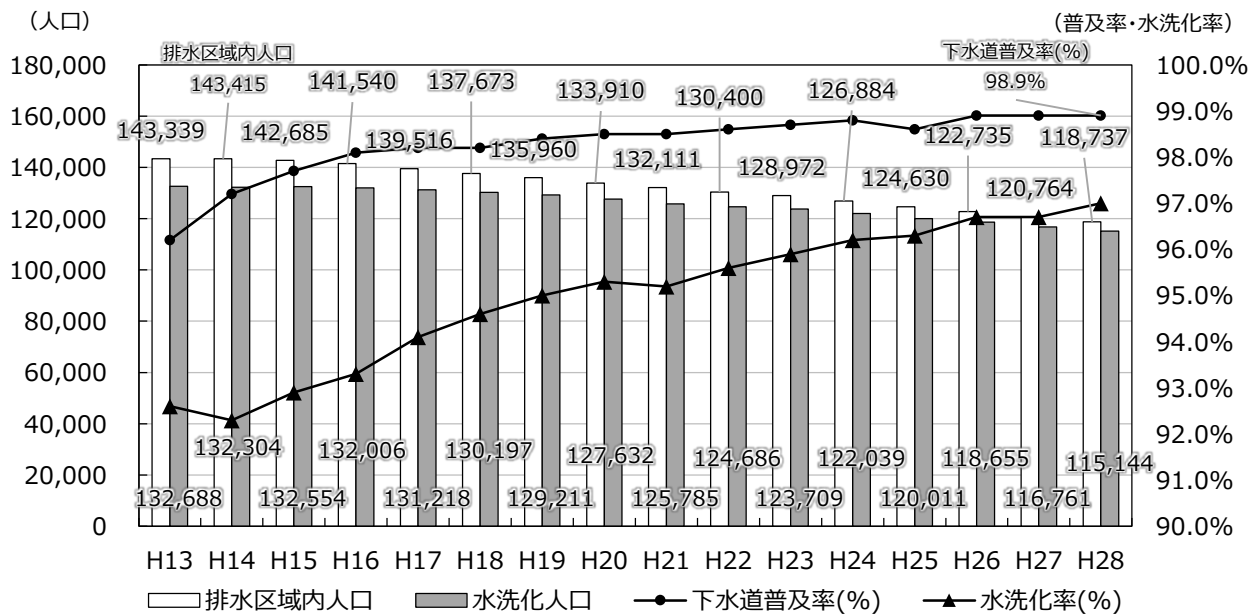


図 1-34 下水道の普及と水洗化の状況

(北しりべし広域クリーンセンター写真掲載予定)

²² 北後志 6 市町村：小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

【公営住宅の状況】

本市にある公営住宅は、平成 29 年に管理戸数が 4,257 戸となっており、入居率は約 83.8%となっています。

管理戸数のうち、募集停止住宅〔847 戸（H29）〕が平成 18 年に比べ戸数が減少しているものの、公募可能住宅個数〔3,410 戸（H29）〕も減少しています。

市営住宅については、平成 22 年から小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画²³に基づき、「建替」、「改善」、「維持管理」を計画的に進めています。

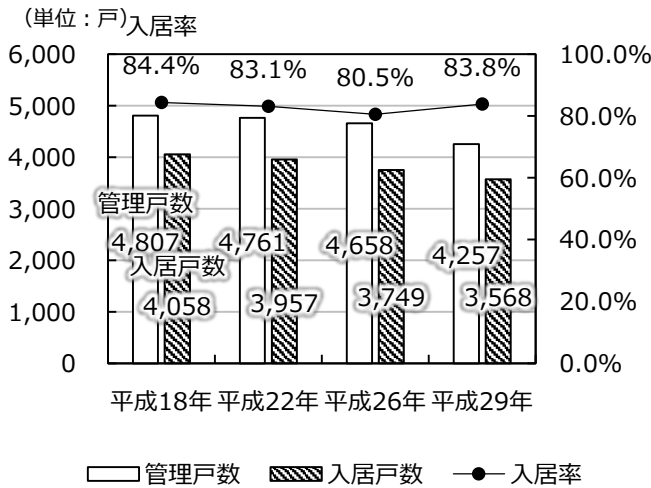


図 1-35 公営住宅の入居状況
(平成 18 年～平成 29 年)

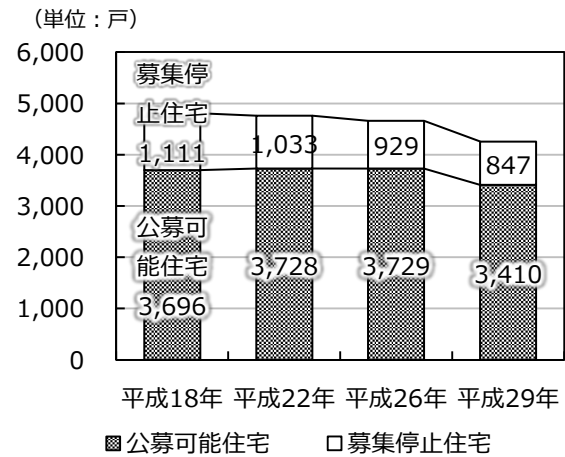


図 1-36 公営住宅の管理戸数状況
(平成 18 年～平成 29 年)

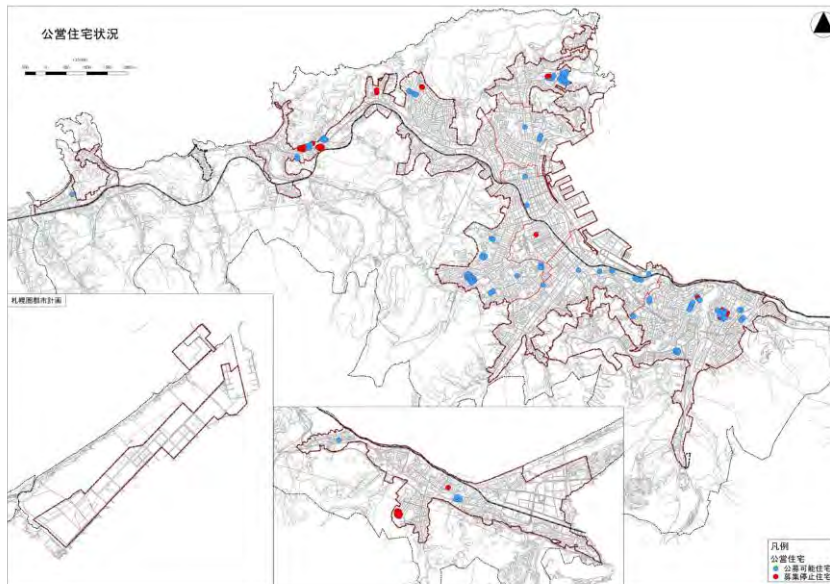


図 1-37 公営住宅の分布

²³ 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画：本市が管理する市営住宅について、将来の管理戸数の目標を定め、計画的な建て替え、改善、用途廃止などを進め、更新にかかる事業量及び事業費の平準化を図ることを目的とした計画

【公園・緑地】

本市の都市計画公園²⁴（公園・緑地）は、89か所、134.63haあり、うち86か所、127.9haが供用（平成29年度）され、供用率は95.0%です。また、市内には、住吉神社や小樽稲荷神社など自然豊かな施設が点在しています。

しかし、中心市街地やその周辺においては、緑が不足している状況にあるほか、長期未整備の都市計画公園があり、その必要性等について検討を行う必要があります。

表 1-5 都市計画公園

	箇所数 (箇所) (A)	都市計画 決定面積 (ha) (B)	供用面積 (ha) (C)	供用率 (%) (C)/(B)
街区公園 ²⁵	65	12.51	12.2	97.5
近隣公園 ²⁶	12	18.5	17.5	94.6
地区公園 ²⁷	6	27.7	23.8	85.9
総合公園 ²⁸	3	74.4	73.4	98.7
緑地	3	1.52	1.00	65.8
計	89	134.63	127.9	95.0

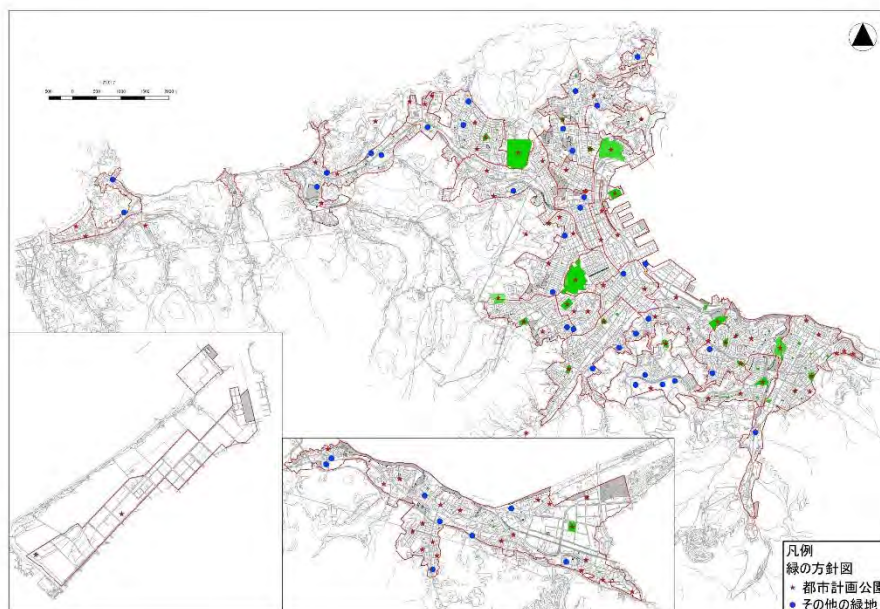


図 1-38 公園・緑地

²⁴ 都市計画公園：都市計画法に基づき、都市計画決定された公園

²⁵ 街区公園：主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とし、敷地面積 0.25ha を標準とする市民に最も身近な公園

²⁶ 近隣公園：主として近隣に居住する人の利用に供することを目的とし、敷地面積 2ha を標準とする公園

²⁷ 地区公園：主として徒歩圏内に居住する人の利用に供することを目的とし、敷地面積 4ha を標準とする公園

²⁸ 総合公園：都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動などを総合的な利用に供することを目的とし、敷地面積 10～50ha を標準とする公園

【小樽港と石狩湾新港の将来ビジョン】

本市には、小樽港と石狩湾新港の二つの国際港湾を有しています。小樽港には、アジアの主要都市を結ぶ外国貿易定期コンテナ航路が就航しています。また、石狩湾新港では、北方圏諸国をはじめ、アジア、北米地域を結ぶ日本海側の拠点であるほか、LNG 火力発電施設を有しエネルギーの供給拠点としての役割も担っています。

本市では、それぞれ港について将来ビジョンを策定しています。小樽港将来ビジョン（平成19年11月策定）では、平成30年代後半の港湾空間の基本ゾーニング²⁹が示され、このビジョンに沿って進められており、石狩湾新港長期構想（平成26年12月策定）では、平成40～50年代を目標年次としており、港湾利用ゾーニングが示されています。

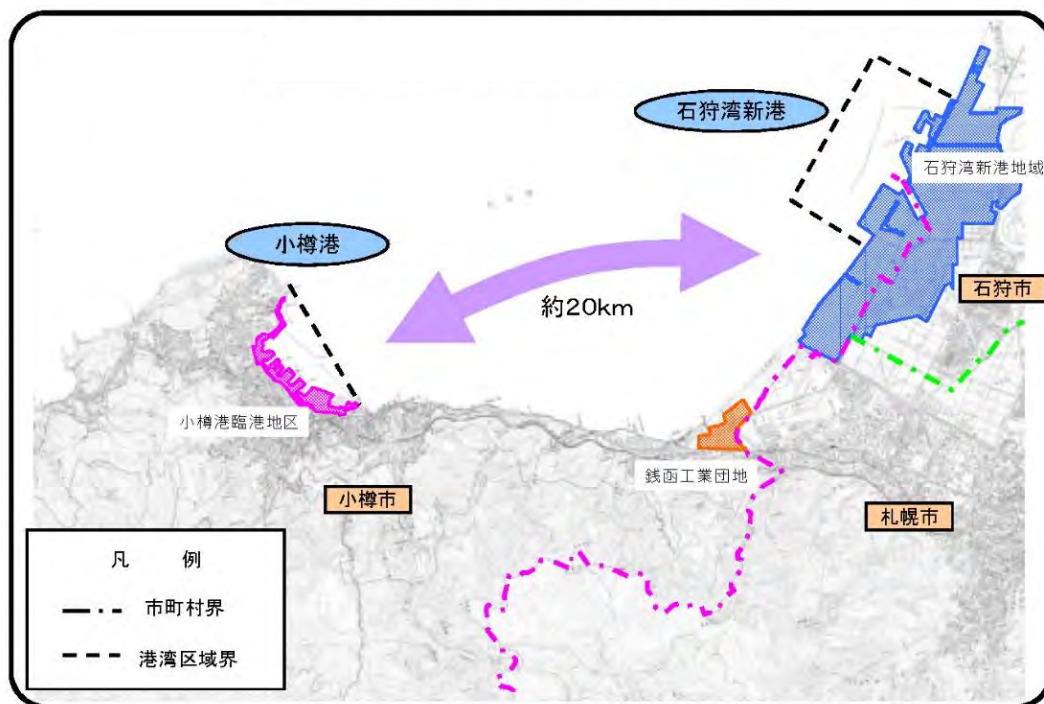


図 1-39 小樽港と石狩湾新港の位置

(出典：小樽港将来ビジョン（H19.11）)

²⁹ ゾーニング：土地利用の内容に沿って、一定のまとまりで区分すること

(7) 都市防災

【自然災害危険箇所と災害対応策】

本市の行政区域は、大部分を山地や丘陵地で占められており、急傾斜地が多い特性から、地震や台風の発生、崖崩れや地滑り、河川の氾濫や津波など、多くの災害に備える必要があります。

市内の急傾斜地では、土砂災害警戒区域等³⁰の指定が進められており、令和元年 6 月時点では、224 か所が指定されています。

また、銭函地域の星置川、新川付近では、洪水浸水想定区域³¹が指定されています。

蘭島、忍路から銭函に至る沿岸部では、大規模地震時の津波発生による浸水を想定し、平成 30 年度に津波災害警戒区域³²が指定されています。

大規模な災害時に備えて、規模の大きい公園を緊急避難場所に指定しているほか、住民が避難生活を送れる場所として、63 か所（平成 31 年 2 月現在）の施設を避難所に指定するなどの、対策を行っています。

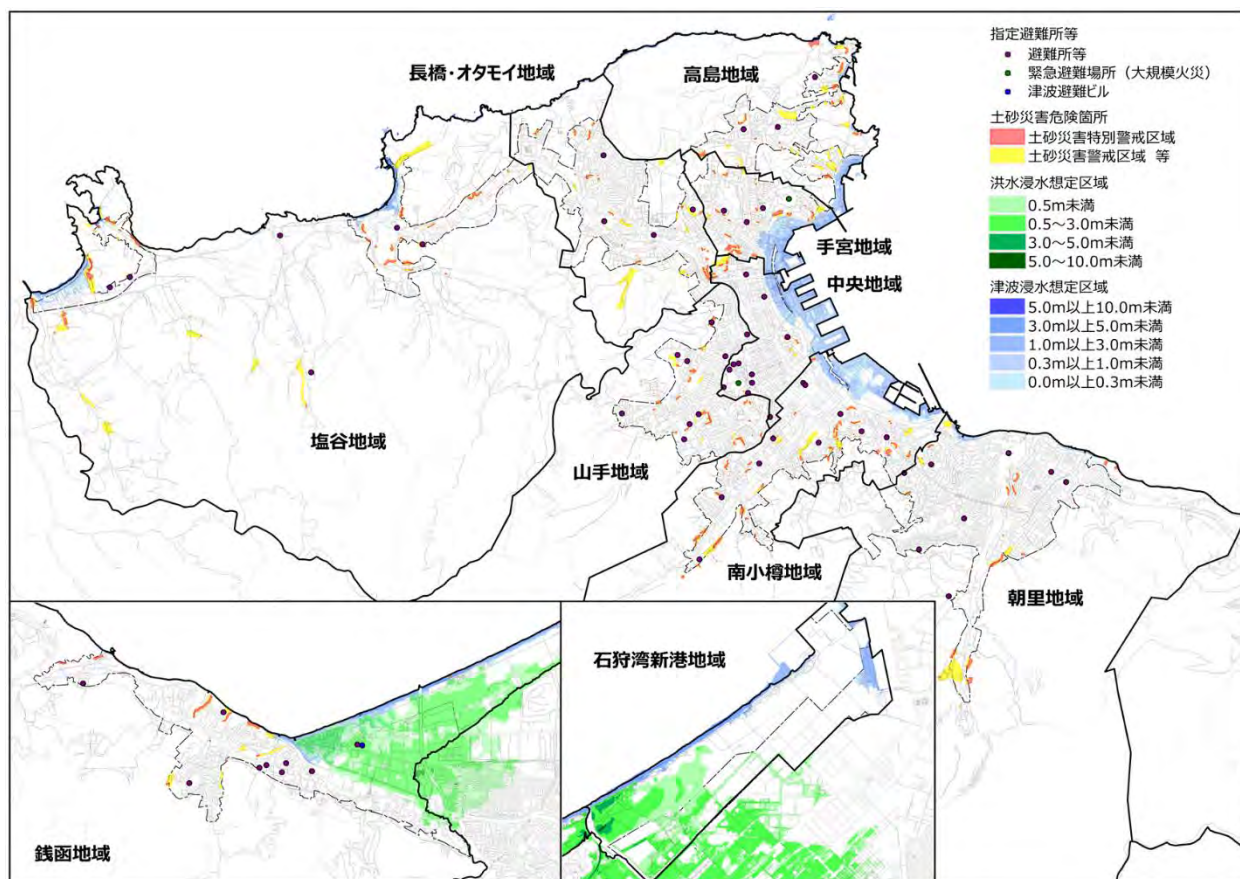


図 1-40 災害危険箇所（土砂災害・浸水）

³⁰ 土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域）及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域）

³¹ 洪水浸水想定区域：想定し得る最大規模の降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

³² 津波災害警戒区域：津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域

2 市民意向

(1) 市民意向調査概要

「第2次小樽市都市計画マスタープラン」の策定に当たり、市民の意向を把握するため、これまでのまちづくりへの評価や今後のまちの将来像に視点を置き、市民アンケート調査を実施しました。

調査は、平成30年4月27日から5月14日まで、18歳以上、3,000人の方を対象に行い、727人の方から回答を得ました。

(2) 市民意向調査による評価と重点項目

1) 評価

本市のこれまでのまちづくりについて、どの項目においても「ふつう」が最も多くなっていますが、「道路や交通網の整備状況について」は、満足度が低い回答³³（52.9%）が最も多くなっています。

一方で、「街並み、景観について」は、満足度が高い回答³⁴（35.0%）が満足度が低い回答を12.4ポイント上回っています。

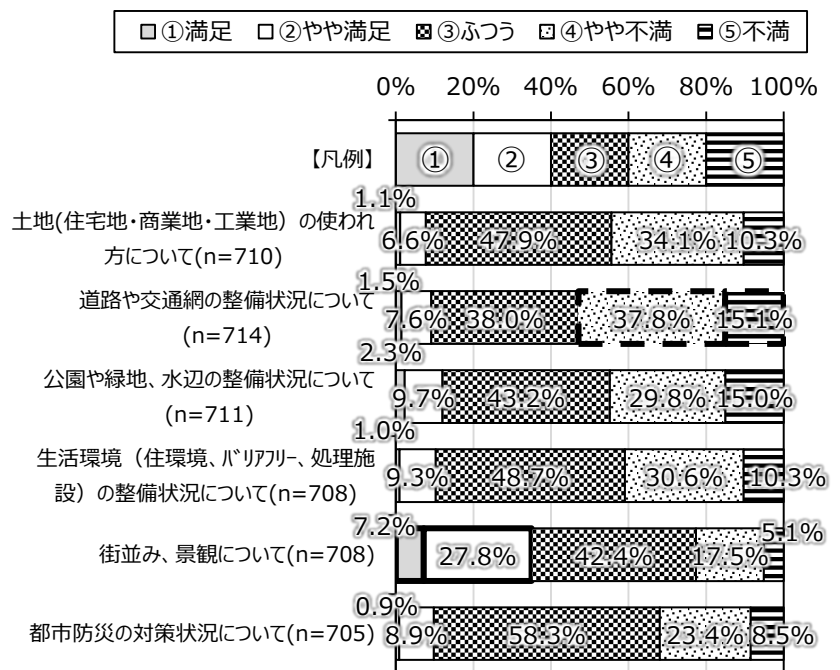


図1-41 これまでのまちづくりに対する評価

2) 重点項目

①土地の使いわれ方については、空き家・空き地の活用が必要

土地利用の使いわれ方については、「市内に散在している空き家・空き地の活用を図る必要がある（77.4%）」ことに、今後重点を置くことが求められていると考えられます。

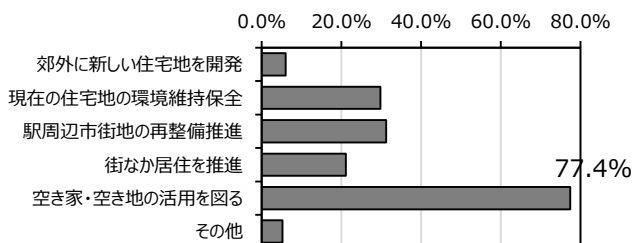


図1-42 重点項目（土地の使いわれ方）

³³ 満足度が低い回答：「不満」+「やや不満」の回答

³⁴ 満足度が高い回答：「満足」+「やや満足」の回答

②道路や交通網については、冬期交通対策や公共交通機関の充実が必要

道路や交通網については、「冬期交通の滑り対策や交差点の見通しの改善を図る（54.9%）」ことや、「バスや鉄道など、公共交通機関の充実を図る（35.3%）」ことに、今後重点を置くことが求められていると考えられます。

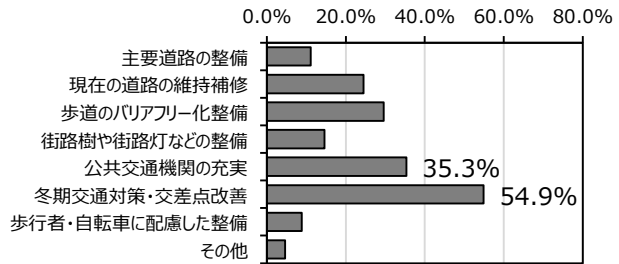


図 1-43 重点項目（道路や交通）

③公園や緑地、水辺については、既存公園の充実が必要

公園や緑地、水辺については、「住宅地周辺にある既存の公園の充実を図る（46.3%）」ことに、今後重点を置くことが求められていると考えられます。

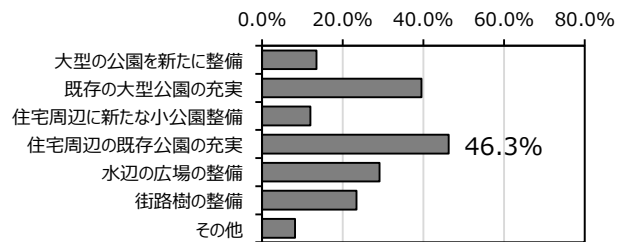


図 1-44 重点項目（公園や緑、水辺）

④生活環境については、住宅施策の充実や災害に強い施設整備が必要

生活環境（住環境、バリアフリー、処理施設）については、「若年層やファミリー層向けの住宅施策を充実する（46.0%）」ことや、「災害に対し、安全で機能性を重視した処理施設を整備する（45.8%）」ことに、今後重点を置くことが求められていると考えられます。

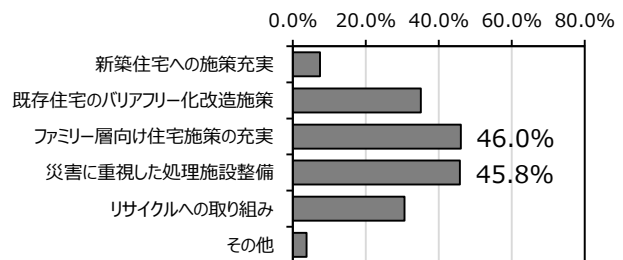


図 1-45 重点項目（生活環境）

⑤街並み、景観については、魅力ある景観づくりが必要

街並み、景観については、「歴史的建造物・風景を保全し魅力ある景観づくりをする（67.1%）」ことを、これまで同様に維持していくことが重要であると考えられます。

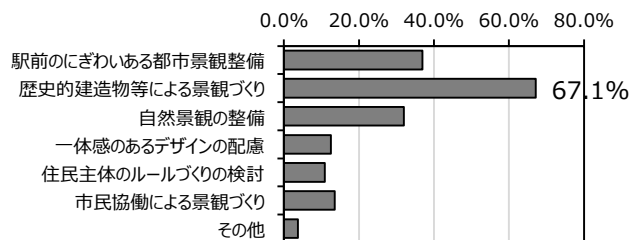


図 1-46 重点項目（街並み、景観）

⑥都市防災の対策については、公共施設の耐震化が必要

都市防災の対策については、「防災拠点や避難施設となる公共施設の耐震化を図る（39.7%）」ことに、今後重点を置くことが求められていると考えられます。

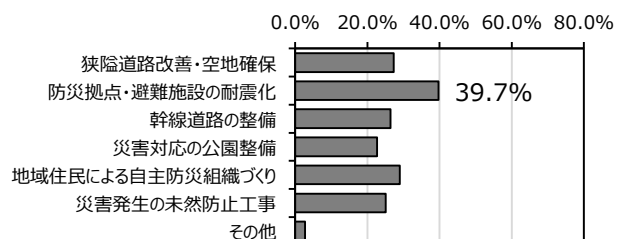


図 1-47 重点項目（都市防災）

3 1次マスタープランの評価

1次マスタープランの部門別方針に基づき策定・実施された主な実績を取りまとめ、各部門の取組に対する評価として市民アンケートの結果を位置付けます。

(1) 部門別の評価

1) 土地利用

【基本的考え方】

海と山に囲まれ平地が少ない本市の地形的特性や土地利用の経緯、実態などを考慮しつつ、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和のとれた土地利用を進めます。

また、丘陵の緑により区分された地域ごとに計画的な土地利用を誘導し、人口の減少や少子高齢化などの社会動向も考慮した、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指します。

項目	本文(抜粋)	主な施策・計画・事業等	主な実績値(H15~)	市民アンケート		
基本的考え方	1) 秩序ある快適な市街地の形成をめざします	《都市計画》 小樽都市計画区域、札幌圏都市計画区域 用途地域、地区計画、防火地域又は準防火地域、高度地区、高度利用地区、特別用途地区(特別工業地区、特別業務地区第1種・第2種)、臨港地区 《関連計画》 小樽市中心市街地活性化基本計画、小樽市景観計画、ロードヒーティング更新計画、道路ストック計画、橋りょう長寿命化計画など	《市街化区域面積》 H14 4,243ha H30 4,301ha 58ha 増 《用途地域》 10カ所、7回変更 《地区計画》 1地区、1回決定 8地区、7回変更	これまでの土地の使われ方 		
	2) 地域の特性を活かします				住居系・商業系・工業系などの土地利用は適切な配置につとめ、中心部のにぎわいや郊外部の落ち着いたなど 地区ごとに個性ある都市形成を誘導 します。	《事業》 既存借上公営住宅事業 ・1棟 4戸 (H29年度より開始)
	3) 高度利用や、未利用地の有効活用を進めます				既成市街地は、公共施設の整備や計画的な土地利用の誘導等により、住環境の改善につとめます。 中心市街地は、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため 市街地の再開発を促進し、街なか居住と商業などが複合したにぎわいある空間の形成 をめざします。	《計画》 北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画(H29年度策定) 小樽市中心市街地活性化計画(H20年度策定)
土地利用の整備方針	1) 快適な住環境を創出する住居系土地利用	《事業》 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に位置付けられた事業、市街地再開発事業、街路事業、企業誘致促進事業など				
	2) にぎわいを生み出す商業系土地利用				①低層住宅ゾーン ②中高層住宅ゾーン ③一般住宅ゾーン	
	3) 生産や物流を支える工業系土地利用				①中心商業ゾーン ②住商複合ゾーン ③沿道サービスゾーン ④観光・歴史・レクリエーションゾーン ①工業流通ゾーン ②住工共生ゾーン	

2) 交通

【基本的考え方】

交通は、日常生活や経済活動と密接な関係にあり、特に道路は生活する上で欠くことのできない都市基盤です。現状を見ると交通混雑や駐車場対策、自然環境への配慮や高齢社会への対応など様々な課題を抱えています。これらの多様な課題に対応し、将来へ向けた活力ある小樽を創造するために、安全で快適な、人にやさしい交通環境の実現を目指します。

項目	本文(抜粋)	主な施策・計画・事業等	主な実績値(H15~)	市民アンケート
基本的考え方	1) 総合的な交通体系を強化します	<p>《都市計画》 都市計画道路</p> <p>《関連計画》 小樽市環境基本計画、小樽市温暖化対策推進実行計画、地域防災計画、津波避難計画、緊急輸送道路ネットワーク計画など</p> <p>《事業》 北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進事業、小樽港縦貫線整備事業(国直轄)、臨港道路新設改良事業(小樽港縦貫線)、街路事業、駐車場マップによる情報提供、小樽市中小企業等振興条例第9条に基づく設備総合資金(融資)、小樽市中小企業等振興条例第3条に基づく商店街近代化施設設置事業助成(助成金)、小樽市における外国人旅行者の移動容易化のための言語バリアフリー化調査事業、銭函駅生活交通改善事業など</p>	<p>《計画》 南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定(H28) 北海道新幹線新小樽(仮称)駅まちづくり計画策定(H29)</p> <p>《事業》 街路事業 礼文塚通他5路線都計画道整備延長 L=82.52 km(H14) L=86.97 km(H29) 北海道横断自動車道 ・H30年度開通予定 ・フルジャンクション化決定(H29) 銭函駅生活交通改善事業(H29) ・EV2基設置 ・多機能トイレ設置 ・スロープ設置</p> <p>《環境基準》 自動車交通騒音測定・面的評価 ・近接空間：95.9%適合 ・非近接空間：97.2%適合(H28)</p> <p>《避難路》 海拔表示板(150か所)及び避難誘導看板設置(19か所)(H26~27)</p>	<p>これまでの取組道路や交通網の整備状況</p>
	2) バランスのとれた交通環境の実現をめざします	<p>・歴史的な街並みが楽しめる道づくりを進めます。 ・「小樽市駐車場整備計画」の策定や駐車場情報の提供などにつとめ、交通の円滑化を図ります。 ・バリアフリー化など安全性を考慮した歩行者空間の創出につとめます。 ・駅などの交通結節点の機能強化を図り、公共交通機関の連携につとめます。</p>		
交通の整備方針	1) 交通ネットワークの強化	<p>①広域的な路線等の整備 ②都市の機能を強化する路線等の整備</p>		
	2) 駐車場の整備、利用促進	<p>・「小樽市駐車場整備計画」を策定。 ・駐車場建設の促進につとめます。</p>		
	3) 公共交通の充実	<p>①広域輸送体系の確立 ②都市内交通環境の充実</p>		
	4) 歩行者交通環境の充実	<p>・歴史的街並みを楽しみながら、安全に回遊できる散策ネットワークの創出。 ・安心して歩くことのできる空間を確保。 ・快適な歩行者空間の整備を図るとともに、安らげる空間の確保。 ・安全で快適な歩行者空間の形成。</p>		

3) 緑

【基本的考え方】

市民生活に潤いと豊かさを与える「緑」は、自然環境の保全、レクリエーション、防災、景観形成など多様な役割を持っています。

本市では、「小樽市緑の基本計画」を策定し（H15年度策定予定）、緑の保全と創出、緑化の推進など、都市と自然環境との良好な共存・共生関係を目指します。

項目	本文(抜粋)	主な施策・計画・事業等	主な実績値(H15~)	市民アンケート	
基本的考え方	1) 自然を守っていきます	市街地背後の緑は雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしているため、これらの 自然を保全 し、次世代に継承していきます。	《関連計画》 地域防災計画、小樽市公園施設長寿命化計画など 《事業》 未来につなぐ森づくり推進事業、小樽公園再整備事業、都市公園安全・安心事業、花と緑のまちづくり事業助成、公園花壇ボランティア、街路事業など	《計画》 小樽市緑の基本計画策定(H16) 小樽市景観計画策定(H20) 小樽市森林整備計画 奥沢水源地保存・活用基本構想策定(H24) 《都市公園》 ・公園整備 街区公園：2公園 供用 91公園(H15) 93公園(H30) ・施設整備 遊具の更新 50公園 多目的WC新設3公園 《防災》 小樽公園と手宮公園を緊急避難場所に指定 《環境保全》 ・保存樹木等の指定 保存樹木7か所 保全樹林6か所 《市民》 ・花いっぱいコンクール ・花と緑のまちづくり事業助成25件	これまでの取組公園や緑地、水辺の整備状況
	2) 緑を増やしていきます	まとまった緑の保全を図るとともに、身近な公園などの緑の育成につとめ、それらを結ぶ 緑のネットワークを形成 します。			
	3) 河川を大切にしていきます	今後とも、周辺の特性に応じた 親しみのある河川環境の形成 を図ります。			
	4) 市民とのパートナーシップづくりを進めます	今後とも、市民が学び、ふれあうことのできる施設整備や緑化活動の支援など、 市民とのパートナーシップづくり を進めます。			
緑の整備方針	1) 豊かな自然環境の保全	市街地に点在する樹林は重要な緑地として、 良好な環境を保全 します。	《事業》 未来につなぐ森づくり推進事業、小樽公園再整備事業、都市公園安全・安心事業、花と緑のまちづくり事業助成、公園花壇ボランティア、街路事業など	《計画》 小樽市緑の基本計画策定(H16) 小樽市景観計画策定(H20) 小樽市森林整備計画 奥沢水源地保存・活用基本構想策定(H24) 《都市公園》 ・公園整備 街区公園：2公園 供用 91公園(H15) 93公園(H30) ・施設整備 遊具の更新 50公園 多目的WC新設3公園 《防災》 小樽公園と手宮公園を緊急避難場所に指定 《環境保全》 ・保存樹木等の指定 保存樹木7か所 保全樹林6か所 《市民》 ・花いっぱいコンクール ・花と緑のまちづくり事業助成25件	これまでの取組公園や緑地、水辺の整備状況
	2) 緑豊かなまちづくり	①拠点となる公園の整備・充実 ②身近にふれあえる公園の整備・充実 ③道路緑化の推進 ④防災機能を有する公園整備			
	3) 水辺を活かしたうるおいある空間の創出	うるおいが感じられる緑化や親水性の高い空間の創出につとめます。			
	4) 市民と一体となった緑づくり	①パートナーシップの強化と緑化活動への支援 ②豊かな自然環境にふれあえる拠点施設の充 ③ボランティア組織の育成実			

4) 生活環境

【基本的考え方】

(1) 住宅・住環境

人口の減少や高齢化などの社会動向を考慮し、定住人口の増加を図る住宅施策を推進するとともに、冬の暮らしを快適なものとする生活環境づくりを進め、誰もが安心して、快適に住み続けられる住宅・住環境の形成に努めます。

(2) バリアフリー

本市の高齢化率は、道内主要都市の中でも高い比率にあります。

今後の本格的な高齢社会や地形的な特性を踏まえ、ノーマライゼーションの理念のもとに、すべての人が住み慣れた地域社会の中で暮らせる、人にやさしいまちづくりを目指します。

このため「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づくまちづくりを進めるとともに、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりに努めます。

(3) 処理施設

海や河川などの水環境の保全やごみの減量化・再資源化などが近年大きな社会問題となっています。このことから、下水道やごみ処理施設などの生活関連施設の整備・充実に努め、生活環境の向上を図ります。

項目	本文(抜粋)	主な施策・計画・事業等	主な実績値(H15~)	市民アンケート	
住宅・住環境の方針	●快適に暮らせる住宅・住環境の向上	①良好な住環境の形成 ②良質な公営住宅の供給推進 ③良質な民間住宅建設の誘導	《都市計画》 地区計画 《関連計画》 第6次小樽市総合計画(基本計画・安全で快適な住みよいまち(生活基盤)・除排雪)、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想、雨水管理総合計画、小樽市一般廃棄物処理基本計画など 《事業》 既存借上公営住宅制度、小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度、銭函駅生活交通改善事業、都市公園安全・安心事業、公共下水道事業、小樽雪あかりの路 など	《計画》 小樽市住宅マスタープラン策定(H26) 《事業》 公営住宅 ・勝納住宅(H16) ・オタモイ住宅1~4号棟(H17~H24) ・若竹3号棟建て替え(H30) 住宅リフォーム助成事業 ・14件(H28~) 既存借上公営住宅事業 ・1棟4戸(H29~)	これまでの取組生活環境の整備状況
	●若年者・ファミリー層の定住促進	①街なか居住の推進 ②未利用地の有効活用			
	●高齢者や障害者の住宅への支援	①公共住宅の確保 ②賃貸住宅への支援 ③住宅改造などへの支援			
	●雪や寒さに強い生活環境づくり	①雪に強い道路・交通の確保 ②雪や寒さに強い住まいづくり ③北国らしいライフスタイルの確立			
バリアフリーの方針	●歩行者空間の確保	車椅子などにも配慮した歩道のネットワークの形成や段差の解消などにつとめます。	《計画》 南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定(H28) 《事業》 銭函駅生活交通改善事業実施(H29) ・EV2基設置 ・多機能トイレ設置 ・スロープ設置 公園多目的WC新設 3公園(H25~) 公共施設の新築・改築に伴うバリアフリー整備 10か所(H16~) ・保育所 2か所 ・学校 3か所 ・公営住宅 5か所	(満足) (やや満足) (ふつう) (やや不満) (不満)	
	●公共交通機関施設のバリアフリー化	公共交通機関の施設における連続性のあるバリアフリーの整備を誘導します。			
	●誰もが利用しやすい建築物の整備	多くの人が利用する公共的な施設は、誰もが円滑に利用できる出入口や通路、階段、トイレなどの整備を進めます。			
	●公園のバリアフリー化	公園の整備に際しては、バリアフリーを図り、誰もが利用しやすい施設整備につとめます。			
処理施設の方針	●下水道施設	①公共用水域の水質保全 ②浸水の防除 ③災害への対応 ④空間の多目的利用と周辺環境との調和	《計画》 小樽市上下水道ビジョン策定(H21) 《施設》 北しりべし広域クリーンセンター(H19 供用開始) 《普及》 (H15) ・下水道普及率 99.8% ・下水道普及率 97.7% (H28) ・下水道普及率 99.9% ・下水道普及率 98.9%	(満足) (やや満足) (ふつう) (やや不満) (不満)	
	●ごみ処理施設など	①ごみ処理施設の整備 ②リサイクル施設の整備			

5) 都市景観

【基本方針】

- 独自性の確立：歴史・自然・文化などの“小樽らしさ”の保全と創造。
- 快適空間の創造：水と緑を生かした潤いあるアメニティ（快適な環境）の創造。
- シンボル空間の創造：景観形成の核となるシンボル空間の創造。
- 街並みの個性化：地区特性を生かした個性的で調和のとれた街並みの創造。
- 自然の移り変わりの尊重：朝日・夕日・夜景などの時間の移り変わりと四季折々の変化を大切にした都市景観の創造。

項目	本文（抜粋）	主な施策・計画・事業等	主な実績値(H15～)	市民アンケート	
都市景観形成の方針	1) 緑の保全と創出	<p>《事業》 小樽市花と緑のまちづくり事業など</p>	<p>《計画》 小樽市緑の基本計画策定（H16） 小樽市景観計画策定（H20）</p> <p>《指定》 歴史的建造物指定 16 指定 小樽歴史景観区域 15 地区指定</p> <p>・保存樹木等の指定 保存樹木 7 か所 保全樹林 6 か所</p> <p>《事業》 小樽市花と緑のまちづくり事業 助成 25 件</p>	<p>これまでの取組 街並み、景観</p> <p>7.2% 満足</p> <p>27.8% やや満足</p> <p>42.4% ふつう</p> <p>17.5% やや不満</p> <p>5.1% 不満</p>	
	2) 歴史的建造物の保全				それらの自然を大切にするとともに樹木等の指定による保全、公園緑地等の整備、開発行為や事業所等における緑化などの推進につとめます。
	3) 建築物などのデザイン誘導				歴史と文化を伝える歴史的建造物を保全し、その歴史的景観を継承することにより、小樽らしい個性的なまちづくりを進めます。 また、歴史的建造物の保全にあたっては、所有者や使用者の理解・協力のもと、生活環境の向上や経済活動の振興に配慮しながら外観保全につとめます。
	4) 「都市景観形成重要ゾーン」の整備				大規模建築物等を計画する場合は、周辺や都市全体の景観と調和するように、規模やデザインなどについて誘導します。
	5) 協働による景観づくり				小樽港マリーナ・築港地区から堺町・色内・小樽運河を経て、旧手宮駅跡地までの地区は中央通とともに「都市景観形成重要ゾーン」と位置付けされており、今後とも好ましい都市景観の形成を誘導します。
	特別景観形成地区の指定や歴史的建造物などに対する資金的支援につとめるとともに、景観アドバイザー制度等の活用による民間事業への適切な誘導など、総合的な景観づくりを進めます。 また、都市景観賞の実施や景観フォーラムなどの開催により、情報の提供と意識の高揚につとめ、景観協議会などの制度を通じて、地域の住民による自主的な景観活動への支援につとめます。				

6) 都市防災

【基本的考え方】

地震時の津波や建造物の倒壊、大規模火災の発生、浸水などの災害に対する都市防災の機能強化を図ることが必要です。

このため、都市基盤施設の耐震化、不燃化の促進、ライフラインの確保、河川の改修などにより、安全で安心して住むことができる都市づくりを目指します。

項目	本文(抜粋)	主な施策・計画・事業等	主な実績値(H15~)	市民アンケート	
都市防災の方針	1) 密集地区における防災性の向上	建物の更新に合わせて共同化や耐震化への誘導を行うとともに、狭あい道路の改善や空地の確保につとめるなど、 防災性の向上を図ります。			これまでの取組 都市防災の対策状況
	2) 建築物の耐震性の向上	災害時に避難所や防災拠点となる公共施設は、耐震診断を進め 耐震性の強化を図り、安全性の向上につとめます。 また、その他の建物についても、更新時や改善時における耐震化・不燃化の指導につとめます。		《計画》 小樽市地域防災計画(H29) 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画(H28) 小樽港将来ビジョン(H19) 石狩湾新港将来ビジョン(H24)	
	3) 防災拠点機能の強化	災害時の拠点となる 応急対策施設の機能の充実を図るとともに、避難場所として民間宿泊施設等との連携につとめます。 また、公園緑地は避難地やヘリポートに活用するなど、防災機能の強化を図ります。	《都市計画》 防火・準防火地域 《関連計画》 小樽市耐震改修促進計画、橋りょう長寿命化計画、小樽市公共施設等総合管理計画など	《耐震》 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断 22件	
	4) 避難・救援動線の強化	避難・救援道路となる 主要幹線・幹線道路などの整備や橋梁の耐震化を図るとともに、沿道建物の不燃化を促進し、救援動線の確保につとめます。	《事業》 街路事業、河川改良事業、老朽施設等更新改良事業など	《指定》 土砂災害警戒区域 224か所 土砂災害特別警戒区域 212か所 避難所 63か所	
	5) 河川整備の推進	災害に備えるため、周辺の特性に応じ、河川環境の保全に配慮しながら 護岸や河床の整備を進めます。		《事業》 防災拠点の新築に伴う耐震化・消防施設 2か所 ・医療施設 2か所 ・教育施設 1か所 ・処理施設 1か所	
	6) がけ崩れなどの防止	がけ崩れ災害を未然に防止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」、「がけ崩れ危険区域」等における 防災工事を計画的に進めるとともに、造成地については宅地造成等規制法などの法令に基づき指導等を行います。		小樽市津波ハザードマップ作成 2万部(H29) 小樽市防災マップ作成 1万部(H29)	
	7) ライフライン施設の安全対策	電気、ガス、上水道、電話など市民生活を支える施設は、 災害時における機能の確保や耐震化を促進します。			
	8) 港湾の防災機能の強化	防災機能の強化のため、 港湾施設の耐震化や防波堤の機能強化につとめます。			

(2) 事業評価 (アンケート調査結果の比較)

1次マスタープラン策定時に行った市民アンケート調査と同様の設問の比較による事業評価を行う。

1) 道路や交通網の整備

表 1-6 道路や交通網の整備

1次マスタープラン アンケート実施後の 主な整備状況	・整備路線 幸線 (H12) 望洋線(H13) 和宇尻中央通(H14) 礼文塚通(H16) 中央通線(H16) 銭函新道(H17) 小樽中央線 [国道5号] (H18) ・整備延長 H12年度 L≒7.1km H30年度 L≒8.7km																					
主な事業	バス路線開通:幸線 バス路線延伸:望洋線 交通環境改善等:和宇尻中央通、礼文塚通、銭函新道、小樽中央線 [国道5号] 中央通線 道路防災:国道5号 歩行者交通環境改善:臨港線、国道5号 (電線類地中化) 大通線 (歩道改良)																					
市民アンケート	<table border="1"> <caption>表 1-6 市民アンケート結果 (道路や交通網の整備)</caption> <thead> <tr> <th>調査時期</th> <th>満足</th> <th>やや満足</th> <th>ふつう</th> <th>やや不満</th> <th>不満</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次マスタープラン</td> <td>1.6%</td> <td>6.1%</td> <td>22.7%</td> <td>37.4%</td> <td>29.5%</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>2次マスタープラン</td> <td>1.5%</td> <td>7.6%</td> <td>38.0%</td> <td>37.8%</td> <td>15.1%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査時期	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	不明	1次マスタープラン	1.6%	6.1%	22.7%	37.4%	29.5%	2.8%	2次マスタープラン	1.5%	7.6%	38.0%	37.8%	15.1%	
調査時期	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	不明																
1次マスタープラン	1.6%	6.1%	22.7%	37.4%	29.5%	2.8%																
2次マスタープラン	1.5%	7.6%	38.0%	37.8%	15.1%																	
結果	「不満」がほぼ半減している。																					

2) 公園や緑地の整備

表 1-7 公園や緑地の整備

1次マスタープラン アンケート実施後の 主な整備状況	《都市公園》 ・公園整備:街区公園 1公園 (H18) 1公園(H23) ・遊具の更新:50公園 (H21~H23・H25~H29) ・多目的トイレ設置:望洋東公園(H25) 手宮緑化植物園相談所(H26) 入船公園(H28)																					
主な事業	利便性の向上及び安全の確保																					
市民アンケート	<table border="1"> <caption>表 1-7 市民アンケート結果 (公園や緑地の整備)</caption> <thead> <tr> <th>調査時期</th> <th>満足</th> <th>やや満足</th> <th>ふつう</th> <th>やや不満</th> <th>不満</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次マスタープラン</td> <td>2.7%</td> <td>10.6%</td> <td>34.2%</td> <td>30.9%</td> <td>18.0%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>2次マスタープラン</td> <td>2.3%</td> <td>9.7%</td> <td>43.2%</td> <td>29.8%</td> <td>15.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査時期	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	不明	1次マスタープラン	2.7%	10.6%	34.2%	30.9%	18.0%	3.5%	2次マスタープラン	2.3%	9.7%	43.2%	29.8%	15.0%	
調査時期	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	不明																
1次マスタープラン	2.7%	10.6%	34.2%	30.9%	18.0%	3.5%																
2次マスタープラン	2.3%	9.7%	43.2%	29.8%	15.0%																	
結果	「ふつう」は増加しているものの、満足度が低い回答は、ほぼ同率となっており満足度に変化は無い。																					

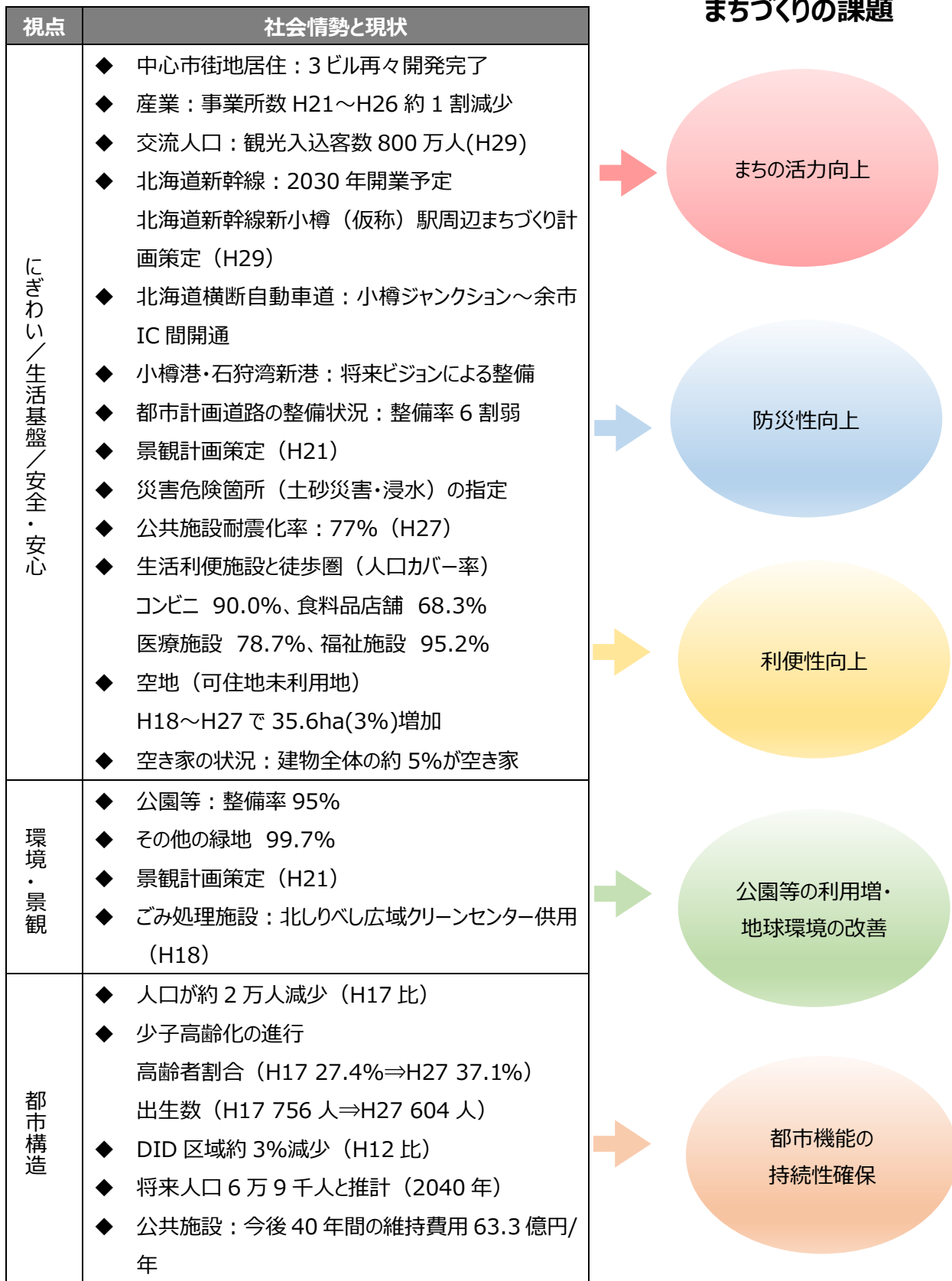
(3) 総括

市民アンケート調査による評価の結果、(1) 部門別の評価 5) 都市景観「街並み、景観」では、満足度が高い回答が多かったこと、(2) 事業評価 1) 道路や交通網の整備では、「不満」がほぼ半減しており、これらについては一定の評価が得られたものと考えられます。

一方で、本マスタープラン策定時のアンケート調査結果において、これまでのまちづくりについて「ふつう」という回答が多いことから、今後のまちづくりにおいて重点を置くべきと回答された項目について、少子高齢化の進行や防災意識の高まりなど、社会情勢の変化を踏まえながら、必要な取組を進めていくことが求められています。

4 まちづくりの課題

社会経済情勢の変化と本市の現状、都市構造の分析等から想定される「まちづくりの課題」を抽出し、図のように整理します。



課題 都市機能の持続性確保

- ・公共施設等の都市機能を複数拠点への集約
- ・拠点間交通ネットワークの確立
- ・高齢者など、全ての人が快適に暮らすことができるまちづくり
- ・公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編・更新等による持続可能な市民サービス

課題 まちの活力向上

- ・自然環境・景観保全、活用し魅力向上
- ・観光振興により交流の拡大を図り、各産業への経済効果を波及
- ・広域交通ネットワークの形成
- ・北海道新幹線新駅や北海道横断自動車道の整備効果を地域全体へ波及
- ・中心市街地の活性化
- ・まちなか居住の促進
- ・土地利用の高度化
- ・移住定住の促進
- ・拠点機能強化
- ・二つの港湾のそれぞれの特性を生かしたまちづくり
- ・長期間未整備となっている都市計画道路の見直し

課題 防災性向上

- ・自然災害に強い生活基盤整備
- ・空き地、空き家の利活用の促進

課題 利便性向上

- ・生活利便性の向上
- ・高齢者など、誰もが円滑に移動できるまちづくり

課題 公園等の利用増

・地球環境の改善

- ・公園利用者のニーズ把握、機能を重視した整備
- ・自然環境、景観保全
- ・ごみの適正処理や発生抑制、再使用・再利用の取組の徹底

(空欄)

第2章 まちづくりの目標とまちの姿

第2章 まちづくりの目標とまちの姿

1 将来都市像・基本目標

(1) まちづくりの基本的な考え方

本市には北海道開拓とともに鉄道や港を中心に発展し、明治、大正、昭和初期の繁栄の時代に築かれた歴史文化資源や変化に富んだ美しい海岸線、緑豊かな山々などの自然景観が一体となった情緒あふれる街並みがあります。

この小樽を次代に継承するため、本市では平成 15 年に策定した 1 次マスタープランに基づき、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指してきましたが、急速に進む人口減少や少子高齢化の中で生じる様々な課題への対応に当たっては、さらなる取組が必要となっています。

小樽が「住んでみたい」、「住みよい」、「魅力的」なまちとなるよう、多彩な地域資源や都市基盤を効果的に活用して、全ての人が快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指します。

そして、先人たちから受け継いだこの素晴らしいまちを、人口減少などの社会経済情勢の変化にしなやかに適応して、次の世代へ責任を持って引き継げるよう、持続可能な発展を図ります。このため、市民と支え合い、互いに誇りや郷土愛を持って協働によるまちづくりを進めます。

◆ 将来都市像

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、実現を目指す本マスタープランの将来都市像は、以下のように設定します。

『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽』

まちづくりの視点

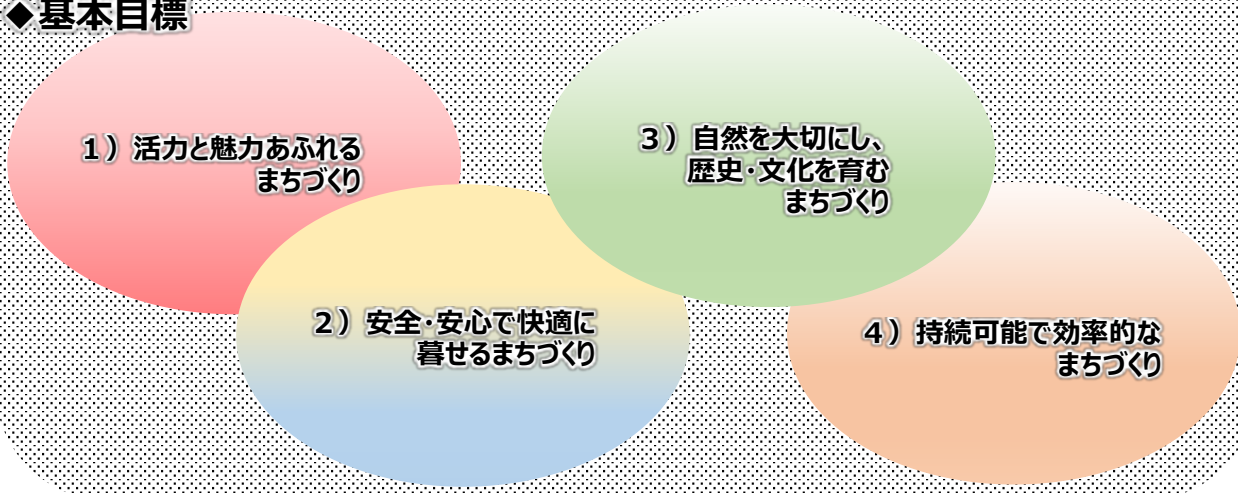


まちづくりの課題



将来都市像 『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽』

◆基本目標



(2) 基本目標

1) 活力と魅力あふれるまちづくり

交流人口がもたらす経済効果でまちの活力を高めるため、多彩な地域資源を効果的に活用して何度も訪れたいと思える魅力的なまちを目指します。

また、広域交通ネットワークの形成に努めるほか、地域地区³⁵等の土地利用計画制度の活用により産業を誘導するなど、産業振興により働く場の確保を図り、移住・定住を促進します。

にぎわいのある中心市街地の形成やそれぞれの地域の個性を生かした拠点の形成を図るとともに、拠点間を交通ネットワークで結ぶなど、活力を生み出すまちづくりを目指します。

① 魅力を高め交流するまちづくり

歴史的建造物や街並みなど地域の特性を生かして、まちの魅力を高め多くの人を呼び込み交流するまちづくりを進めます。

② 広域交通ネットワークの形成

札幌市や後志圏と隣接する地理的特性などの強みを生かし、生産・流通活動の振興や交流の拡大を図る広域的な交通ネットワークの形成に努めます。

③ 個性を生かした拠点の形成と連携

様々な交流や生産活動の場は、個性豊かな拠点としての形成を図るとともに、機能の強化や連携を図る拠点間ネットワークづくりを進めます。

④ 活力とにぎわいづくり

中心市街地の活性化のため、JR 小樽駅周辺の再開発など面的整備を促進し、土地の高度利用を図るとともに、利便性と快適性の向上や本市特有の景観を生かし、観光拠点などと一体的な整備に努め、活力とにぎわいづくりを進めます。

2) 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

快適で利便性が高く、自然災害に強い生活基盤を充実することにより、高齢者や子どもに配慮した、全ての人にとって、安全・安心で暮らしやすく、住んでみたい・住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

① 移住・定住の促進に向けた快適な住環境づくり

住環境や生活利便性の向上により、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住の促進を図ります。

② 全ての人にとって安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

空き家等対策の推進や効率的な雪対策の充実を図るとともに、地震や大雨など災害に強い生活基盤の充実により、全ての人にとって、安全・安心で快適に暮らしやすく、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

③ 人にやさしいまちづくり

安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、全ての人が円滑に移動できる交通環境の形成に努めます。

また、コミュニティ活動の拠点の維持に努め、触れ合いのある地域社会づくりを目指します。

³⁵ **地域地区**：都市計画区域内の土地をどのような用途に利用すべきか、どの程度に利用すべきかなどということを都市計画として定め、建築物の用途、容積、構造等に関し一定の制限を加えることにより、その適正な利用と保全を図ろうとするもの。（用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火地域又は準防火地域など）

3) 自然を大切に、歴史・文化を育むまちづくり

豊かな自然環境や小樽の歴史、文化が息づく歴史的な街並みなどの資源を本市固有の財産として守り育て、魅力度の向上に資するまちづくりを目指します。

① 自然環境と調和したまちづくり

海岸、森林など豊かな自然環境の保全や自然と調和した潤いあるまちづくりを進めます。

② 景観資源を守り育てるまちづくり

小樽運河、旧国鉄手宮線などの産業遺産や歴史的建造物などの地域資源とこれらがつくり出す本市特有の景観資源を守り育て、魅力ある都市景観の形成を目指します。

4) 持続可能で効率的なまちづくり

人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする効率的なまちづくりを目指します。

① 効率的なまちづくり

人口減少下においても安心して快適な暮らしを持続できるよう市街地の範囲や拠点の在り方の検討を進め、中心拠点と複数の地域拠点に公共施設などの都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指します。

② 地域公共交通網の形成

地域経済と暮らしを支え、人と地域の結び付きと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

2 まちの骨格

本市の都市構造（都市環境の形成、広域交通ネットワーク、エリアと連携軸）の形成について、基本的な考え方を整理します。

(1) 都市環境の形成

市域を構成する環境特性を明確にするため、都市環境を「海岸」「森林」「田園」「市街地」「水資源」の5つに区分し、整備、開発及び保全に関する方針を明らかにします。

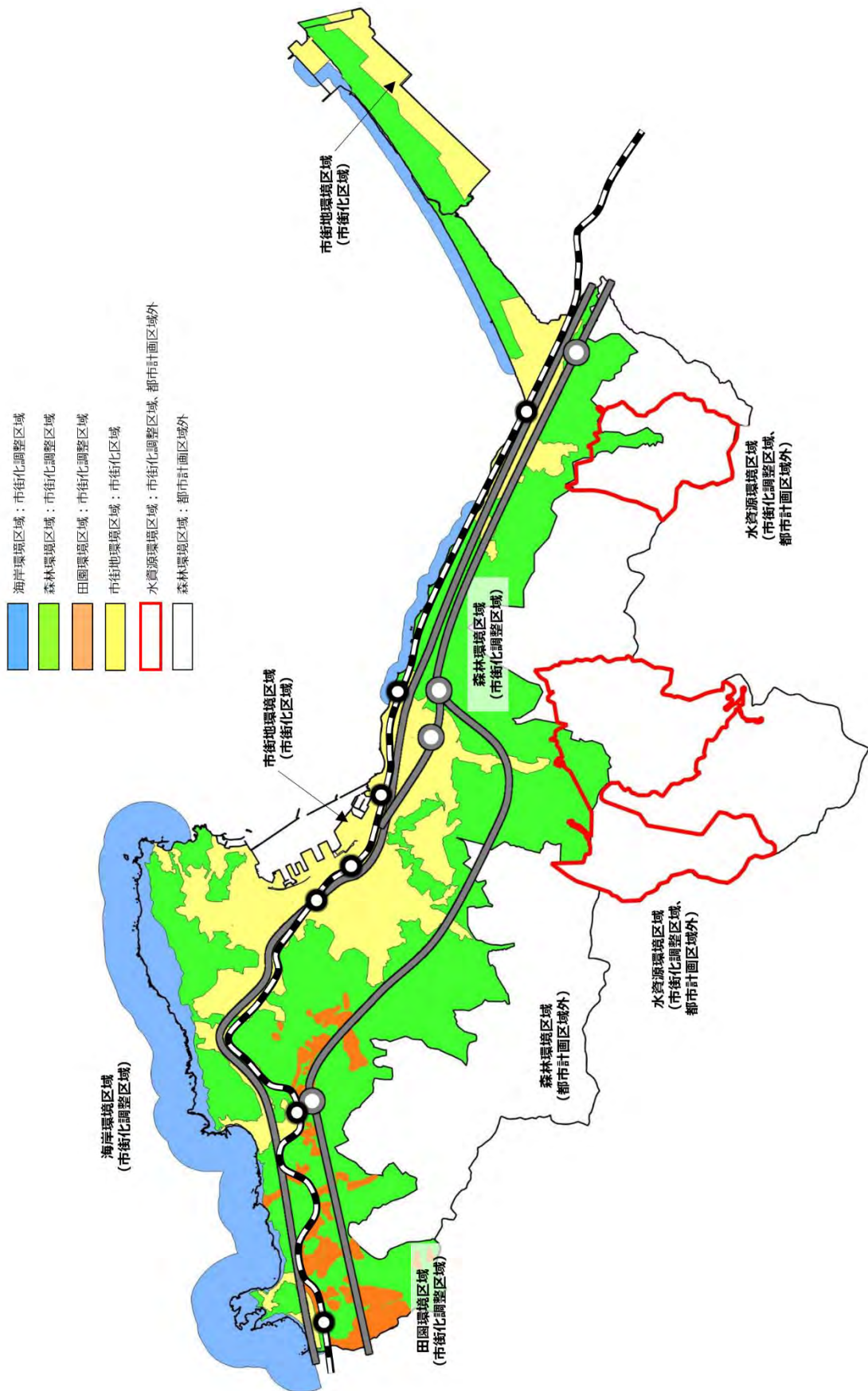
【都市環境】

環境区分	都市環境形成の方針	
海岸環境区域 (市街化調整区域)	自然環境の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸地域は、水産資源の宝庫であるとともに、自然の生態系を育む重要な財産であるため、良好な環境を維持・保全します。 ・海岸線の周辺における整備・開発は必要最小限に抑え、周辺環境への十分な配慮に努めます。
森林環境区域 (市街化調整区域)	自然環境の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・森林は、大気浄化や水源の涵養^{かん}などの機能を持つほか、自然の生態系を育む重要な財産であるため、良好な環境を維持・保全します。 ・整備・開発は、必要最小限に抑え、周辺環境に十分配慮し、必要に応じて地区計画制度³⁶の活用を検討します。 ・市民の憩いの場となるスキー場、ゴルフ場、キャンプ場などの施設がある朝里川温泉地区、天狗山・毛無山・春香山周辺地区は、今後も観光・レクリエーションの拠点として周辺の環境に配慮し、調和のとれた土地利用に努めます。
田園環境区域 (市街化調整区域)	生産環境の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・蘭島から塩谷にかけての農地は、良好な生産の場や体験農園など市民が親しめる場として、その環境を維持・保全します。 ・整備・開発は、必要最小限に抑え、周辺環境への十分な配慮に努めます。 ・桃内は、周辺の自然環境や営農環境に配慮しつつ、生活環境の維持・保全に努めるとともに、必要に応じて地区計画制度の活用を検討します。
市街地環境区域 (市街化区域)	生活環境の整備・開発	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の機能を有効に活用しつつ、都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の整備・開発を図ります。 ・市街地の良好な生活環境の形成を図るため、災害に強い生活基盤の充実や高齢者などに配慮したまちづくりに努めます。 ・自然、歴史、景観など地域の特性を生かしたまちづくりに努めます。
水資源環境区域 ³⁷ (市街化調整区域・都市計画区域外)	水資源環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の水源がある朝里や銭函は、豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、水資源環境の保全と水源周辺における適正な土地利用を図るため、関係機関との連携に努めます。

³⁶ 地区計画制度：比較的小規模な地区を対象とし、建築物の形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境を整備、開発及び保全するために定める計画

³⁷ 水資源環境区域：本マスタープランにおいては、「北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）」に基づく水資源保全地域

図 2-1 都市環境の方針



第2章 まちづくりの目標とまちの姿

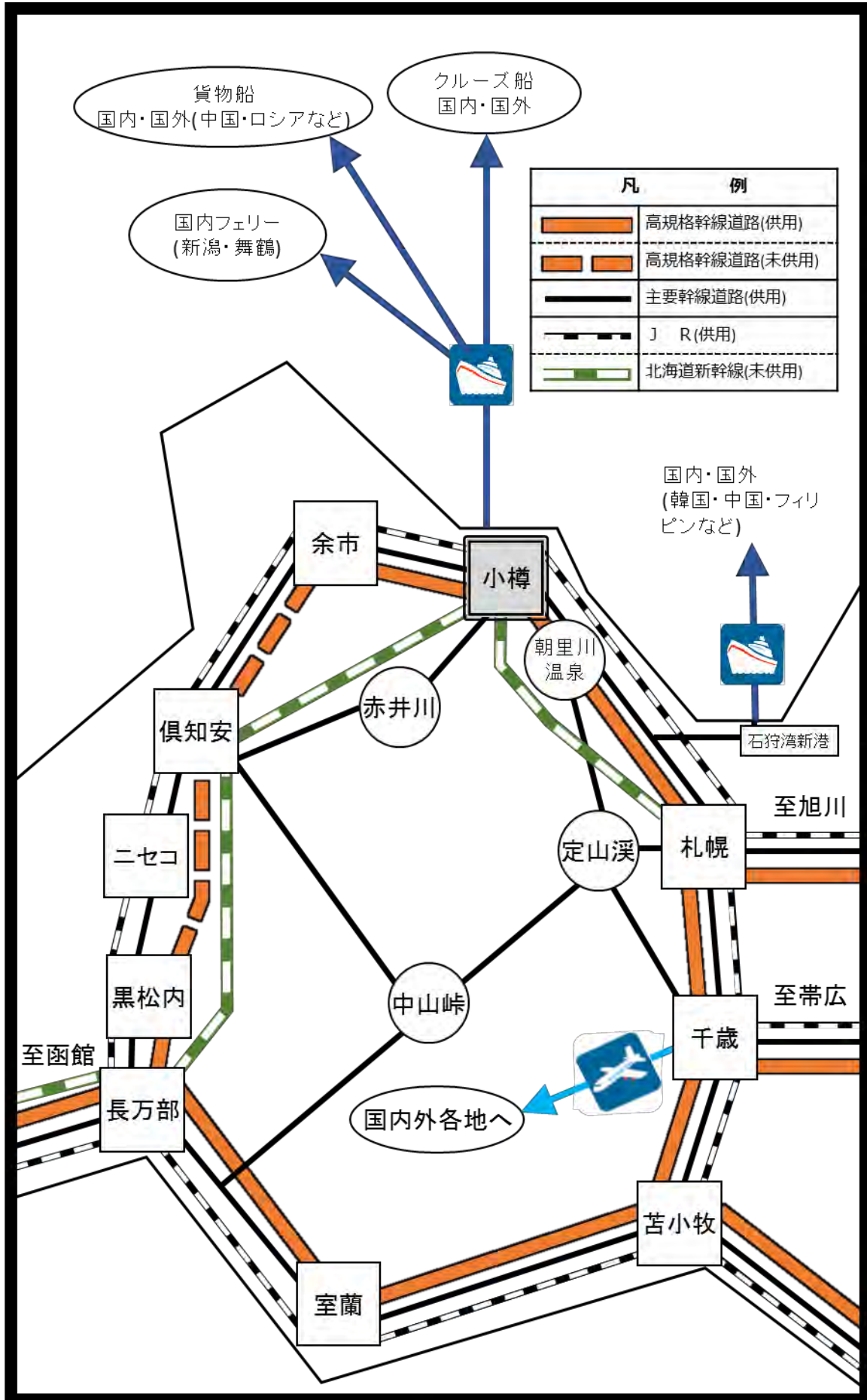
(2) 広域交通ネットワークの形成

主要道路網、鉄道、港湾による地域間や都市間を連絡する広域交通ネットワークを設定し、広域的なつながりを明確にします。

【広域交通ネットワーク】

区分	施設名	役割・方向性
道路	高規格幹線道路 北海道横断自動車道 (黒松内～小樽)	<ul style="list-style-type: none"> 北海道内での高速交通ネットワークを形成 交通混雑の解消、広域における物流の円滑化、地場産業の発展、観光需要（国内外）の増加を促進 広域における災害時の緊急輸送ルート及び国道5号の代替ルート
	北海道横断自動車道 (札幌自動車道)	<ul style="list-style-type: none"> 小樽と札幌を結ぶ、都市間自動車専用道路 道央圏や道北圏等との物流・交流の拡大 高次医療の享受や救急患者搬送の安定 買物・レクリエーション等日常生活における利便性が向上
	主要幹線道路 国道5号	<ul style="list-style-type: none"> 函館市を起点とし、後志圏を經由して小樽、札幌を結ぶ主要道路 本市の広域交通の骨格軸
	主要幹線道路 国道393号	<ul style="list-style-type: none"> 小樽市奥沢を起点とし、赤井川村を經由して倶知安町に至る主要道路 地域間交流の活性化のほか、物流の円滑化や主要観光地へのアクセス性の向上 災害時の緊急輸送ルート及び国道230号の代替ルート
主要幹線道路 国道337号	<ul style="list-style-type: none"> 千歳市を起点に江別市・石狩市・札幌市を經由して、札幌自動車道銭函ICに至る主要道路（道央圏連絡道路） 小樽港や石狩湾新港と新千歳空港、苫小牧港を結び、工業拠点の生産・流通機能の向上 	
主要幹線道路 道道小樽定山溪線	<ul style="list-style-type: none"> 小樽市新光を起点とし、札幌市定山溪の国道230号と結ぶ主要道路 朝里峠は四季折々に美しい山岳景観が広がり、観光道路としても魅力的なルート 	
鉄道	北海道新幹線	<ul style="list-style-type: none"> 青森を起点とし、北斗、八雲、長万部、倶知安、小樽を經由して、札幌に至る延長約360kmの北回りルート 高速性、安全性、定時性などが格段に優れており、他の交通機関と比べ二酸化炭素の排出量も非常に少ない。 開業により本州をはじめとして北海道内と一層の交流促進・拡大
	JR 函館本線	<ul style="list-style-type: none"> 函館から長万部、倶知安、小樽、札幌などを經由して旭川に至る主要ルート 後志方面や小樽・札幌間における利便性の向上を促進
港湾	小樽港	<ul style="list-style-type: none"> 日本海側の商業港として海上貨物輸送を中心とした物流拠点 本市と新潟、舞鶴をフェリーで結ぶ日本海航路は、北海道と本州を連絡する重要なルート クルーズ船の寄港地 航路の拡充に努め、国内外との交易・交流を促進
	石狩湾新港	<ul style="list-style-type: none"> 札幌圏における海上貨物輸送を中心とした物流拠点 小樽港とそれぞれの特性を生かしながら、連携を強化した物流の促進

図 2-2 広域交通ネットワーク



第2章 まちづくりの目標とまちの姿

(3) エリアと連携軸

1) エリア

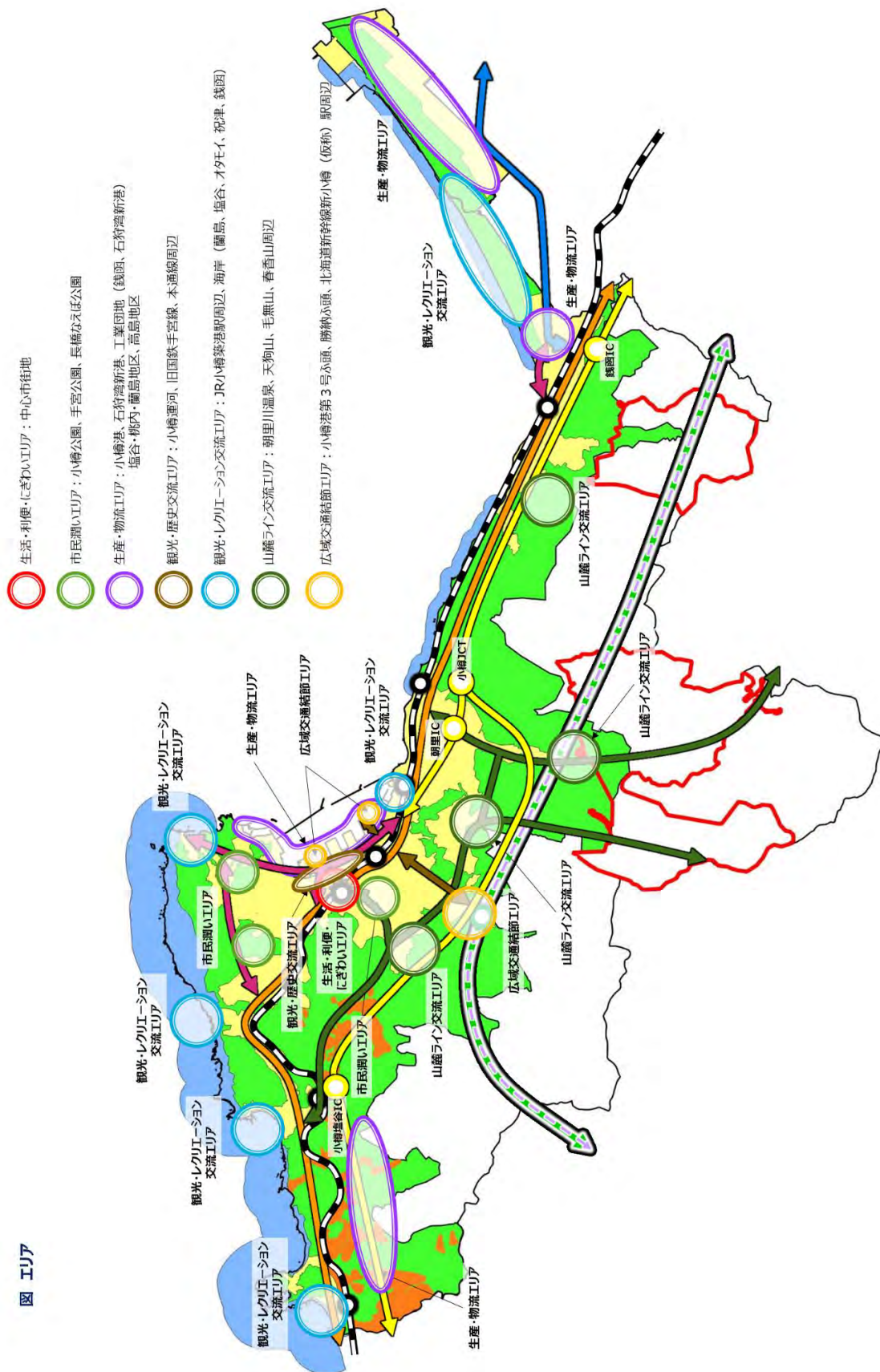
様々な交流や生産活動の場である主要な地区をエリアと位置付け、エリア間を連携するネットワークづくりを進めます。

「エリア」の機能を明確にするため「生活」「生産」「交流」に区分します。

【エリア】

機能	エリア		役割・方向性
生活機能	生活・利便にぎわいエリア	中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中心部として、商業・業務など多様なサービス機能が集積するエリア にぎわいの創出を図るため、商業の振興やまちなか居住を促進します。
	市民潤いエリア	小樽公園 手宮公園 長橋なえぼ公園	<ul style="list-style-type: none"> 市民の身近なスポーツやレクリエーション、自然を生かした体験学習などの場としてのエリア 施設の充実を図り、潤いのある空間の維持に努めます。
生産機能	生産・物流エリア	小樽港地区 石狩湾新港地区 銭函工業団地	<ul style="list-style-type: none"> 港湾機能を生かした生産・流通機能を集積するエリア 既存工業機能の集積、技術の高度化、新たな産業の立地に対応します。
		塩谷・桃内・蘭島地区 高島地区	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の供給地で都市近郊の農業エリア 漁港機能を生かした水産物の供給エリア 生産活動を支える機能の適切な維持に努めます。
交流機能	観光・歴史交流エリア	小樽運河・本通線・旧国鉄手宮線周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 小樽運河などを中心とする歴史的建造物等を活用した観光エリア 中心市街地との回遊性の向上に努めます。
	観光・レクリエーション交流エリア	JR 小樽築港駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> JR 小樽築港駅を中心とした広域的な商業・レクリエーション・医療などの生活サービス機能が複合するエリア 親水性と小樽らしさを生かした広域的生活サービス機能などを提供するとともに、中心市街地との連携を図ります。
		祝津周辺地区 オタモイ周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 市民や観光客が、水族館、ヨットハーバー、鯉御殿、優れた景観などを楽しめるエリア 海食された地形が連続する景勝地や文化財などを生かした魅力ある観光・海洋レクリエーションのエリアとして活用します。
		蘭島地区 塩谷地区 銭函地区	<ul style="list-style-type: none"> 海水浴やマリンスポーツなどが楽しめるエリア 自然環境に配慮し、親水エリアとして活用します。
	山麓ライン交流エリア	朝里川温泉地区	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊、スポーツ機能を中心とした観光拠点「ゆらぎの里」があるエリア 定山溪温泉方面からの玄関口であり、特色のある観光・レクリエーションの場として活用します。
		天狗山周辺地区 毛無山周辺地区 春香山周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 市民や観光客が豊かな自然環境に親しめるエリア 自然環境に配慮し、観光・レクリエーションの場として活用します。
広域交通結節エリア	北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区 JR 小樽駅周辺地区 小樽港第3号ふ頭周辺地区 勝納ふ頭周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 広域交通との結節機能を有するエリア 小樽観光や後志圏への玄関口としての役割を担います。 	

図 2-3 エリア



第2章 まちづくりの目標とまちの姿

2) 連携軸

「生活」「生産」「交流」のエリアを連絡するネットワークを設定し、まちづくりの軸を明確にします。

【連携軸】

	区分	役割
エリア間ネットワーク	骨格軸	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 小樽駅周辺を中心として主要結節点を結び、広域的なネットワークを形成する軸 ・北海道横断自動車道（黒松内～小樽、札幌自動車道）、国道5号を主体とし、交流・生産・生活・交通などの多様な都市活動を支え、地域の活力を高める軸
	海岸連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・小樽運河・本通線・旧国鉄手宮線周辺地区、JR 小樽築港駅周辺地区などを結ぶ軸 ・道道小樽港線（臨港線）、道道小樽海岸公園線など産業や交流の連携を担う軸
	山麓連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・国道393号、道道小樽定山溪線、道道小樽環状線など主要結節点を結ぶ軸 ・市民生活の利便性や山麓ラインの交流機能の向上のほか、産業や流通に寄与する広域的な交通を担う軸
	産業連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・銭函工業団地と石狩湾新港地区を結ぶ軸 ・国道337号を主体とする港湾機能と生産・流通機能の連携を担う軸
	生活軸	<ul style="list-style-type: none"> ・市道を主体とした日常生活を支える軸
	観光連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道新幹線新小樽（仮称）駅や小樽港第3号ふ頭などから、中心部や小樽運河・本通線・旧国鉄手宮線周辺地区を結ぶ軸 ・観光振興に資する円滑な移動を支える軸
	広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道新幹線やJR 函館本線により本市と道内外を結ぶ軸 ・交流の促進や経済活動の活発化に寄与する広域的な交通を担う軸

図2-4 連携軸

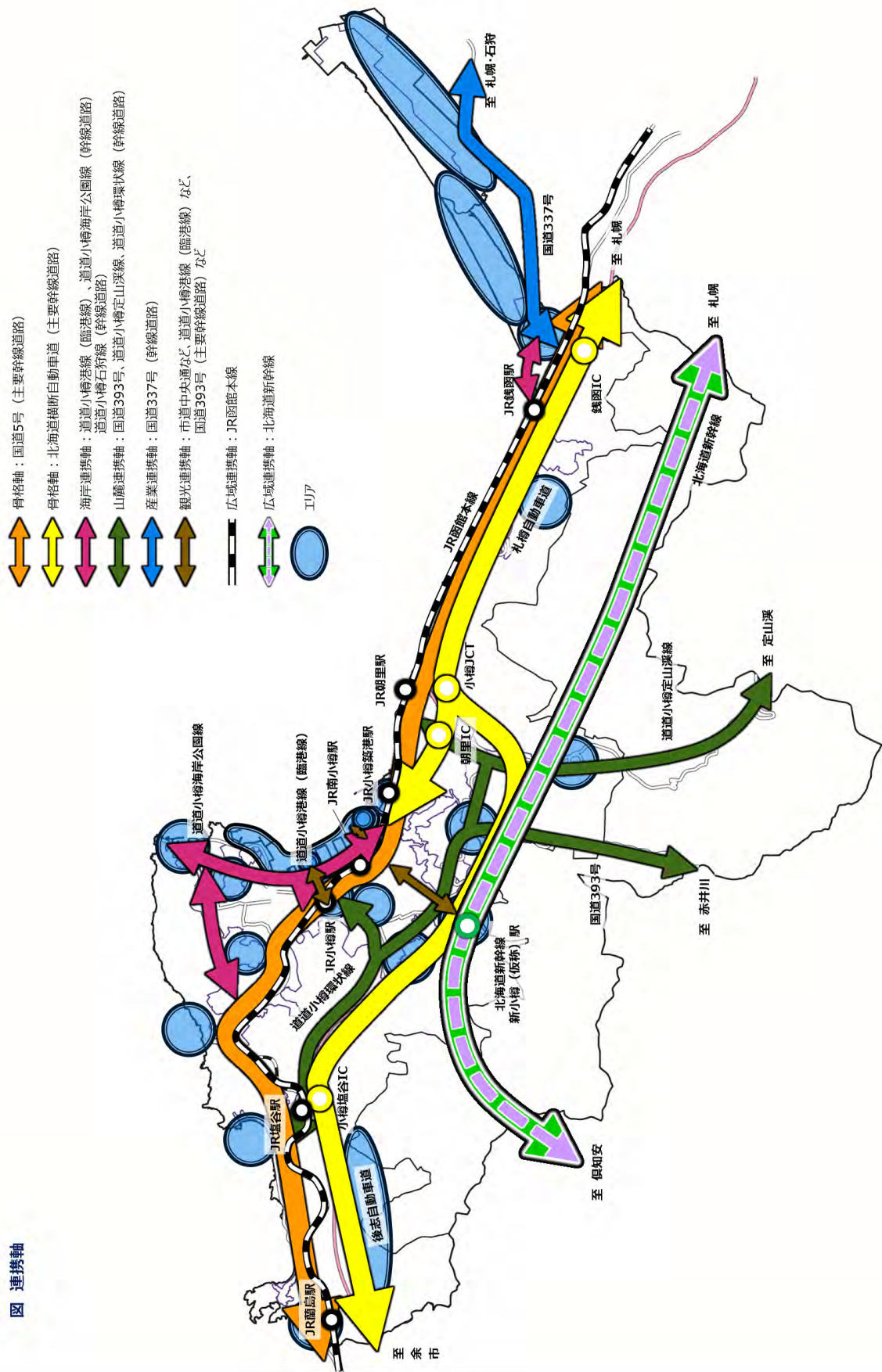
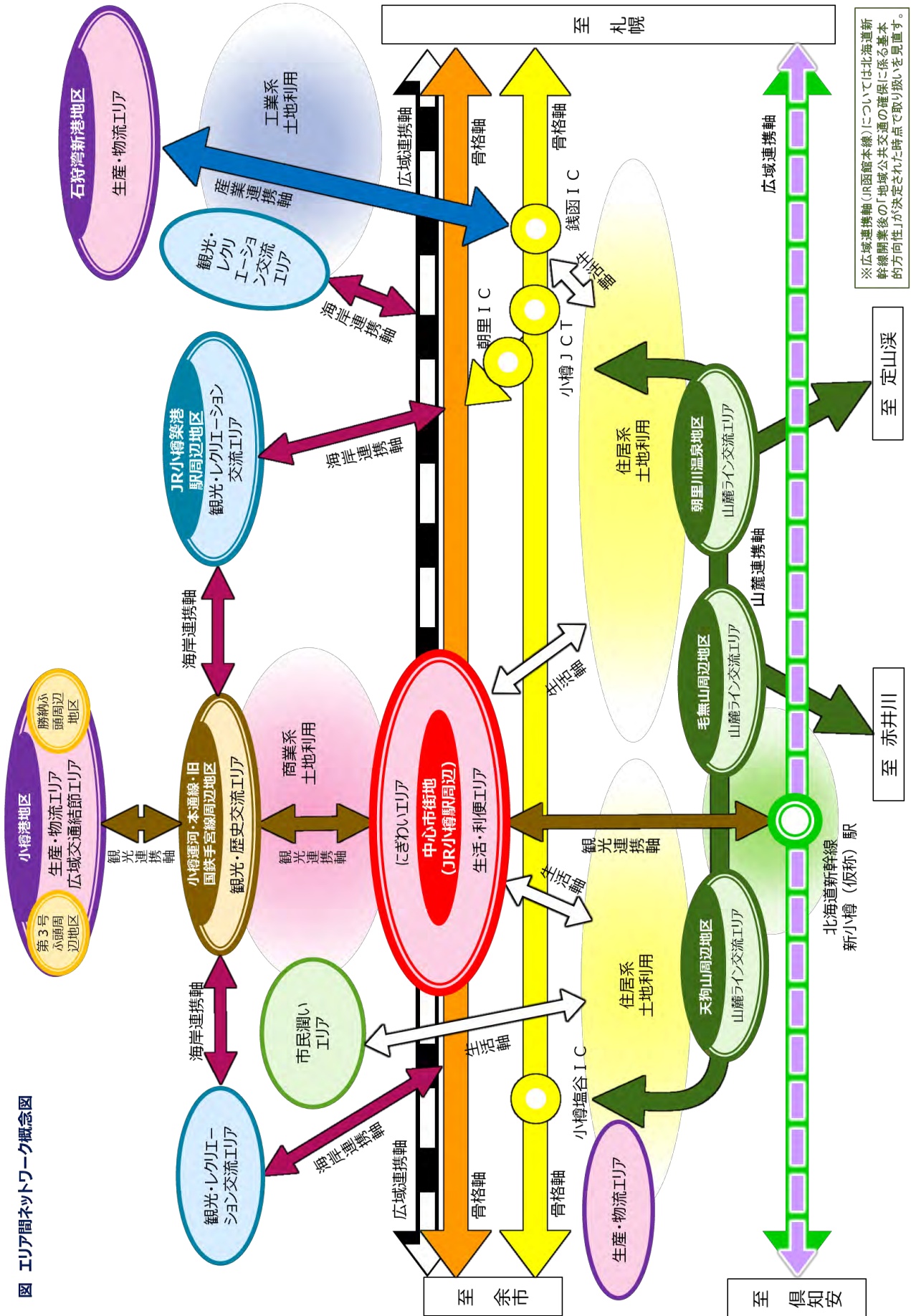


図 連携軸

図 2-5 エリア間ネットワーク概念図



※広域連携軸（JR函館本線）については北海道新幹線開業後の「地域公共交通の確保に係る基本的方向性」が決定された時点で取り扱いを見直す。

図 エリア間ネットワーク概念図

第3章 部門別方針

第3章 部門別方針

1 土地利用の方針

(1) 基本的考え方

市街地の一方が日本海に面し、他の三方を山々に囲まれた坂の多い地形で、平地が少ない本市の地形的特性や土地利用の経緯、実態などを考慮しつつ、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めます。

また、地域ごとに計画的な土地利用を誘導し、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指し、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の形成に努めます。

1) 秩序ある快適な市街地の形成を目指します

豊かな自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、計画的・効率的な土地利用を進めます。

このため、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保ち、都市機能を計画的に整備する市街化区域の範囲は、概ね現状維持を基本としつつ、今後の土地利用などの動向や将来見通しを勘案し、適切に見直しの検討を進めます。

2) 地域の特性を生かします

住居系・商業系・工業系などの土地利用は適切な配置に努め、中心部のにぎわいや郊外部の落ち着きなど地区ごとに個性ある都市形成を誘導します。

また、社会経済情勢の変化や新たなまちづくりの課題に的確に対応するため、適切に用途地域等の見直しの検討を進めるとともに、目的に応じた地区計画制度などを活用しながら、自然・歴史・景観など地区の特性を生かした都市空間の創出を図ります。

3) 高度利用や低・未利用地の有効活用を進めます

既成市街地は、土地利用などの状況と将来の見通しを勘案しつつ、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進めるとともに、土地の高度利用や空き家等の低・未利用地³⁸の有効活用を促進します。

さらに、公共施設の跡地利用については、地域の発展や本市のまちづくりに資する活用について検討します。

特に JR 小樽駅周辺を中心市街地は、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用と都市機能の更新を図り、周辺地域とのバランスに配慮しつつまちなか居住を促進するとともに、本市特有の景観などの特性を生かした商業地の形成を進めます。

³⁸ 低・未利用地：適正な利用が図られるべき土地が、長期間利用されていない「未利用地」と、周辺に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称

(2) 土地利用の方針

土地利用を住居系、商業系、工業系に区分し、これらの土地利用を各ゾーンで構成します。

1) 良好な住環境を創出する住居系土地利用

① 低層住宅ゾーン

周辺の自然と調和した低層建物を主体とするゆとりと落ち着きのある住宅地を形成する地区を低層住宅ゾーンとして、幸、望洋台、桂岡、桜、赤岩、オタモイ、最上などに位置付けます。

- 今後とも地区計画制度などの活用により、周辺の自然環境などと調和したゆとりある良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 良好な住環境に配慮しつつ、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に柔軟に対応した土地利用を図ります。

② 中高層住宅ゾーン

中高層の住宅や店舗などが適度に混在した中密度の住宅地を形成する地区を中高層住宅ゾーンとして、桜、祝津、オタモイ、JR 小樽築港駅周辺地区、緑、入船、銭函などに位置付けます。

- 低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。

③ 一般住宅ゾーン

住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在した住宅地を形成する地区を一般住宅ゾーンとして、中心市街地の周辺や塩谷、長橋、銭函、新光、桜、星野、高島などの幹線道路の周辺等に位置付けます。

- 住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。

2) にぎわいを生み出す商業系土地利用

① 中心商業ゾーン

都市活動の拠点として都市機能が集積し、本市経済の中心となる商業地を形成する地区を中心商業ゾーンとして、稲穂、色内、花園などに位置付けます。

- 商業、業務、交通結節機能を高めるため、市街地再開発などの面的整備を促進し、土地の高度利用や都市機能の更新を図ります。
- 本市特有の歴史・文化・街並み景観など地区の特性を生かした商業の振興や、多様な都市機能の誘導に努め、更なるにぎわいの創出を図ります。
- 利便性が高い特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、まちなか居住を促進します。

② 住商複合ゾーン

中心商業ゾーン周辺の商業地と周辺住宅地の生活サービスを担う商業地を形成する地区に住商複合ゾーンとして、入船、錦町、新光、花園、稲穂、奥沢、緑などに位置付けます。

- 身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図ります。
- 利便性が高い特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、地区内やその周辺への居住を促進します。

第3章 部門別方針

③沿道サービスゾーン

幹線道路の沿線は、商業施設などの立地に対応する沿道サービスゾーンとして、銭函、新光、奥沢、天神、長橋、塩谷、蘭島などに位置付けます。

- 交通状況や市街地環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地を誘導し、周辺の利便性を高めます。

④観光・レクリエーション交流ゾーン

自然景観や親水空間、温泉などの地域の特性を生かし、魅力ある空間を形成する地区を観光・レクリエーション交流ゾーンとしてJR小樽築港駅周辺地区、朝里川温泉地区、第3号ふ頭及び周辺地区に位置付けます。

- JR小樽築港駅周辺地区は、親水空間と調和した交流・生活サービス機能などが充実した魅力ある空間の維持・創出を図ります。
- 朝里川温泉地区は、自然と調和した温泉やスポーツ施設など、市民や観光客が楽しみ、健康を増進できる交流拠点として、機能の向上に努めます。
- 小樽港第3号ふ頭及び周辺地区は、国際旅客船ふ頭を核とし、観光・商業施設と一体となった、にぎわいある交流空間の創出を目指します。

⑤観光・歴史交流ゾーン

歴史的建造物や文化財などと商業機能が調和した魅力ある空間を形成する地区を観光・歴史交流ゾーンとして小樽運河・堺町本通地区などに位置付けます。

- 小樽運河・堺町本通地区などは、歴史的建造物や文化財と調和した商業・流通業務地として、更なるにぎわいの創出のため、個性的で魅力ある空間の形成を図り、観光客の回遊性を高めます。

3) 生産や物流を支える工業系土地利用

①工業流通ゾーン

道央圏における立地特性や港湾機能を生かし、既存技術の集積や新たな産業の立地を促進する地区を工業流通ゾーンとして、銭函工業団地、小樽港臨港地区、石狩湾新港地区に位置付けます。

- 銭函工業団地は、北海道職業能力開発大学校など近隣の教育・研究機関との連携を図りつつ、都市型工業³⁹の集積や新たな産業の立地にも対応します。
- 小樽港臨港地区においては、港湾機能を生かし、効率的な工業・流通活動を支える土地利用を図ります。
- 石狩湾新港背後地区は、今後の工業・流通の発展動向や社会経済情勢の変化を考慮した適正な配置を基本とし、複合的な土地利用を図ります。
- 周辺環境を考慮した工業を誘導するため、特別用途地区⁴⁰等を活用します。

②住工共生ゾーン

都市型工業と住宅が共存する職住近接型の地区を住工共生ゾーンとして、奥沢、天神、銭函、塩谷、新光、祝津、オタモイなどに位置付けます。

- 都市型工業の集積や既存施設機能の更新においては、周辺環境との調和に努めます。

³⁹ **都市型工業**：本マスタープランにおける都市型工業は、都市近郊の危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工業

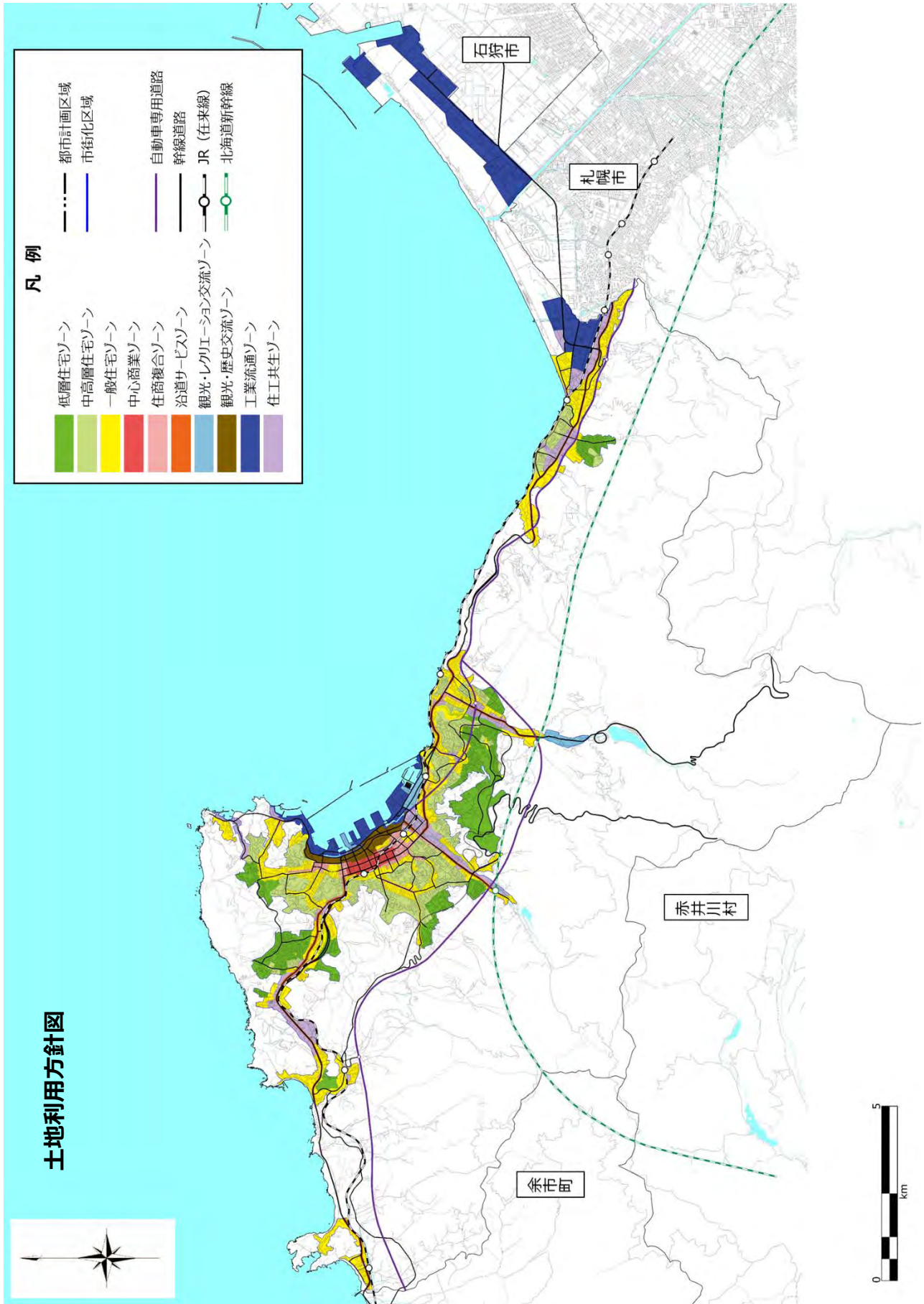
⁴⁰ **特別用途地区**：用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区

4) 市街地において配慮すべき土地利用

- 良好な空き家や低・未利用地については、周辺住環境に配慮した有効活用を促進し、市街地環境の維持・改善を図ります。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区は、本市の新たな玄関口にふさわしい土地利用に向けた規制・誘導方策を検討します。
- 地区の特性に応じた良好な都市環境の維持・改善を図るため、地区計画を有効に活用していきます。
- 小中学校などの公共施設の跡地については、地域の特性や周辺住環境との調和に十分配慮しつつ、民間による利活用も含め地域の発展や本市のまちづくりに資する土地利用を検討します。

第3章 部門別方針

図 3-1 土地利用方針図



2 交通の方針

(1) 基本的考え方

交通は、日常生活や経済活動と密接な関係にあり、生活する上で欠くことのできない都市基盤です。

現状を見ると、自然環境への配慮、地域特性や人口減少、少子高齢化などへの対応、長期未整備の都市計画道路など様々な課題を抱えています。

これらの多様な課題に適切に対応し、将来へ向けた活力ある小樽を創造するために、地域経済と暮らしを支え、人と地域の結び付きと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

1) 交通ネットワークの確立を目指します

- 後志圏や道央圏の陸上・海上の交通結節点⁴¹として、経済活動や地域間交流などの促進のため、国道などの幹線道路や北海道横断自動車道、北海道新幹線のほか、フェリーや貨物船による広域交通ネットワークの確立を促進します。
- 長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証の上、必要な計画の見直しを行い、日常生活や経済活動を支える交通ネットワークの充実に努めます。
- 駅などの交通結節点の機能強化を図るとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けた取組を進めます。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅設置に当たっては、中心市街地や観光拠点などとのアクセス機能の充実に努めます。

2) 全ての人が安全・安心で快適に移動できる交通環境の実現を目指します

- 歴史的な街並みを楽しめる路づくりに努めます。
- JR 小樽駅周辺などにおける都市計画駐車場⁴²等の需要と供給の現況や将来の見通しを勘案し、必要に応じてその配置等の見直しを行うとともに、駐車場情報の提供などに努め、交通の円滑化を図ります。
- 安全で快適な歩行者空間の創出に努めます。
- 騒音、振動、大気汚染や地球温暖化への対応など、地球環境に配慮した交通社会の実現に努めます。
- 都市防災の観点から、避難路などの機能を併せ持つ交通環境の形成に努めます。

⁴¹ 交通結節点：異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぎ施設（例：鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道など）

⁴² 都市計画駐車場：都市計画法に基づき、都市施設として決定される駐車場

第3章 部門別方針

(2) 交通の整備方針

交通施設は、交通需要や整備効果、土地利用誘導効果などを的確に評価して計画的な整備を進めます。

1) 交通ネットワークの強化

① 広域的な路線等の整備

- 北海道横断自動車道（黒松内～小樽）の早期整備を促進し、後志圏の高規格幹線道路ネットワークの形成を図ります。
- 国道5号は、局所的な危険箇所の解消により安全性の向上を促進するなど、主要幹線道路ネットワークの充実に努めます。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅へのアクセス道路については、国道393号など必要に応じ、交通機能の向上等に努めます。
- 主要幹線道路交差点の改良などを促進し、交通の円滑化を図ります。
- 道路利用者の安全性や快適性の向上のため、「道の駅」などの休憩施設の整備について検討します。

② 都市の機能を強化する路線等の整備

- 中心市街地を迂回し、塩谷・新光間を結ぶ道道小樽環状線は整備を促進し、通過交通による交通混雑の解消や後志圏・札幌圏へのアクセスの充実に図ります。
- 臨港地区の主要な道路である臨港道路小樽港縦貫線の整備を推進し、物流機能の強化を図ります。
- 長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。

③ 海上交通の拡充

- 小樽港は、フェリー拠点都市として航路の利用促進を図るとともに国内外との交易・交流の充実に努めます。

2) 駐車場の整備、利用促進

- JR小樽駅周辺などにおける交通の円滑化と利便性の向上を図るため、必要に応じて駐車場整備計画⁴³を策定するなど、計画的な駐車場の配置に努めます。
- 駐車場情報の適切な提供により、既存駐車場の有効利用に努めます。
- 補助制度や融資制度の活用をPRすることにより、駐車場建設の促進に努めます。

⁴³ 駐車場整備計画：駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定により、駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合において、その地区における駐車場（路上・路外）の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案し、整備について定めることができる計画

3) 公共交通の充実

① 広域交通体系の確立

- 北海道新幹線は、北海道と本州との所要時間の短縮や交流の促進による経済波及効果が見込まれるため、早期実現に向けた取組を進めるとともに、新小樽（仮称）駅の駅前広場の整備を促進します。
- JR 小樽駅の駅前広場は、交通結節点として求められる機能・施設について検討し、整備を図ります。
- 広域路線バスと鉄道との連携を促進し、利便性の向上を図ります。
- 北海道新幹線開業後の並行在来線については、沿線自治体などと連携を図りながら在り方の検討を進め、地域公共交通の確保に努めます。

② 都市内交通環境の充実

- 将来にわたり、安定的かつ持続可能な公共交通の維持・確保に向け、関係機関と連携を図りながら地域公共交通網の構築を進めます。
- 北海道新幹線を利用して小樽を訪れる観光客などが、中心市街地や観光拠点などへ円滑に移動できるようアクセス機能の充実に努めます。

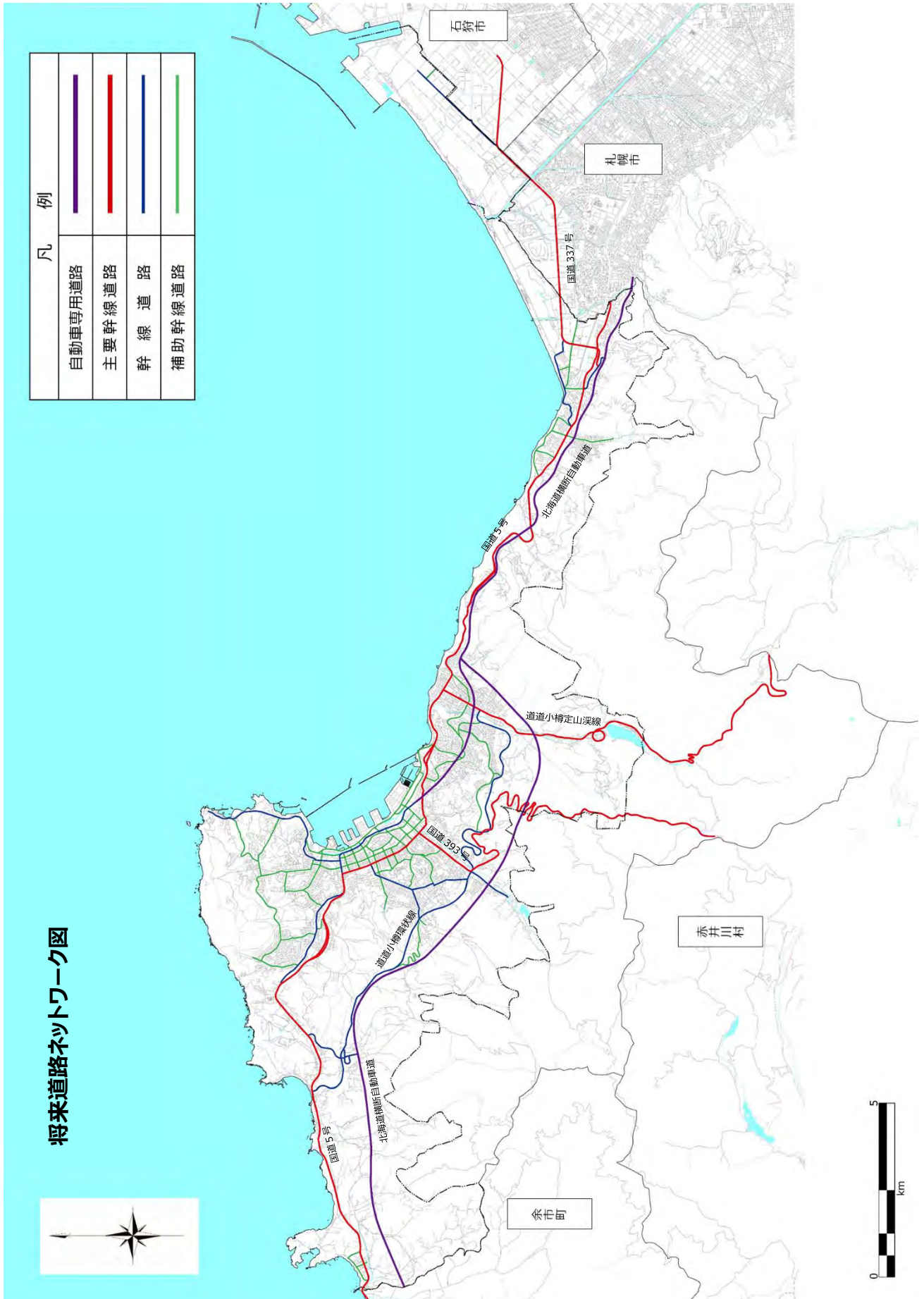
4) 歩行者交通環境の充実

- 旧国鉄手宮線など観光拠点間を結ぶ歩行者空間は、市民や観光客が本市特有の歴史的街並みを楽しみながら回遊できる散策ネットワークとして、適切な維持管理に努めるとともに、その活用を図ります。
- 歩道整備の際には、誘導ブロックの設置などのバリアフリー⁴⁴化により、全ての人が安心して歩くことのできる空間の確保に努めます。
- 主要幹線道路の歩道の無電柱化などを促進し、安全で快適な歩行者空間の創出や良好な景観の形成に努めます。

⁴⁴ バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去する意味

第3章 部門別方針

図 3-2 将来道路ネットワーク図



3 緑の方針

市民生活に潤いと豊かさを与える「緑」は、自然環境の保全、レクリエーション、防災、景観形成など多様な役割を持っています。

今後も、緑の保全と創出、緑化の推進など、都市と自然環境との良好な共生関係を目指し取り組みます。

(1) 公園・緑地等の方針

1) 基本的考え方

地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。

① 緑のネットワークの保全

公園・緑地等の緑は、地域住民にとって健康の維持・増進や安らぎの場をつくる重要な要素です。

また、河川は都市に潤いを与えるだけでなく、人々が水と親しむことのできる緑地空間としての役割もあります。

このため、適切な維持管理に努め、これまで形成してきたこれらの緑のネットワークを守っていきます。

② 市民との協働による緑化活動の推進

豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。

今後とも、市民が学び、触れ合うことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民との協働による緑化活動を進めます。

2) 公園・緑地等の整備方針

① 身近に触れ合える公園・緑地等の維持・整備

- 公園・緑地等は、適切な維持管理に努めるとともに、子どもから高齢者まで、全ての人が安全で安心して利用できる公園・緑地等の整備を進めます。また、地域ごとに求められる機能を把握し、市民に親しまれる施設の再整備を進めるとともに、緑の少ない地区については、緑化重点地区⁴⁵の指定を検討します。

- 長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な計画の見直しについて検討します。

② 街路樹の保全

まちに潤いを与える道路景観を維持するため、街路樹の適切な保全に努めます。

③ 防災機能を有する公園・緑地等の整備

市民生活の安全を確保するため、公園・緑地等を災害時の避難場所として活用することや防災機能を有する公園の整備を検討します。

⁴⁵ 緑化重点地区：都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、市町村が策定する緑の基本計画に定める緑化の推進を重点的に図るべき地区

④水辺を生かした潤いある空間の創出

勝納川、朝里川、星置川、蘭島川などの比較的大きな河川は、良好な都市環境を維持していく上で重要な緑の骨格軸の一つです。これらの河川は、地域の特性に応じ、河川管理者と調整を図り、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

3) 市民と一体となった緑づくり

①パートナーシップの強化と緑化活動への支援

緑に親しむイベント等により緑化への関心を高め、市民とのパートナーシップの強化に努めます。
また、北海道のフラワーマスター認定登録制度⁴⁶を活用するなど、市民による緑づくりを支援します。

②緑化推進拠点の活用

緑や園芸に関する相談や情報提供など緑化推進の拠点として手宮緑化植物園内の緑の相談所を活用します。
また、長橋なえぼ公園は、自然を生かした体験学習の場として、施設の活用を図ります。

③ボランティア活動への参加促進

緑化への関心を高めるため、花の苗の育成や植栽など、公園づくり等に関わるボランティア活動への参加を促進します。

(2) 自然環境の方針

1) 基本的考え方

海岸線や市街地背後に広がる山々は、市街地全体が緑に恵まれていると感じさせる効果を持ち、本市の大きな特色の一つです。

また、市街地背後の緑は雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしているため、これらの自然を保全し、次世代に継承していきます。

2) 豊かな自然環境の保全

市街地背後の山々は、一部が保安林となっており、北海道自然環境等保全条例⁴⁷に基づく環境緑地保護地区や自然景観保護地区のほか、北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域にも指定されています。

この「山々の緑」と市街地の前面に開けた「海岸線」、それらをつなぐ「河川」は、良好な都市環境を維持していく上で重要な緑地であるため、「緑の骨格軸」と位置付け、保全します。

また、市街地に点在する樹林は重要な緑地として、良好な環境を保全します。

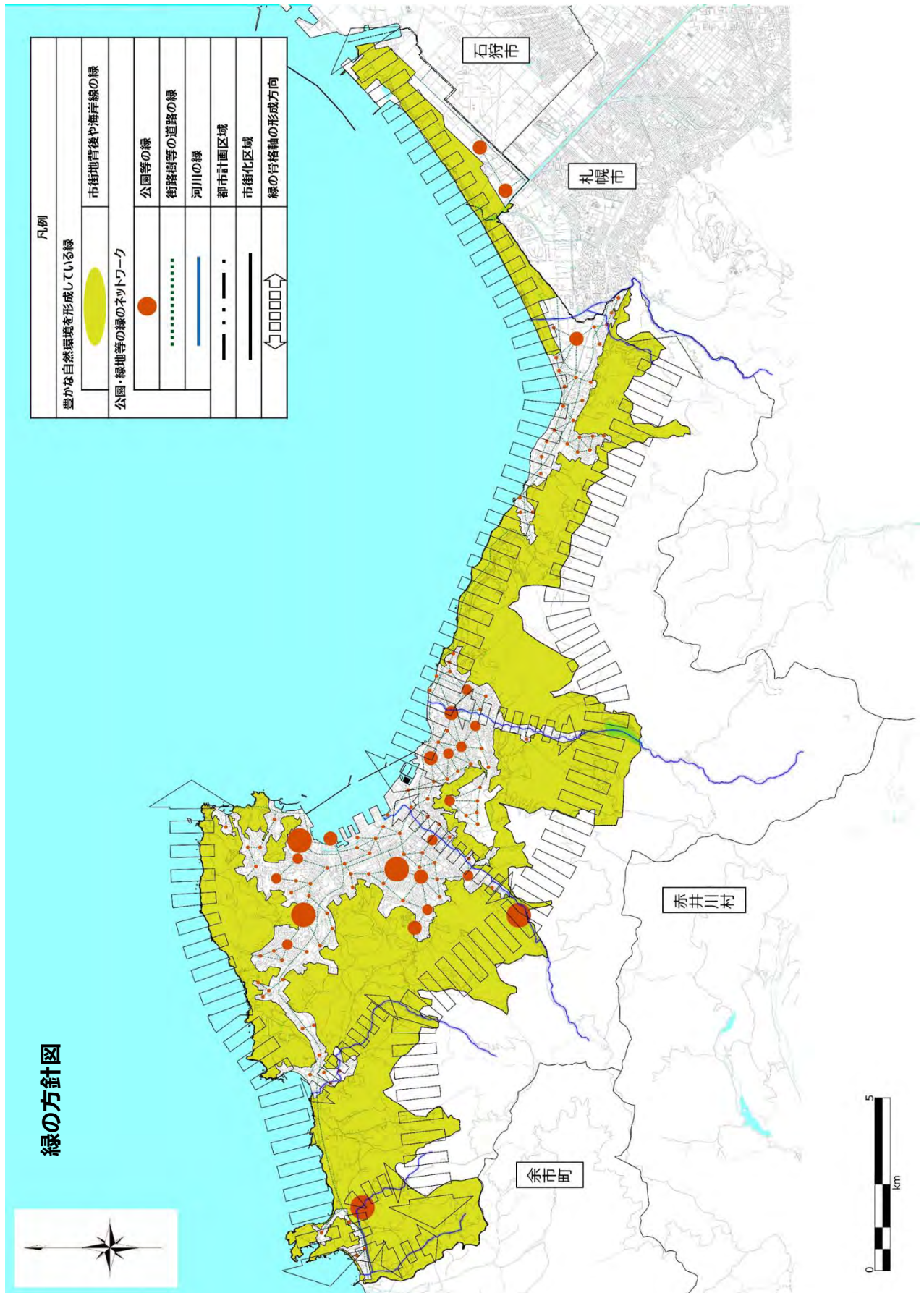
3) 自然を学べる環境の充実

市民に、自然の大切さや自然と人との関わり、生態の重要性を理解してもらうため、市民ボランティアの協力を得ながら、自然観察や体験学習の中で学べる環境の充実に努めます。

⁴⁶ **フラワーマスター認定登録制度**：花の育成管理やまちなみ景観に配慮した植花に関する知識、技術を持ち、花のまちづくりボランティアリーダーとして積極的に指導、助言できる方をフラワーマスターとして北海道が認定する制度

⁴⁷ **北海道自然環境等保全条例**：自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、国土の無秩序な開発を防止することなどを目的として北海道において制定された条例（昭和48年北海道条例第64号）

図 3-3 緑の方針図



4 生活環境の方針

安全で快適な生活環境を形成するためには、都市施設の充実や住環境の向上に努めるほか、降雪、高齢社会など本市の特性を考慮したまちづくりが必要です。

(1) 住宅・住環境の方針

1) 基本的考え方

人口減少や少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、子どもを産み・育てやすく、全ての人が安心して、快適に住み続けられる住宅・住環境の形成に努めます。

また、空き家対策を総合的かつ計画的に進めるほか、低・未利用地の積極的な活用の誘導に努めます。

公共施設は、機能や配置の見直しにより必要な再編や更新を進め、跡地利用については、地域の発展や本市のまちづくりに資する活用について検討します。

2) 快適に暮らせる住宅・住環境の向上

① 良好な住環境の形成

住宅地は、自然や街並みと調和した良好な住環境の形成を図るため、地区計画制度などを有効に活用します。

また、既成市街地の老朽家屋などが多く点在している地域では、支援制度の活用を促すなど、建て替え等による住環境の改善や未利用地の積極的な活用を誘導し、安全で良好な住環境の創出に努めるとともに、良好な住環境にある住宅地では、その環境の維持に努めます。

② 良質な公営住宅の供給

「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理により、延命化を図ります。

また、建て替えの際には、ユニバーサルデザイン⁴⁸の導入により、全ての人が住みやすい住宅・住環境の形成に努めるとともに、コミュニティ形成のため、住民が集える場所の整備を検討します。

③ 良質な民間住宅の普及

老朽住宅の改善や高齢化に対応した住宅、災害に強い住宅などの普及を図ります。

3) 子育て世帯の定住促進

子育て世帯が安心して子育てし、暮らせる住環境を確保するため、公営住宅の建て替えの際に子育て世帯向け住宅を利便性の高い地域において確保するなど、子育て世帯の定住を促進します。

⁴⁸ ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

4) 高齢者や障がい者の住まいの確保

① 公営住宅の確保

公営住宅の建て替えの際には、ユニバーサルデザインの導入により、高齢者や障がい者が住みやすい住宅を確保します。

② 賃貸住宅への支援

利便性の高い地域において、民間による高齢者世帯向け賃貸住宅の供給を促進するための支援など住宅施策を推進し、高齢者が安心して快適に住むことができる住宅供給を誘導します。

③ 住宅改造への支援

住宅のバリアフリー改造工事などに対する支援制度の活用を促進します。
また、福祉施策と連携を図るとともに、助言や情報提供などの支援に努めます。

5) 雪や寒さに強い住環境づくり

① 雪に強い道路・交通の確保

冬の暮らしを安全・快適なものとするため、恒久的な雪堆積場の確保に努めるとともに、効率的で持続可能な雪対策の調査・研究を進めます。

また、歩道の除排雪を推進し、安全な歩行者空間を確保します。

② 雪や寒さに強い住まいづくり

住宅の断熱改修工事など省エネ改修や歩道のロードヒーティングの助成などの支援に努めます。

③ コミュニティ活動の促進

冬期におけるイベントの開催や除雪ボランティアなど、コミュニティ活動の促進に努めます。

第3章 部門別方針

(2) 人にやさしい空間の方針

1) 基本的考え方

市民一人一人が、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域社会の中で暮らせる、人にやさしいまちづくりを目指します。

このため「北海道福祉のまちづくり条例⁴⁹」等に基づくまちづくりを進めるとともに、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりに努めます。

2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化

市有建築物や道路、公園などは、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用しやすさと安全性を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めます。

3) 公共交通施設等のバリアフリー化

公共交通施設や高齢者、障がい者等が生活上利用する施設が所在する地区では地区内の施設や経路の移動円滑化を図るバリアフリー基本構想の策定について検討します。

⁴⁹ 北海道福祉のまちづくり条例：障害のある方やお年寄りをはじめ行動上の制限を受ける人々が、建物、道路、公園などの公共的施設や鉄道、バスなどの公共交通機関を円滑に利用できるよう、北海道において制定された条例（平成9年北海道条例第65号）

(3) その他の都市施設の方針

1) 基本的考え方

海や河川などの水環境の保全やごみの減量化・再資源化などが近年大きな社会問題となっています。このことから、下水道やごみ処理施設などの生活関連施設の適正な維持・管理に努め、快適な生活環境の確保を目指します。

2) 下水道施設

①海や河川などの公共用水域⁵⁰の水質保全

処理可能区域内における未水洗世帯の下水道への接続及び、処理可能区域外における合併処理浄化槽の設置促進について周知・啓発を行います。

また、放流水質の適切な管理と事業場に対する排水の水質検査及び立入指導を継続し、啓発・指導の強化を図り、排水基準を超える汚水を下水道に排出させないよう努めます。

②施設の延命化と改築・更新

持続可能な機能確保とライフサイクルコストの低減のため、重要度や優先度を明確にし、効率的かつ効果的な延命化や改築・更新を図ります。

③災害への対応

地震や津波などの災害に対応するため、下水道施設耐震化計画を策定し、計画的に事業を推進するほか、業務継続計画（BCP）⁵¹の充実に努めます。

道路整備事業などに合わせた計画的な雨水渠^{きよ}の整備を図り、降雨による水害や浸水の防止に努めます。

④空間の多目的利用と周辺環境との調和

公園として活用が図られている施設空間は、今後とも適切な維持管理により、周辺環境との調和に努めます。

3) ごみ処理施設

①ごみ処理施設の維持管理

北しりべし廃棄物処理広域連合が管理運営する施設については、適切な維持管理による延命化を促進します。

また、事業系廃棄物⁵²は事業者自ら処理する責任があることから、排出の抑制を促し、処理施設により適正処理がなされるよう努めます。

②ごみ減量化などの推進

循環型社会形成に向け、市民や事業者と連携しながら、ごみの減量化や資源物の再利用のほか、ごみの適正処理などの推進に努めます。

4) その他の都市施設

公設の市場や火葬場、ごみ焼却場などは、公共施設等総合管理計画が示す方針に基づき、利用実態に基づいた施設管理を行います。

⁵⁰ 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共のように供される水域

⁵¹ 業務継続計画（BCP）：自然災害等の緊急事態が発生した場合に、事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したもの

⁵² 事業系廃棄物：事業活動に伴って生ずる廃棄物（一般廃棄物：事業所等からの紙くずなど、産業廃棄物：汚泥、廃油、廃プラスチック類など）

5 都市景観の方針

(1) 基本的考え方

本市では、平成21年2月に「小樽市景観計画⁵³」を定めており、その中の「基本目標」と「基本方針」に基づき、都市景観の形成を総合的に誘導しています。

近年、国内外から多数の来訪者があり、まちの魅力度も高く評価されています。

今後も、豊かな自然景観、歴史的建造物、文化財等良好な都市景観を保全、育成、創出するまちづくりを市民と協働で進めます。

1) 基本目標

- 自然景観の保全を図り、自然と街並みの調和が取れたまちづくりを進めます。
- 歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進めます。
- 小樽らしい都市景観の創出を図り、潤いと活力に満ちたまちづくりを進めます。

2) 基本方針

市域全域における良好な景観の形成に関する方針

- 小樽固有の自然・歴史・文化の継承と創造
- 景観形成の核となるシンボル空間の創造
- 地区の特性を生かした個性的で調和の取れた街並み景観の創造
- 四季折々の変化や時の移り変わりを大切にした都市景観の創造

小樽歴史景観区域における良好な景観の形成に関する方針

- 歴史的建造物周辺などの景観拠点の保全や新たな拠点の創出に努めるとともに、これらを結び付けることにより、小樽らしい歴史景観区域の形成に努めます。
- 景観拠点から市街地に延びる主要な道路沿いの景観（沿道景観）や主要な交差点などで見られる景観（街角景観）など、それぞれの特性に応じた街並み景観の形成に努めます。
- 小樽歴史景観区域の景観効果を周辺地区へ波及させ、各地区の特性に応じた都市景観の形成に努めます。

(2) 都市景観形成の方針

1) 自然景観等の保全

本市は海岸線や、市街地に迫る山々の緑は都市景観上重要な役割を果たしています。これらの自然環境を大切に守り、良好な自然景観を保全します。

2) 歴史景観の形成

小樽歴史景観区域では、小樽市景観計画に基づき良好な景観を誘導するとともに、来訪者にも魅力や潤いを感じさせる景観の形成を進めます。

⁵³ 小樽市景観計画：市民、事業者及び行政が一体となり、潤いと活力あるまちづくりを進め、好ましい景観を後世に残すため、景観形成の基本的な方向性を定めた計画

3) 歴史的建造物の保全と活用

本市特有の景観資源である歴史的建造物については、所有者や使用者の理解・協力の下、生活環境や経済活動に配慮しながら必要な技術的、経済的支援を行い保全に努めます。

魅力的な都市景観の形成に必要な歴史的建造物の積極的な活用を促進する支援策などについて検討します。

4) 市民協働による景観づくり

都市景観賞や歴史的建造物巡りなどの実施により、景観づくりに対する市民意識の啓発に努め、景観まちづくり協議会の認定等による市民の自主的な景観形成活動を促進します。

6 都市防災の方針

(1) 基本的考え方

東日本大震災、北海道胆振東部地震のほか、台風による大雨や河川氾濫、土砂災害など、大規模な自然災害が全国で発生しており、市民の災害に対する関心・意識が高まっています。

このため、都市基盤施設の耐震化・不燃化の促進、水道・電気等のライフラインの確保、河川の改修など防災機能の強化を図り、市民が安全で安心して将来にわたり住み続けられるまちづくりを目指します。

(2) 都市防災の方針

1) 住宅・住環境の防災性向上

建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、狭あい道路の改善や空地の確保に努め、防災性の向上を図ります。

また、空き家については、所有者等の意識啓発や相談窓口情報の提供のほか、管理不全な空き家の解消に努めます。

2) 防災拠点の防災性の向上

災害発生時に避難所や防災拠点となる市有建築物は、機能確保のため、建て替え、耐震補強など、計画的に耐震化を図り防災性の向上に努めます。

3) 防災拠点機能の強化

災害時の拠点となる応急対策施設の機能の充実を図るとともに、避難場所として民間宿泊施設等との連携に努めます。

また、規模の大きい公園などは、緊急避難場所やヘリポートとして活用します。

4) 避難経路や救援動線の確保

避難経路の確保のため、災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうやトンネルなどの道路施設は適切な維持管理に努めます。また、緊急輸送道路沿道建築物については、耐震化・不燃化を促進します。

5) 河川施設の整備

台風などによる大雨や融雪時における水害等に備えるため、周辺の特性に応じ、河川環境の保全に配慮しながら、護岸や河床の整備に努めます。

6) 土砂災害防止施設の整備

土砂災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊防止施設や砂防施設の整備を促進します。

また、宅地造成に関する工事等について災害を防止するため、宅地造成等規制法⁵⁴などの法令に基づき指導を行います。

7) ライフライン施設の安全対策

電気、ガス、上水道、電話など市民生活を支える施設は、災害時における機能の確保や耐震化を促進します。

8) 港湾の防災機能の強化

防災機能の強化のため、防波堤や岸壁などの港湾施設の耐震化や機能強化に努めます。

⁵⁴ 宅地造成等規制法：宅地造成に伴う災害防止を図るため工事規制等について定めている法律（昭和36年法律第191号）

第4章 地域別方針

第4章 地域別方針

1 地域別方針について

(1) 地域区分の考え方

第7次小樽市総合計画では、地勢や生活圏のまとまりなどを考慮した地域区分がなされており、まちづくりの基本的単位となっています。このため、地域別方針は、当該区分を基本としつつ、石狩湾新港地区を銭函地域に含め、9地域として1次マスタープランの区分を引き継ぎ、各地域の目標などを設定します。

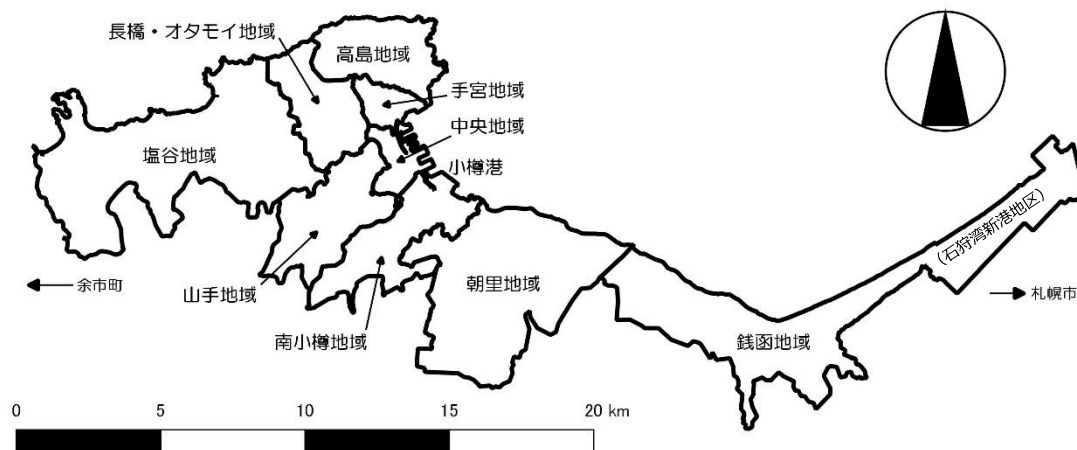


図 4-1 地域区分図

地域	主な町丁目
塩谷地域	蘭島、忍路、桃内、塩谷
長橋・オタモイ地域	オタモイ、幸、長橋、旭町
高島地域	祝津、赤岩、高島
手宮地域	手宮、末広町、梅ヶ枝町、錦町、清水町、豊川町、石山町、色内3丁目
中央地域	稲穂、花園、色内1・2丁目、港町、堺町、東雲町、山田町、相生町、入船1・2丁目
山手地域	富岡、緑、最上、松ヶ枝、入船3～5丁目、天狗山
南小樽地域	住ノ江、住吉町、有幌町、信香町、若松、奥沢、天神、真栄、潮見台、新富町、勝納町、若竹町、築港
朝里地域	桜、船浜町、朝里、新光、望洋台、新光町、朝里川温泉
銭函地域	張碓町、春香町、桂岡町、銭函、見晴町、星野町

(2) 地域別方針策定の流れ

地域別方針を策定するに当たり、市民意向を把握するため市民アンケートや地域別懇談会などを行い、地域についての生活環境の評価や地域の宝物、地域に望むものなどの意見を頂きました。これらの意見等を反映しながら地域別方針を策定しました。

(懇談会写真)

2 地域別まちづくり方針

(1) 塩谷地域

1) 地域の概要

塩谷地域は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部となっている海岸線を持つ地域であり、昔、ニシン漁で栄えた塩谷漁港と忍路漁港があります。

地域内にはJR函館本線と国道5号が横断しており、市街地は主に塩谷駅と蘭島駅、国道5号沿いに形成されています。市街地背後の丘陵地では、当時のニシン漁に代わる新しい産業として始まった果樹や野菜を中心とした農業が行われています。

地域には、忍路環状列石や地鎮山巨石記念物などの貴重な遺跡・文化財が点在しているほか、塩谷、蘭島などの海岸は夏に多くの海水浴客でにぎわいます。

地域の人口動向は減少傾向にあり、平成17～27年の減少率は全市平均を上回っています。世帯当たりの人員は全市平均とほぼ同じです。

年齢階層別構成比では、老年人口比率が市内では最も高い地域です。

(地域の写真)

2) 市民意向のまとめ

①生活環境について

● 閑静で自然に恵まれているが、生活利便性については不満を感じています

騒音や振動が少なく静かだが、日常の買物ができるお店や、子どもの遊び場・身近な公園、公共交通機関などについて不満を感じています。

● 自然や緑が豊かで安心なまちを次代に継承していくことが大切と感じています

豊かな自然、農漁業、歴史や文化など多くの地域性があり、今後もこれらを次代に継承していく努力が大切と感じています。

②地域の宝物について

● 宝物は海、山の自然や歴史を挙げています

宝物として蘭島海水浴場、塩谷丸山、塩谷海岸・海水浴場、伊藤整文学碑・ゴロダの丘、忍路湾、田園的自然景観、青の洞窟などを挙げています。

③地域の現在のイメージについて

● 自然に恵まれた静かな地域と感じています

海や山の豊かな自然に囲まれ静かな中で、地域の発展を担ってきた産業である農業・漁業が息づいている地域と感じています。

④地域の将来のイメージについて

● 将来も、自然を大切にしていける地域を望んでいます

恵まれた自然を大切にしたい安心して快適に暮らせる地域を望んでいます。

3) 地域づくりの目標

①地域づくりのテーマ

『豊かな自然や歴史とともにある暮らしやすさを実感できる地域』

海や山の恵みを享受できる豊かな自然や培われた歴史性を大切にしながら、それらと調和したライフスタイルや産業が息づく、暮らしやすい地域づくりをテーマとします。

②地域づくりの目標

● 豊かな自然・歴史を感じることでできる住環境づくり

地域を取り囲む豊かな自然・緑や、文化財などの保全を図りながら、これらと調和した安全・安心で暮らしやすい住環境づくりを目指します。

● 地域特性を生かした産業の活性化

地域特性を大切に、今後も安心・安全な農・水産物を供給できる漁業や農業を支える地域を目指します。

● 地域の利便性の向上

地域の利便性の向上を図るため、交通ネットワークの整備を促進し、地域間の連絡性や後志圏・札幌圏とのアクセスの充実を目指します。

● 魅力ある観光レクリエーション交流エリアの形成

地域の発展・歴史と密接に関係してきた自然環境や景観に配慮しながら、魅力的な交流エリアの形成を目指します。

4) 地域づくりの方針⁵⁵

①土地利用

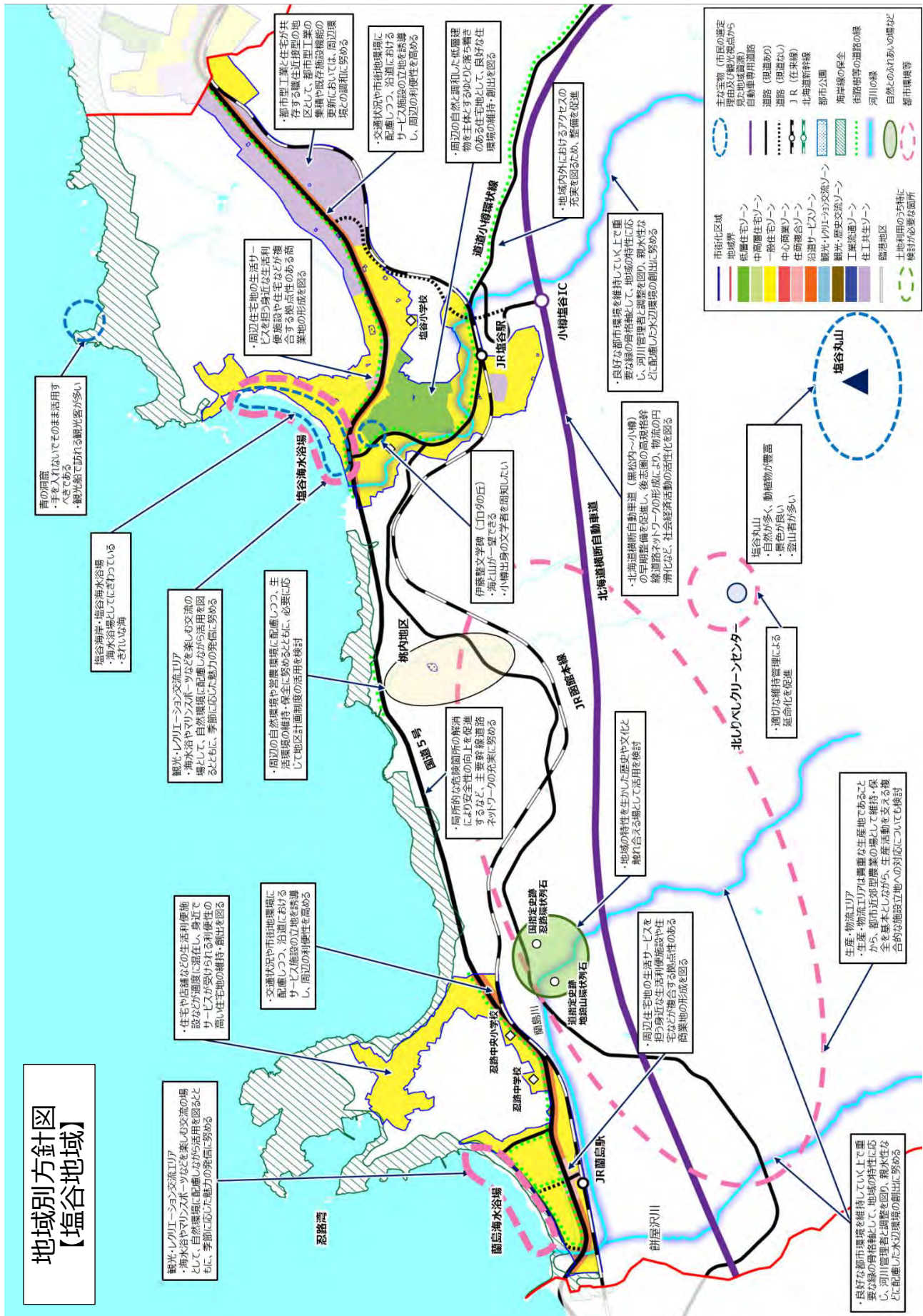
- 塩谷の低層住宅ゾーンは、周辺の自然と調和した低層建物を主体とするゆとりと落ち着きのある住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 蘭島、忍路、塩谷の一般住宅ゾーンは、住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。
- 国道5号の沿道サービスゾーンは、交通状況や市街地環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地を誘導し、周辺の利便性を高めます。
- 蘭島、塩谷の住商複合ゾーンとこれに隣接する沿道サービスゾーンは、周辺住宅地の生活サービスを担う身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図ります。
- 塩谷の住工共生ゾーンは、都市型工業と住宅が共存する職住近接型の地区として、都市型工業の集積や既存施設機能の更新においては、周辺環境との調和に努めます。
- 蘭島から塩谷にかけての農地は、良好な生産の場や体験農園など市民が親しめる場として、その環境を維持・保全し、整備・開発は、必要最小限に抑え、周辺環境への十分な配慮に努めます。
- 桃内は、周辺の自然環境や営農環境に配慮しつつ、生活環境の維持・保全に努めるとともに、必要に応じて地区計画制度の活用を検討します。

②都市環境等

- 蘭島、塩谷の観光・レクリエーション交流エリアは、海水浴やマリンスポーツなどを楽しむ交流の場として、自然環境に配慮しながら活用を図るとともに、季節に応じた魅力の発信に努めます。
- 蘭島、忍路などの生産・物流エリアは貴重な生産地であることから、都市近郊型農業の場として維持・保全を基本としながら、生産活動を支える複合的な施設立地への対応についても検討します。
- 北海道横断自動車道（黒松内～小樽）の早期整備を促進し、後志圏の高規格幹線道路ネットワークの形成により、物流の円滑化など、社会経済活動の活性化を図ります。
- 地域内の長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。
- 国道5号は、局所的な危険箇所の解消により安全性の向上を促進するなど、主要幹線道路ネットワークの充実に努めます。
- 地域内外におけるアクセスの充実に図るため、塩谷・新光間を結ぶ道道小樽環状線の整備を促進します。
- 歴史的、学術的に貴重な忍路環状列石などの遺跡の周辺は、地域の特性を生かした歴史や文化と触れ合える場として活用を検討します。
- 餅屋沢川、蘭島川及び塩谷川は、良好な都市環境を維持していく上で重要な緑の骨格軸として、地域の特性に応じ、河川管理者と調整を図り、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。
- 道路や公園など既存都市基盤施設の適切な維持・管理に努めるなど、安全で快適な市民生活の確保を図ります。
- 桃内の北しりべし廃棄物処理広域連合が管理運営する施設（北しりべしクリーンセンター）については、適切な維持管理による延命化を促進します。

⁵⁵ 地域づくりの方針について：①土地利用と②都市環境等については、第2章まちづくりの目標とまちの姿「まちの骨格」と第3章の部門別方針の土地利用、交通、緑の方針などを引用することを基本とし、市民意向にも配慮しつつ位置付けている。なお、②都市環境等では、まちの骨格など①と②双方に係わる事項については、重複を避けるため記載していない。

図4-2 地域別方針図 (塩谷地域)



(2) 長橋・オタモイ地域

1) 地域の概要

長橋・オタモイ地域は、丘陵地の斜面部分に広がる住宅地と、旧国道沿道に位置する商業系施設が混在した住宅地や工業系の土地利用が図られた地区で形成された市街地となっています。

居住に適した土地が少ない本市の中で、朝里地域などに並んで宅地化が進んだ地域であり、公営住宅の建設により一時期において人口の急増が見られました。

住宅地背後の海岸部では海食された崖が連続しているオタモイ海岸や、その勇壮な景色を眺められる小樽海岸自然探勝路があるほか、住宅地に隣接して緑豊かな自然散策が楽しめる長橋なえぼ公園があります。

地域の人口動向は減少傾向にあり、平成 17～ 27 年の減少率は、全市平均をやや上回っています。世帯当たりの人員は全市平均を上回っています。年齢階層別構成比は、全市平均とほぼ同じ割合となっています。

(地域の写真)

2) 市民意向のまとめ

①生活環境について

●閑静で生活しやすいが、憩いの場については不満を感じています

日常の買物は便利なほうで騒音、振動が少なく比較的住みやすいが、子どもの遊び場についてやや不満を感じています。

●自然と親しむことのできる環境づくりなどを望んでいます

長橋なえぼ公園内の自然環境を保全するとともに、更なる活用を図ることやオタモイ海岸など地域の観光資源の再整備などを望んでいます。

②地域の宝物について

●宝物は、公園と海岸を挙げています

宝物として、長橋なえぼ公園、オタモイ海岸、オタモイ唐門、小樽桜陽高等学校付近からの眺望などを挙げています。

③地域の現在のイメージについて

●自然に恵まれた交流ある住宅地域と感じています

自然に恵まれた静かな、地域内の交流が深い住宅地域と感じています。

④地域の将来のイメージについて

●将来は、自然や緑が豊かな安心できる地域を望んでいます

今後も自然や緑が豊かな、誰もが安心して住むことができる地域を望んでいます。

3) 地域づくりの目標

①地域づくりのテーマ

『身近な自然と調和した安心、快適に暮らせる地域』

緑に囲まれた環境のなかで地域住民による良好なコミュニティが育まれ、快適に生活できる地域づくりをテーマとします。

②地域づくりの目標

●ゆとりある良好な住環境づくり

低層建物が広がる住宅地においては、周囲の豊かな自然と調和したゆとりある良好な住環境づくりを目指します。

●地域コミュニティや安全・安心で快適な生活を支える都市基盤の形成

子どもから高齢者まで、全ての人が安全で安心して利用できる公園や生活道路などの都市基盤の形成を目指します。

●潤いある自然環境の保全

海岸部の自然景観や生活に身近な緑地空間など自然環境を大切にする地域を目指します。

4) 地域づくりの方針

①土地利用

- オタモイ、幸、長橋の低層住宅ゾーンは、周辺の自然と調和した低層建物を主体とするゆとりと落ち着いた着きのある住宅地として良好な住環境の維持・創出を基本としつつ、オタモイ、幸の計画的に開発された住宅地については、幅広い世代が住み続けられるよう、ライフスタイルの変化やライフステージに応じた多様な居住ニーズに適切に対応します。

また、市道幸大通線などの沿線については、良好な住環境に配慮しつつ、周辺低層住宅地の生活サービスを担う身近な生活利便施設の誘導を促進し、日常的な生活利便性の維持・向上を図ります。

- オタモイ、長橋の中高層住宅ゾーンは、低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- オタモイ、長橋などの一般住宅ゾーンは、住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。
- 長橋の住商複合ゾーンは、周辺住宅地の生活サービスを担う身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図ります。
- 国道5号などの沿道サービスゾーンは、交通状況や市街地環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地を誘導し、周辺の利便性を高めます。
- オタモイ、長橋の住工共生ゾーンは、都市型工業と住宅が共存する職住近接型の地区として、都市型工業の集積や既存施設機能の更新においては、周辺環境との調和に努めます。

②都市環境等

- オタモイ周辺の観光・レクリエーション交流エリアは、海食された地形が連続する景勝地などの自然を保全・活用するとともに、季節に応じた魅力の発信に努めます。
- 長橋なえば公園の市民潤いエリアは、自然を生かした体験学習の場として、施設の活用を図ります。
- 地域内の長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。
- 道路や公園など既存都市基盤施設の適切な維持・管理に努めるなど、安全で快適な市民生活の確保を図ります。

(3) 高島地域

1) 地域の概要

高島地域は、大半が赤岩山の丘陵地であり、北側の海岸部は入江、断崖、奇岩など海食された崖が連続した勇壮な自然を見ることのできる景勝地になっており、ニセコ積丹小樽海岸国定公園にも指定されています。

地域内には昔、ニシンで栄えた祝津漁港や高島漁港があり、それら漁港を中心として市街地が形成されているほか、南に面する丘陵地には公営住宅や戸建住宅などが建ち並ぶ市街地が広がっています。

また、漁業の歴史を伝える鯨御殿や道内では歴史のある水族館が位置しており、夏期の観光シーズンには多くの人々が訪れます。

地域の人口動向は減少傾向にあり、平成 17～ 27 年の減少率は全市平均を上回っています。世帯当たりの人員は全市平均を上回っています。年齢階層別構成比では、年少人口、生産年齢人口比率ともに全市平均とほぼ同じ割合となっています。

(地域の写真)

2) 市民意向のまとめ

①生活環境について

- **交通環境や憩いの場に不満はあるが、全体的には住みやすいと感じています**

公共交通や子どもの遊び場について不満はあるが、騒音や振動が少なく静かで全体的な住みやすさを感じています。

- **自然環境を保全し、観光資源として活用することなどを望んでいます**

海岸などの自然環境を保全し、観察や体験学習の環境の充実により観光資源として活用することや既存観光施設へのアクセス充実などを望んでいます。

②地域の宝物について

- **宝物は、豊かな自然、歴史を挙げています**

宝物として赤岩山、小樽海岸自然探勝路、赤岩海岸、祝津パノラマ展望台など自然や景勝地のほか、にしん番屋など歴史のある建造物、おたる水族館、高島公園などを挙げています。

③地域の現在のイメージについて

- **自然に恵まれた、漁業の盛んな伝統が息づいた地域と感じています**

海や山の豊かな自然があり、地域の発展の源となった漁業が盛んな伝統が息づいた交流の深い地域と感じています。

④地域の将来のイメージについて

- **将来も、豊かな自然を大切にしたい漁業の盛んな地域を望んでいます**

今後も豊かな自然を大切にしたい、人にやさしく安心できる、漁業が発展する地域を望んでいます。

3) 地域づくりの目標

①地域づくりのテーマ

『海の資源を大切にしたい、自然の魅力を感じることでできる地域』

歴史と文化を育んできた海の資源を大切に、地域に広がる豊かな自然を実感できる地域づくりをテーマとします。

②地域づくりの目標

- **魅力ある恵まれた自然環境の保全と活用**

地域の発展・歴史と密接に関係してきた自然環境や景観を大切にしつつ、これらの資源を活用した地域づくりを目指します。

- **豊かな自然環境と調和した住環境づくり**

住宅地背後の緑地空間と調和した住環境づくりを目指します。

- **漁業生産活動を支える機能の向上**

効率的な漁業生産などの活動を支える地域を目指します。

- **魅力ある観光・レクリエーションエリアの形成**

周辺の自然環境に配慮しながら特性を生かした観光・海洋レクリエーションと連動する魅力ある交流空間の形成を目指します。

4) 地域づくりの方針

①土地利用

- 赤岩の低層住宅ゾーンは、周辺の自然と調和した低層建物を主体とするゆとりと落ち着きのある住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 祝津、高島の中高層住宅ゾーンは、低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 祝津、高島、赤岩の一般住宅ゾーンは、住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。
- 高島の住商複合ゾーンは、周辺住宅地の生活サービスを担う身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図ります。
- 祝津、高島の住工共生ゾーンは、都市型工業と住宅が共存する職住近接型の地区として、都市型工業の集積や既存施設機能の更新においては、周辺環境との調和に努めます。
- 高島の工業流通ゾーンは、港湾機能を生かし、効率的な工業・流通活動を支える土地利用を図ります。

②都市環境等

- ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されている海岸線や市街地背後に広がる緑の保全に努めます。
- 祝津の観光・レクリエーション交流エリアは、水族館、ヨットハーバー、鯨御殿や自然景観などを生かした活用を図るとともに、季節に応じた魅力の発信に努めます。
- 高島漁港区は、水産物の供給及び漁港の拠点として、機能の向上に努めます。
- 地域内の長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。
- 道路や公園など既存都市基盤施設の適切な維持・管理に努めるなど、安全で快適な市民生活の確保を図ります。

(4) 手宮地域

1) 地域の概要

手宮地域は、明治初期の鉄道の開通に伴い発展した歴史の長い市街地で、早くから道路などが整備され、商店や銀行、事務所などが建築されました。今も一部にその当時の面影が残る地域です。

地域には丘陵部の住宅地と、これに続く小規模店舗などと混在した住宅地が広がり、それらに隣接する臨海部は工業利用が主体となっています。

高台には小樽港全体を見渡せる手宮公園が位置し、市民の憩いの場となっています。また、鉄道を中心とした北海道の交通について語る小樽市総合博物館が位置するほか、国指定史跡である手宮洞窟や国指定重要文化財である旧日本郵船(株)小樽支店など歴史を伝える施設があります。

地域の人口動向は減少傾向にあり、平成 17～27 年の減少率は、本市の中で最も高くなっています。世帯当たりの人員は全市平均に対しやや下回っています。年齢階層別構成比では、老年人口比率が全市平均をやや上回っています。

(地域の写真)

2) 市民意向のまとめ

①生活環境について

- 生活利便性が良く、全体的には住みやすいが、災害時の安全性に不満を感じています

日常の買物や公共交通機関の利便性がよく全体的に住みやすいが、災害時の安全性などにやや不満を感じています。

- 地域の文化の継承や、歴史的資源を生かしたにぎわいの創出を望んでいます

手宮公園、旧国鉄手宮線、旧トランスポーター（北炭ローダー基礎）、古代文字などに関する情報発信やこれらの活用を図り、イベントの開催など観光客の誘導や回遊性の向上によるにぎわいの創出を望んでいます。

②地域の宝物について

- 宝物は、公園や歴史的資源を挙げています

地域の宝物として手宮公園、運河公園、総合博物館、旧国鉄手宮線、旧トランスポーター（北炭ローダー基礎）、旧日本郵船(株)小樽支店、小樽稻荷神社などを挙げています。

③地域の現在のイメージについて

- 自然に恵まれ静かで昔からの伝統や歴史が残る地域と感じています

自然に恵まれ静かで昔からの伝統や歴史が残る地域と感じています。

④地域の将来のイメージについて

- 将来は、文化・歴史などが感じられ、やすらぎのある地域を望んでいます

将来は、地域の文化・歴史などが感じられ、やすらぎのある地域を望んでいます。

3) 地域づくりの目標

①地域づくりのテーマ

『特色ある歴史やコミュニティを大切に、活気ある生活が息づく地域』

地域の特色ある歴史や昔ながらのコミュニティを大切に、人々の温かなつながりが生み出す活気あふれる地域づくりをテーマとします。

②地域づくりの目標

- 安心で快適な生活を支える住、商、工の良好な機能配置

住宅地と近接する商業地や、臨海部での工業地が機能的に配置され、利便性と安全性が確保された地域を目指します。

- 地域資源を生かしたまちの魅力の向上

日本遺産に指定された文化財や歴史的建造物などの地域資源を生かし、潤いやにぎわいの感じられる魅力ある地域を目指します。

- 産業活動の利便増進と周辺環境との調和

臨海部に位置する工業地は、隣接する地区の環境に配慮しながら、産業活動の利便増進を図ります。

4) 地域づくりの方針

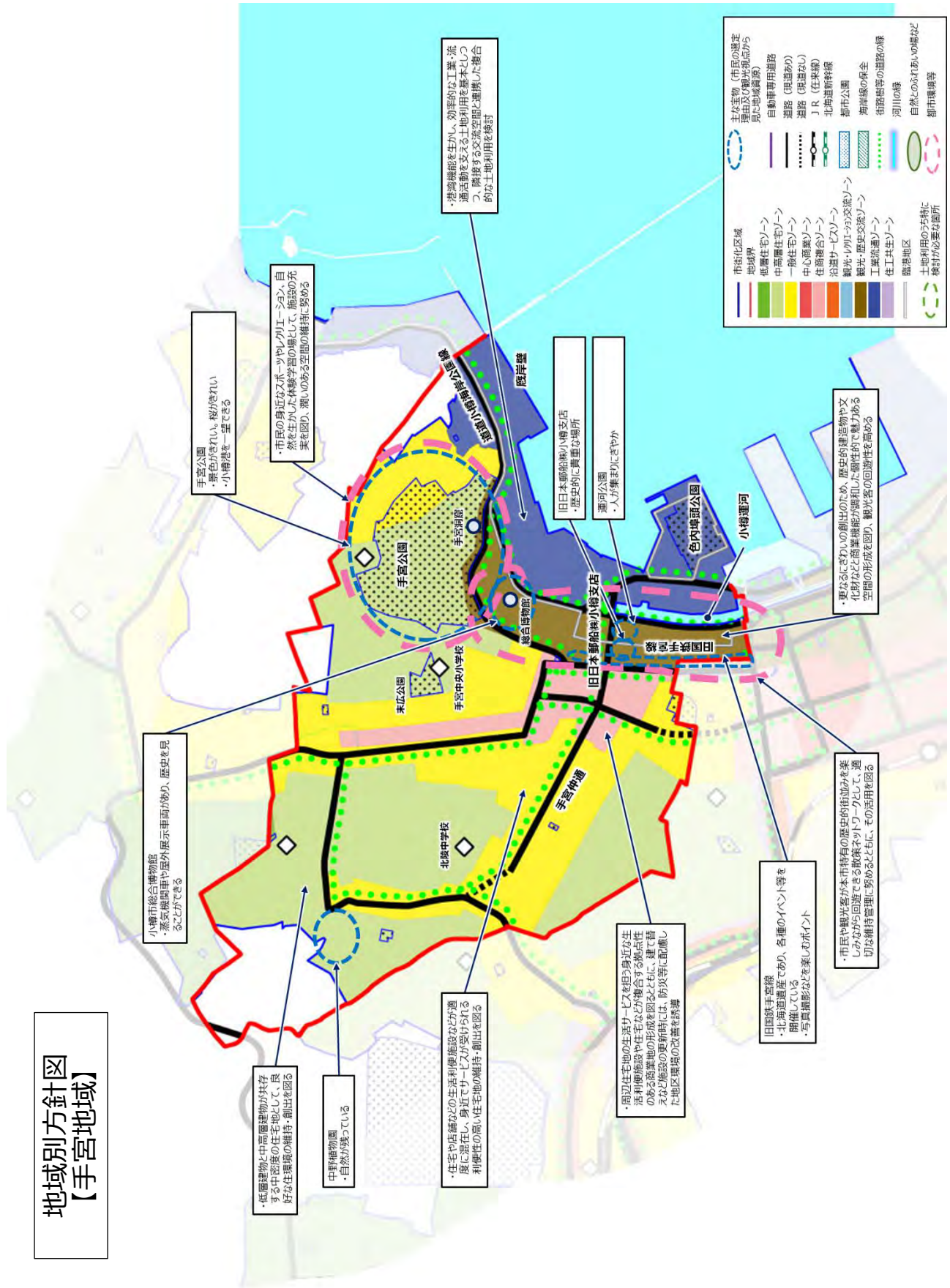
①土地利用

- 清水町、未広町、手宮などの中高層住宅ゾーンは、低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 梅ヶ枝町、錦町、石山町などの一般住宅ゾーンは、住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。
- 地域中央部に位置する住商複合ゾーンは、周辺住宅地の生活サービスを担う身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図るとともに、建て替えなど施設の更新時には、防災等に配慮した地区環境の改善を誘導します。
- 手宮、色内の観光・歴史交流ゾーンは、更なるにぎわいの創出のため、歴史的建造物や文化財などと商業機能が調和した個性的で魅力ある空間の形成を図り、観光客の回遊性を高めます。
- 小樽港臨港地区の工業流通ゾーンは、港湾機能を生かし、効率的な工業・流通活動を支える土地利用を基本としつつ、隣接する交流空間と連携した複合的な土地利用を検討します。

②都市環境等

- 地域内の長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。
- 手宮公園は、市民の身近なスポーツやレクリエーション、自然を生かした体験学習の場として、施設の充実を図り、潤いのある空間の維持に努めます。
- 道路や公園など既存都市基盤施設の適切な維持・管理に努めるなど、安全で快適な市民生活の確保を図ります。
- 旧国鉄手宮線など観光拠点間を結ぶ歩行者空間は、市民や観光客が本市特有の歴史的街並みを楽しみながら回遊できる散策ネットワークとして、適切な維持管理に努めるとともに、その活用を図ります。

図 4-5 地域別方針図（手宮地域）



(5) 中央地域

1) 地域の概要

本市の経済活動の中心地として、JR 小樽駅前や国道 5 号の沿道、小樽運河を中心に商業・観光施設が集積しており、商業系の土地利用が多くを占める地域となっています。

地域の臨海部には本市の発展の原動力となった小樽港があり、現在も生産・物流の拠点となっています。

また、地域内にはまちのシンボリックな憩い空間となっている小樽公園があり、総合体育館や野球場などの公共施設をはじめ、市街地を見渡せる見晴台もあり、広く市民に利用されています。

近年は、小樽運河やその周辺の歴史的建造物などを核として、観光を主体とした商業施設が集積し、国内外から多くの観光客が訪れています。

地域の人口動向は減少傾向にありますが、減少率は全地域の中で 2 番目に低くなっています。1 世帯当たりの人員は 9 地域の中で最も少なくなっています。

年齢階層別構成比では、老年人口比率は、全市平均とほぼ同じ割合で、年少人口比率は塩谷地域と並び最も低くなっています。

(地域の写真)

2) 市民意向のまとめ

①生活環境について

- 憩いの場に不満はあるが、生活利便性については満足と感じています

子どもの遊び場や身近な公園などはやや不満ですが、買物や公共交通機関の利便性については満足に感じています。

- 既存施設の有効活用による良好な住環境の確保などを望んでいます

公共施設や空き家空地の有効活用を図るなど良好な住環境の整備を望んでいます。

②地域の宝物について

- 宝物は、小樽公園と歴史的な建物などを挙げています

宝物として小樽公園、小樽運河、日本銀行旧小樽支店、水天宮、旧国鉄手宮線、龍宮神社、堺町本通、メルヘン交差点、市役所、図書館、小樽駅と中央通などを挙げています。

③地域の現在のイメージについて

- 中心商業地であり、多くの観光客が訪れます

商業施設などが多く、にぎわいがあり、多くの観光客が訪れる交流のある地域と感じています。

④地域の将来のイメージについて

- 歴史・文化と調和したにぎわいのある地域を望んでいます

将来は、歴史や文化などを感じさせる、商業が盛んな、にぎわいのある利便性の高い地域を望んでいます。

3) 地域づくりの目標

①地域づくりのテーマ

『人が集い、にぎわいあふれる、魅力的で歴史と共存する地域』

本市経済の中心拠点として利便性が高く、訪れる人がまちの歴史と文化を満喫できる魅力的な地域づくりをテーマとします。

②地域づくりの目標

- 活気ある中心市街地の形成

多様な目的に対応する経済活動の中心地として、都市機能が集積している地域特性を生かした居住や再開発を促進するなど、活気ある中心市街地の形成を目指します。

- にぎわいある交流空間の形成

歴史的建造物や文化財などと商業機能が調和したにぎわいある交流空間の形成を目指します。

- 小樽らしい景観の形成

景観拠点の保全や良好な街並み景観の創出などにより小樽らしい景観の形成を目指します。

4) 地域づくりの方針

①土地利用

- 花園や稲穂などの一般住宅ゾーンは、住宅や店舗などの生活利便施設が適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。
- 中心商業ゾーンは、本市特有の歴史・文化・街並み景観など地区の特性を生かした商業の振興や、多様な都市機能の誘導に努め、更なるにぎわいの創出を図るとともに、利便性が高い特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、まちなか居住を促進します。特に、JR 小樽駅周辺の中心商業ゾーンは、市街地再開発などの面的整備を促進し、土地の高度利用や都市機能の更新を図ります。
- 中心商業ゾーン周辺の住商複合ゾーンは、身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図るとともに、利便性が高い特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、地区内やその周辺への居住を促進します。
- 小樽運河周辺、堺町、東雲町などの観光・歴史交流ゾーンは、更なるにぎわいの創出のため、歴史的建造物や文化財などと商業機能が調和した個性的で魅力ある空間の形成を図り、観光客の回遊性を高めます。
- 小樽港臨港地区の観光・レクリエーション交流ゾーンは、国際旅客船ふ頭を核とし、観光・商業施設と一体となった、にぎわいある交流空間の創出を目指します。
- 小樽港臨港地区の工業流通ゾーンは、港湾機能を生かし、効率的な工業・流通活動を支える土地利用を基本としつつ、隣接する交流空間と連携した複合的な土地利用を検討します。

②都市環境等

- 国道5号などの無電柱化などを促進し、安全で快適な歩行者空間の創出や良好な景観の形成に努めます。
- 地域内の長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。
- JR 小樽駅周辺などにおける交通の円滑化と利便性の向上を図るため、必要に応じて駐車場整備計画を策定するなど、計画的な駐車場の配置に努めます。
- 小樽公園は、市民の身近なスポーツやレクリエーションなどの場として施設の充実を図り、潤いのある空間の維持に努めます。
- 緑の少ない中心部において都市緑地法に基づく緑化重点地区の指定を検討します。
- 道路や公園など既存都市基盤施設の適切な維持・管理に努めるなど、安全で快適な市民生活の確保を図ります。
- JR 小樽駅の駅前広場は、交通結節点として求められる機能・施設について検討し整備を図ります。
- 旧国鉄手宮線など観光拠点間を結ぶ歩行者空間は、市民や観光客が本市特有の歴史的街並みを楽しみながら回遊できる散策ネットワークとして、適切な維持管理に努めるとともに、その活用を図ります。
- 小樽港臨港地区の主要な道路である臨港道路小樽港縦貫線の整備を推進し、物流機能の強化を図ります。

(6) 山手地域

1) 地域の概要

明治から昭和初期の経済、物流活動を支えた人々や官公庁関係者が多く住む住宅地として発展した地域で、今も閑静な雰囲気が残る歴史ある住宅市街地です。

隣接する中央地域とは異なり、幹線道路沿いの商業地を除いて住宅地が大半を占める地域となっています。

また、住宅地の周囲には緑地に囲まれるように大学や高校などの教育施設が点在し、さらにその背後には道内最初のリフトが敷設された天狗山や市民の憩いの場となっている旭展望台があり、素晴らしい眺望を楽しむことができます。

地域の人口動向は減少傾向にあり、平成 17～ 27 年の減少率は全市平均を下回っています。世帯当たりの人員は全市平均に対し、下回っています。

年齢階層別構成比では、老年人口比率は全市平均をやや下回っています。

(地域の写真)

2) 市民意向のまとめ

①生活環境について

- 憩いの場に不満はあるが、生活利便性が良く、比較的住みやすいと感じています

子どもの遊び場などにやや不満はあるが、中心市街地と隣接しており、買物が便利で公共交通機関も充実しているなど、比較的住みやすいと感じています。

- 地域特性を生かした交流機能の充実などを望んでいます

天狗山から旭展望台へ通ずる道路の再整備や自然環境を生かした散策路の整備など機能の充実により、地域内外の人に訪れてもらいたいと望んでいます。

②地域の宝物について

- 宝物は、眺望のよいところなどを挙げています

宝物として天狗山、旭展望台、船見坂、入船公園、からまつ公園などを挙げています。

③地域の現在のイメージについて

- 自然に恵まれた落ち着いた地域と感じています

地域の周辺は天狗山など自然に囲まれており、公園や緑も多く静かな住宅地と感じています。

④地域の将来のイメージについて

- 将来は、自然を大切にしながら安心して暮らせる地域を望んでいます

豊かな自然を守りながら、利便性の高い、安心して暮らせる人にやさしい地域を望んでいます。

3) 地域づくりの目標

①地域づくりのテーマ

『落ち着いた暮らしと豊かな自然を大切にしたい安心・快適な地域』

落ち着いた住環境と地域を囲む豊かな自然を大切にしたい安心・快適な地域づくりをテーマとします。

②地域づくりの目標

- 落ち着いた良好な住環境づくり

中央地域と隣接した利便性を生かしながらも、静かで落ち着いた雰囲気を保ち続ける住環境を目指します。

- 自然に囲まれた憩い空間の形成

地域周辺の緑と一体となった山麓の交流エリアなどは、眺望を生かし、自然と触れ合える憩い空間の形成を目指します。

- 交通アクセスの充実による利便性の向上

地域間を結ぶ道路整備の促進により、アクセスの充実を図り、利便性の向上を目指します。

4) 地域づくりの方針

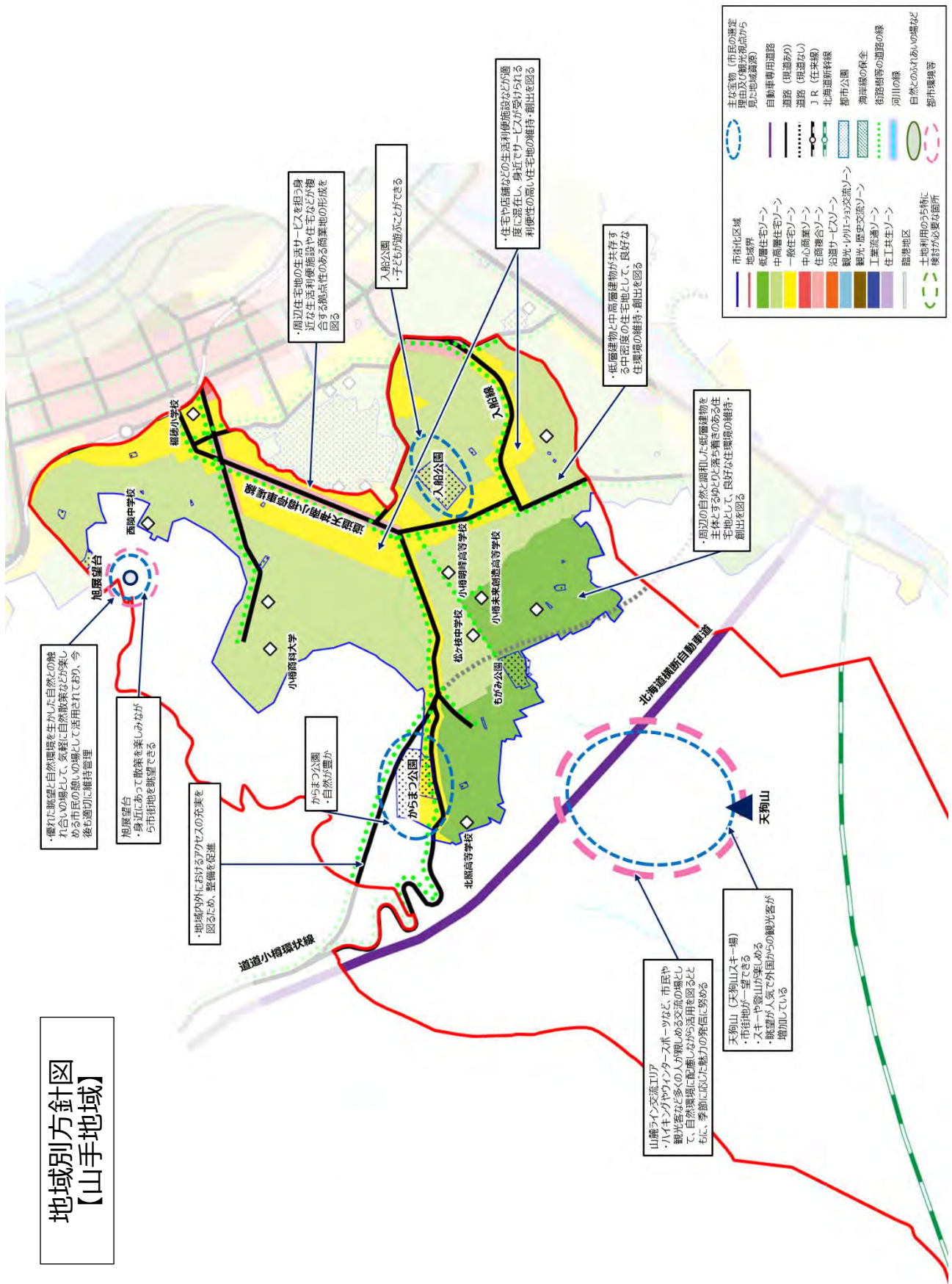
①土地利用

- 松ヶ枝、最上の山裾に広がる低層住宅ゾーンは、周辺の自然と調和した低層建物を主体とするゆとりと落ち着きのある住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 緑、入船、富岡などの中高層住宅ゾーンは、低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 緑、入船、富岡などの幹線道路背後に位置する一般住宅ゾーンは、住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。
- 道道天神南小樽停車場線沿いや市道高商通線沿いの住商複合ゾーンは、周辺住宅地の生活サービスを担う身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図ります。

②都市環境等

- 天狗山及びその周辺の山麓ライン交流エリアは、ハイキングやウィンタースポーツなど、市民や観光客など多くの人々が親しめる交流の場として、自然環境に配慮しながら活用を図るとともに、季節に応じた魅力の発信に努めます。
- 地域内外におけるアクセスの充実を図るため、塩谷・新光間を結ぶ道道小樽環状線の整備を促進します。
- 地域内の長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。
- 旭展望台周辺は、優れた眺望と自然環境を生かした自然との触れ合いの場として、気軽に自然散策などが楽しめる市民の憩いの場として活用されており、今後も適切に維持管理していきます。
- 道路や公園など既存都市基盤施設の適切な維持・管理に努めるなど、安全で快適な市民生活の確保を図ります。

図4-7 地域別方針図（山手地域）



(7) 南小樽地域

1) 地域の概要

勝納川河口周辺を中心として早くから市街地が形成され、勝納川に沿って次第に市街地が拡大してきた地域です。

現在、地域内には臨海部と勝納川沿いで工業的な土地利用がされており、山側の丘陵地部分には住宅地が広がっています。

また、再開発が行われた小樽築港駅周辺や、歴史と由緒ある神社や観光を主体とした商業施設が隣接している南小樽駅周辺には、多くの市民や観光客が訪れています。

地域の人口動向については減少傾向にありますが、全市平均と同率となっています。世帯当たりの人員は全市平均をやや下回っています。年齢階層別構成比では、ほぼ全市平均並みですが、老年人口比率が全市平均をやや上回っています。

(地域の写真)

2) 市民意向のまとめ

①生活環境について

●憩いの場に不満はあるが、生活利便性が良く、比較的住みやすいと感じています

子どもの遊び場などにはやや不満はありますが、買物に便利で、バスなどの公共交通機関も充実しているなど利便性が高く、比較的住みやすいと感じています。

●市内各所と北海道新幹線新小樽（仮称）駅との円滑なアクセスの確保を望んでいます

新たなバス路線など市内各所と結ぶ交通網の整備を望んでいます。

●奥沢水源地の豊かな自然を生かして水と親しめる空間を望んでいます

水生生物の生息環境を守りつつ、新たな潤い空間として市民が親しめるような水源地の休憩施設や勝納川の散策路の整備などを望んでいます。

②地域の宝物について

●宝物は、公園や水辺空間を挙げています

宝物として平磯公園、奥沢水源地、勝納川、築港の複合商業施設、南樽市場、住吉神社、和光荘、旧魁陽亭、かつない・築港臨海公園、栗山公園、宗圓寺などを挙げています。

③地域の現在のイメージについて

●自然に恵まれ交流が深く、観光客の多い地域と感じています

自然に恵まれ、地域内の交流が深く、神社や歴史的建造物などが残り観光客が多い地域と感じています。

④地域の将来のイメージについて

●将来も、周囲の自然を大切にしながら利便性の高い地域を望んでいます

将来は自然が豊かで、利便性の高い安心できる地域を望んでいます。

3) 地域づくりの目標

①地域づくりのテーマ

『産業活動を支えるとともに自然を大切に安全・安心で快適な地域』

産業活動を支えるとともに、恵まれた自然を大切に安全・安心で利便性の高い快適な住環境が保たれる地域づくりをテーマとします。

②地域づくりの目標

●水や緑を身近に感じられる地域づくり

水や緑を身近に感じられる親水空間の維持・創出など、潤いのある地域の形成を目指します。

●産業活動を支える地域づくり

臨海部における機能の集積を生かすなど産業活動を支える地域を目指します。

●交流・生活サービス機能が充実した住環境の形成

交流エリアなどにおける生活サービスを含めた都市機能や交流機能の維持・充実など、安全・安心で快適な住環境の形成を目指します。

●交通利便性の高い新たな玄関口の創出

北海道新幹線新小樽（仮称）駅とJR小樽駅や観光資源などとの、交通アクセスを含めた利便性の高い交通ネットワークを形成し、本市や周辺地域へ多くの人を呼び込む新たな玄関口の創出を目指します。

4) 地域づくりの方針

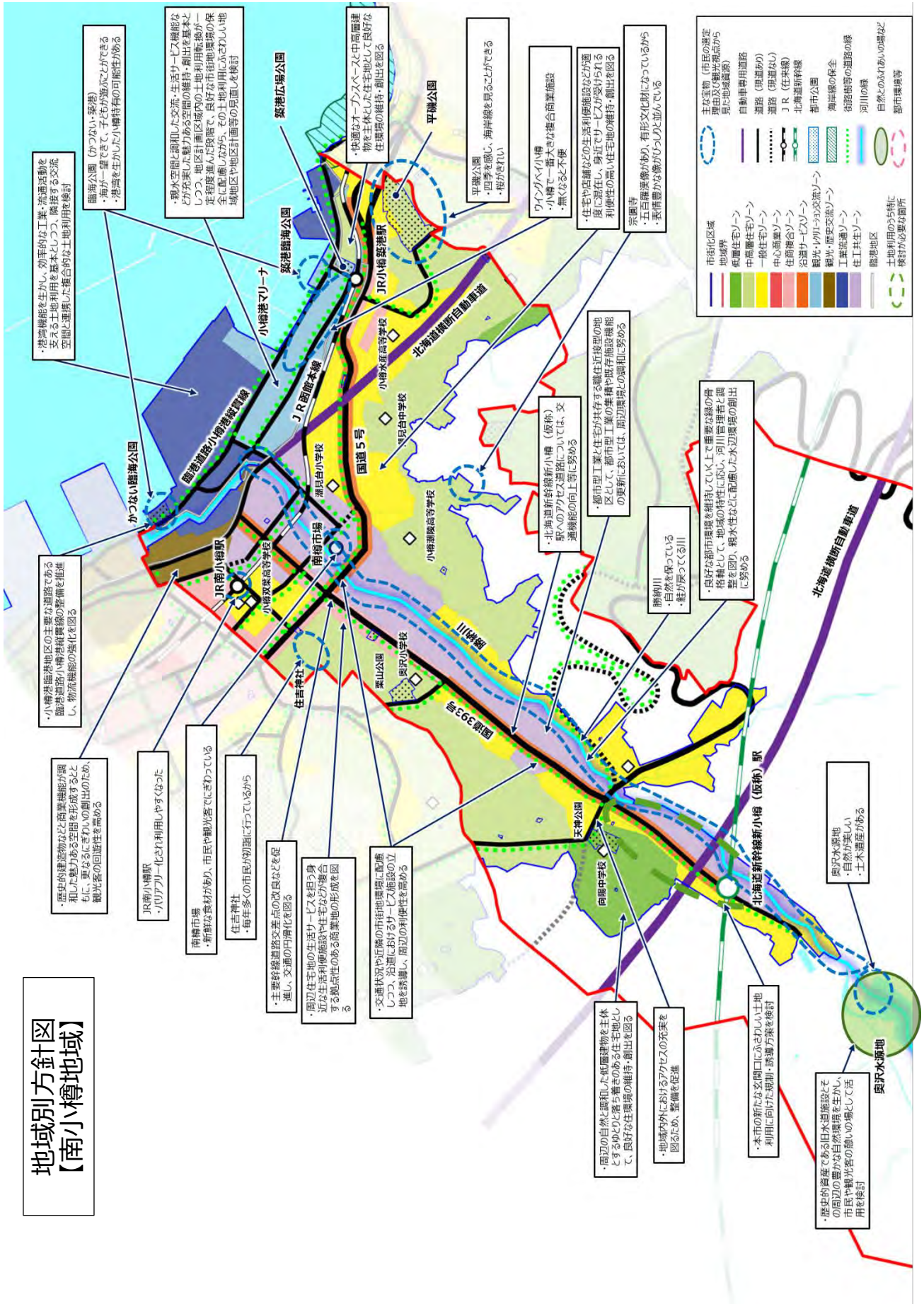
①土地利用

- 天神などの低層住宅ゾーンは、周辺の自然と調和した低層建物を主体とするゆとりと落ち着きのある住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- JR 小樽築港駅周辺地区の中高層住宅ゾーンは、快適なオープンスペースと中高層建物を主体とした住宅地として良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 奥沢、若竹町、天神などの幹線道路背後に位置する一般住宅ゾーンは、住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。
- 住ノ江、奥沢、若竹町などの住商複合ゾーンは、周辺住宅地の生活サービスを担う身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図ります。
- 国道5号や国道393号などの沿道サービスゾーンは、交通状況や近隣の市街地環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地を誘導し、周辺の利便性を高めます。
- JR 小樽築港駅周辺地区の観光・レクリエーション交流ゾーンは、親水空間と調和した交流・生活サービス機能などが充実した魅力ある空間の維持・創出を基本としつつ、地区計画区域内の土地利用転換が一定程度進んだ段階で、良好な市街地環境の保全に配慮しながら、その土地利用にふさわしい地域地区や地区計画等の見直しを検討します。
- 住吉などの観光・歴史交流ゾーンは、歴史的建造物などと商業機能が調和した魅力ある空間を形成するとともに、更なるにぎわいの創出のため、観光客の回遊性を高めます。
- 小樽港臨港地区の工業流通ゾーンは、港湾機能を生かし、効率的な工業・流通活動を支える土地利用を基本としつつ、隣接する交流空間と連携した複合的な土地利用を検討します。
- 奥沢、天神、真栄などの住工共生ゾーンは、都市型工業と住宅が共存する職住近接型の地区として、都市型工業の集積や既存施設機能の更新においては、周辺環境との調和に努めます。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区は、本市の新たな玄関口にふさわしい土地利用に向けた規制・誘導方策を検討します。

②都市環境等

- 地域内外におけるアクセスの充実を図るため、塩谷・新光間を結ぶ道道小樽環状線の整備を促進します。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅へのアクセス道路については、国道393号など必要に応じ、交通機能の向上等に努めます。
- 小樽港臨港地区の主要な道路である臨港道路小樽港縦貫線の整備を推進し、物流機能の強化を図ります。
- 主要幹線道路交差点の改良などを促進し、交通の円滑化を図ります。
- 地域内の長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。
- 奥沢水源地周辺は、歴史的資産である旧水道施設とその周辺の豊かな自然環境を生かし、市民や観光客の憩いの場として活用を検討します。
- 勝納川は、良好な都市環境を維持していく上で重要な緑の骨格軸として、地域の特性に応じ、河川管理者と調整を図り、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。
- 道路や公園など既存都市基盤施設の適切な維持・管理に努めるなど、安全で快適な市民生活の確保を図ります。

図4-8 地域別方針図(南小樽地域)



(8) 朝里地域

1) 地域の概要

住宅市街地として都市基盤整備が進められたところが多く、現在も良好な住環境を確保されています。

そのため、全体の土地利用としては住居系が多く、その他に幹線道路沿いで商業系や工業系の土地利用が図られています。

海岸には、2つの海水浴場があり、古くから市民に親しまれています。また、山間部には朝里川温泉があり、都心に近接している温泉とスキー場のある保養・レクリエーションの場として貴重な役割を担っており、年間を通じて市内外から多くの人々が訪れています。

地域の人口動向は、減少傾向にあり、平成17～27年の減少率は全市平均で最も低くなっています。世帯当たりの人員は全市で最も多くなっています。

年齢階層別構成比では、全市平均よりも老年人口比率が低く、年少人口比率が最も高くなっています。

(地域の写真)

2) 市民意向のまとめ

①生活環境について

- 生活利便性が良く、比較的住みやすいと感じています

日常の買物や公共交通機関が便利で、騒音・振動などが少なく比較的住みやすいと感じています。

- 水辺空間を生かした環境整備などを望んでいます

朝里川遊歩道の延伸や朝里川公園の更なる活用のほか毛無山展望台の整備などを望んでいます。

②地域の宝物について

- 宝物は親水空間、公園を多く挙げています

宝物として朝里ダム周辺地、毛無山、朝里川温泉、東小樽・朝里海岸、朝里川公園、桜チャシ、熊碓神社、道道1号線などを挙げています。

③地域の現在のイメージについて

- 自然に恵まれた静かな住宅地域と感じています

朝里川、朝里ダム周辺地、東小樽海岸などの自然があり、閑静な住宅地域と感じています。

④地域の将来のイメージについて

- 将来も、周囲の自然と調和した落ち着いた地域を望んでいます

今後も豊かな自然を大切にしたい、利便性が高く、安心・安らぎのある地域を望んでいます。

3) 地域づくりの目標

①地域づくりのテーマ

『地域資源を生かした魅力の創出と暮らしやすい地域』

緑豊かな山麓や潤いある河川のほか、遺跡や多くの人たちが訪れる温泉など多彩な地域資源や快適に暮らせる住環境を大切にしたい地域づくりをテーマとします。

②地域づくりの目標

- 地域資源を生かした潤いを与える空間の創出

自然や緑地・親水空間などを大切にしながら、地域に潤いを与える空間づくりを目指します。

- 温泉郷を核とする魅力ある空間の創出

温泉郷や山麓の交流拠点は、交流機能の向上に努めるとともに多彩な地域資源を生かした魅力ある空間の創出を目指します。

- 暮らしやすい良好な住環境づくり

住民の生活を支える商業施設などの都市機能が充実した暮らしやすい良好な住環境づくりを目指します。

4) 地域づくりの方針

①土地利用

- 桜、望洋台、新光などの低層住宅ゾーンは、周辺の自然と調和した低層建物を主体とするゆとりと落ち着いた住宅地として、良好な住環境の維持・創出を基本としつつ、桜、望洋台の計画的に開発された住宅地については、幅広い世代が住み続けられるよう、ライフスタイルの変化やライフステージに応じた多様な居住ニーズに適切に対応します。
また、市道望洋線などの沿線については、良好な住環境に配慮しつつ、周辺低層住宅地の生活サービスを担う身近な生活利便施設の誘導を促進し、日常的な生活利便性の維持・向上を図ります。
- 桜、新光などの中高層住宅ゾーンは、低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 新光、桜、朝里川温泉地区などの幹線道路背後に位置する一般住宅ゾーンは、住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。
- 朝里、新光、桜の住商複合ゾーンは、周辺住宅地の生活サービスを担う身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図ります。
- 朝里川温泉地区の観光・レクリエーション交流ゾーンは、自然と調和した温泉やスポーツ施設など、市民や観光客が楽しみ、健康を増進できる交流拠点として、必要に応じて土地利用の見直しを行うなど、機能の向上に努めます。
- 国道5号や道道小樽定山溪線の沿道サービスゾーンは、交通状況や近隣の市街地環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地を誘導し、周辺の利便性を高めます。
- 新光、桜などの住工共生ゾーンは、都市型工業と住宅が共存する職住近接型の地区として、都市型工業の集積や既存施設機能の更新においては、周辺環境との調和に努めます。

②都市環境等

- 毛無山周辺地区の山麓ライン交流エリアは、森林などの自然環境に配慮しながら市民や観光客が親しめる交流の場として活用を図るとともに、季節に応じた魅力の発信に努めます。
- 北海道横断自動車道（黒松内～小樽）の早期整備を促進し、後志圏の高規格幹線道路ネットワークの形成により、物流の円滑化など社会経済活動の活性化を図ります。
- 地域内外におけるアクセスの充実を図るため、塩谷・新光間を結ぶ道道小樽環状線の整備を促進します。
- 地域内の長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。
- 朝里川は、良好な都市環境を維持していく上で重要な緑の骨格軸として、地域の特性に応じ、河川管理者と調整を図り、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。
- 道路や公園など既存都市基盤施設の適切な維持・管理に努めるなど、安全で快適な市民生活の確保を図ります。
- 朝里川温泉地区の宿泊施設は、災害時における避難施設として、指定避難所との連携を図ります。

(9) 銭函地域

1) 地域の概要

銭函地域は海岸と丘陵地に囲まれ、東側は札幌市や石狩市に隣接しています。

地域内には鉄道や高速道路、国道5号が横断しており、海水浴場、スキー場、ゴルフ場などのレクリエーション機能を有した小樽の東の玄関口となっています。

土地利用については住宅地・商業地のほか工業地も多く、国道沿いや石狩湾新港の背後地に大規模な工業団地が形成されています。

地域の人口動向は、減少傾向にあり、平成17～27年の減少率は、全市平均をやや下回っています。世帯当たりの人員は全市平均を上回っています。

年齢階層別構成比では、老年人口比率が朝里地域に次いで低くなっています。

(地域の写真)

2) 市民意向のまとめ

①生活環境について

- 生活利便性に不満はあるが、比較的住みやすいと感じています

公共交通機関や日常の買物は不便だが全体的には比較的住みやすいと感じています。

- 水辺空間を生かした親水性のある空間の創出や防災機能の充実などを望んでいます

星置川沿いの散策路や河口での公園整備のほか防災無線の整備などを望んでいます。

②地域の宝物について

- 宝物は、海・山の自然を挙げています

宝物として銭函海岸、スキー場・春香山、張碓の恵比須島、銭函駅、星置川、桂岡・見晴からの眺望、小樽カントリー倶楽部などを挙げています。

③地域の現在のイメージについて

- 住宅地と工業団地が共存した自然が残る地域と感じています

海や山の自然があり、住宅地のほか、工業が盛んな工業地を持つ地域と感じています。

④地域の将来のイメージについて

- 将来は、自然を大切にしたい、利便性の高い快適な地域を望んでいます

自然を大切にしながら、道路整備や公共交通機関の充実を図るなど、利便性の高い快適な地域を望んでいます。

3) 地域づくりの目標

①地域づくりのテーマ

『自然と調和した住環境や交流空間の形成と活発な産業活動を支える地域』

自然と調和した住環境や交流空間の形成と、まちの活力を生み出す産業活動を支える地域づくりをテーマとします。

②地域づくりの目標

- 自然と調和した住環境づくり

札幌圏に隣接している立地特性を生かしながら、恵まれた自然と調和した安心で快適な住環境づくりを目指します。

- 産業振興を図る地域づくり

周辺の自然環境や住環境に配慮しながら活力ある産業活動を支える地域づくりを目指します。

- 自然に配慮した交流空間の形成

海や山の交流空間は周辺の自然に配慮しながら魅力の向上に努めスポーツ・レクリエーションが楽しめる空間の形成を目指します。

4) 地域づくりの方針

①土地利用

- 桂岡の低層住宅ゾーンは、周辺の自然と調和した低層建物を主体とするゆとりと落ち着きのある住宅地として、良好な住環境の維持・創出を基本としつつ、計画的に開発された住宅地については、幅広い世代が住み続けられるよう、ライフスタイルの変化やライフステージに応じた多様な居住ニーズに適切に対応します。
また、市道桂岡本通線などの沿線については、良好な住環境に配慮しつつ、周辺低層住宅地の生活サービスを担う身近な生活利便施設の誘導を促進し、日常的な生活利便性の維持・向上を図ります。
- 銭函、張碓、桂岡などの中高層住宅ゾーンは、低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 銭函、星野、張碓などの幹線道路背後に位置する一般住宅ゾーンは、住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。
- 銭函の住商複合ゾーンは、周辺住宅地の生活サービスを担う身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図ります。
- 国道5号の沿道サービスゾーン及び住商複合ゾーンは、交通状況や近隣の市街地環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地を誘導し、周辺の利便性を高めます。
- 石狩湾新港背後地区の工業流通ゾーンは、今後の工業・流通の発展動向や社会経済情勢の変化を考慮した適正な配置を基本とし、複合的な土地利用を図ります。
- 銭函工業団地の工業流通ゾーンは、北海道職業能力開発大学校など近隣の教育・研究機関との連携を図りつつ、都市型工業の集積や新たな産業の立地にも対応します。
- 銭函、桂岡、張碓などの住工共生ゾーンは、都市型工業と住宅が共存する職住近接型の地区として、都市型工業の集積や既存施設機能の更新においては、周辺環境との調和に努めます。
- JR 銭函駅やほしみ駅周辺については、周辺の市街地環境に十分に配慮しながら、その交通利便性や札幌市に近接する地理的優位性を生かし、複合的な土地利用を検討します。

②都市環境等

- 春香山周辺地区の山麓ライン交流エリアは、ハイキングやウィンタースポーツなど、多くの人が楽しむことのできる交流の場として、自然環境に配慮しながら活用を図るとともに、季節に応じた魅力の発信に努めます。
- 銭函の観光・レクリエーション交流エリアは、海水浴やマリンスポーツなど多くの人が楽しむことのできる交流の場として、自然環境に配慮しながら活用を図るとともに、季節に応じた魅力の発信に努めます。
- 地域内の長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。
- 星置川などは、良好な都市環境を維持していく上で重要な緑の骨格軸として、地域の特性に応じ、河川管理者と調整を図り、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。
- 道路や公園など既存都市基盤施設の適切な維持・管理に努めるなど、安全で快適な市民生活の確保を図ります。
- 工業流通ゾーンなどについては、周辺の環境向上のため、個々の工場敷地内の緑化等を促進します。

図4-10 地域別方針図（銭函地域①）

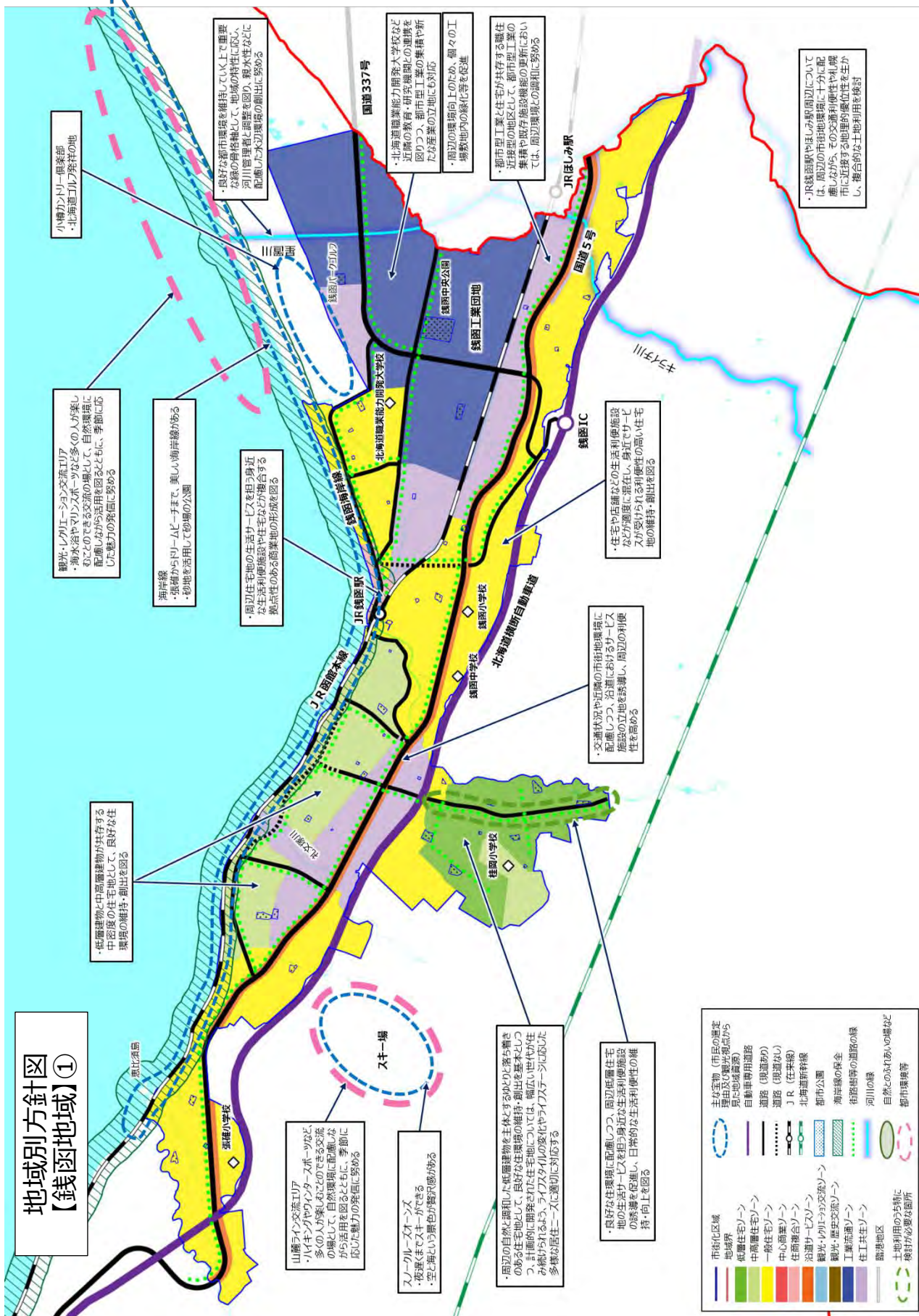
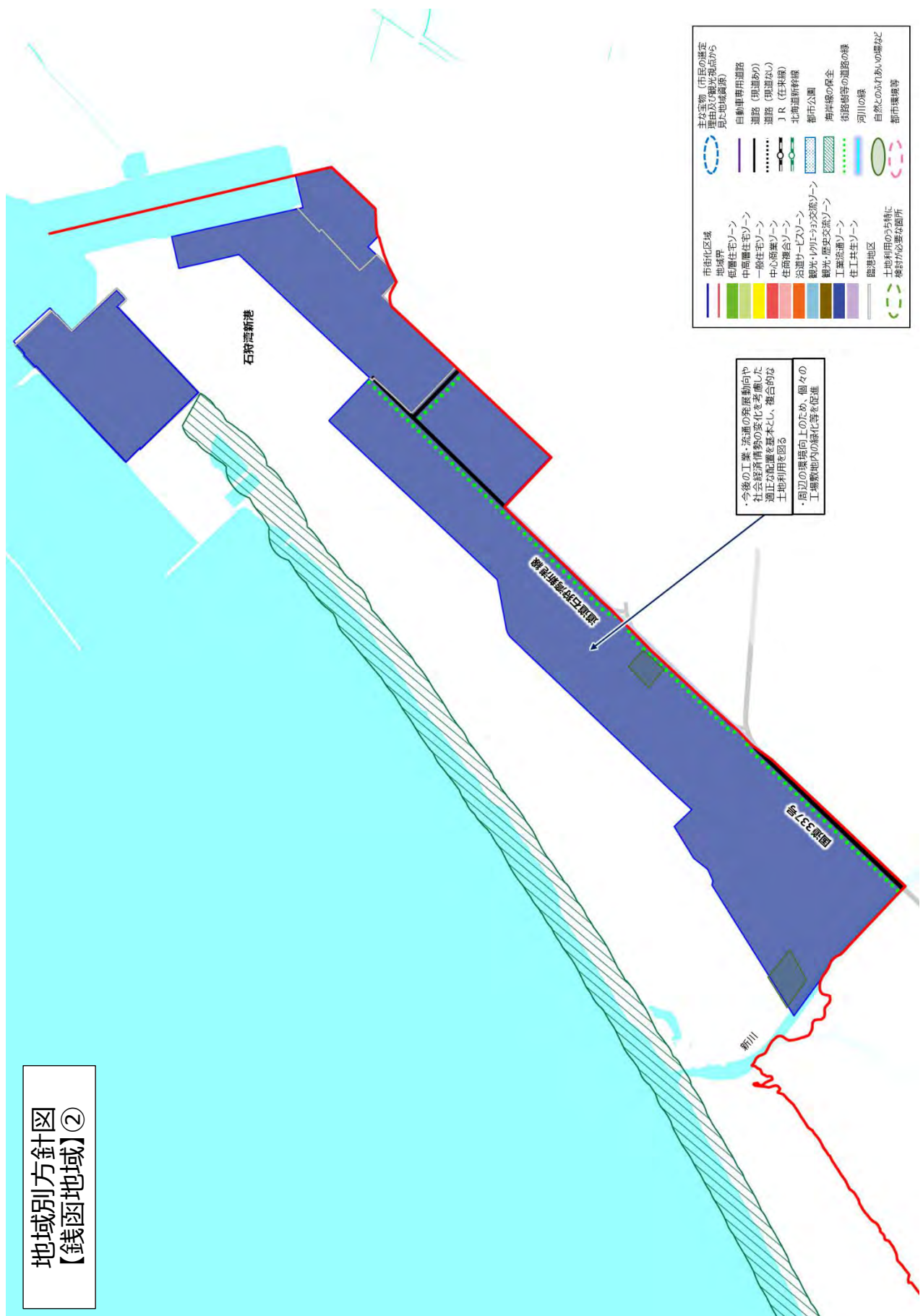


図 4-11 地域別方針図（銭函地域②）



第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1 都市計画マスタープランの実現に向けて

(1) 基本的考え方

本マスタープランは、人口減少や少子高齢化などの社会情勢においても持続可能なまちの発展を図るため、市民意向を反映しながら基本目標を定めています。これらの目標の実現のためには、市民等の積極的なまちづくりへの参加が大切です。

本市では、自治基本条例において、まちづくりを進める上での基本的な考え方として、「情報の共有」、「参加及び協働」を規定しているほか、市民や市などそれぞれの役割や責務などについて定めていることから、この条例の基本的考え方を共有し、本マスタープランに示した方針の実現を目指します。

(2) 情報の共有

1) 情報の提供

まちづくりは、市と市民が共通の認識を持って進めていくことが大切であることから、広報誌やホームページなど多様な情報媒体を活用し、必要な情報を、必要なときに、必要な形で、分かりやすく提供します。

2) 情報の収集

まちづくりに関する市民の意向や都市計画を取り巻く社会経済情勢の変化を捉えるため、情報の収集のほか、地域からの相談・提案などについて、必要な措置を講じます。

(3) 参加及び協働

1) 市民参加の推進

市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう審議会などの委員の公募やパブリックコメントなど市民参加のための仕組みの整備及び充実に努め、市民参加の仕組みを整備するに当たっては、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。

2) 協働によるまちづくりの推進

まちづくりを効果的に進め、豊かで活力ある地域社会を実現するため、市民と協力して共に行動する、協働によるまちづくりを推進します。また、その実効性を高めるため、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供、その他必要な支援に努めます。

3) コミュニティへの支援

コミュニティ⁵⁶の主体性と自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。

(4) 計画推進に向けた連携

1) 関係部局との連携

都市計画は、生活環境、景観、防災など、広範な分野にわたっていることから、関係部局との横断的な協議や調整を行い、都市計画マスタープランが示す方針との整合を図りながら施策の推進に努めます。

⁵⁶ コミュニティ：自治基本条例が規定する地域を単位とする町内会、ボランティア団体など

2) 地場企業、教育機関などとの連携

まちづくりグループや観光・商業などの地場企業の活動を把握し、地域のまちづくりとの連携の可能性を探っていくとともに、地域の大学など教育機関との協力の下、市民参加のまちづくり活動や具体的なまちづくり手法の調査研究について話し合える場づくりに努めます。

3) 国、北海道、近隣市町村との連携

各種都市計画事業や土地利用計画制度の円滑な推進に当たっては、広域的な連携が必要であることから、国はもとより、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合のほか、近隣市町村との連携を図ります。

(5) 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、将来都市像の実現に向け中長期的視点に立って、都市計画の基本的な方針を示すものです。

本マスタープランの方針に基づく施策や事業の実践に当たっては、計画（Plan）を実施（Do）に移し、その達成状況などを点検評価（Check）して、その評価に基づいて改善策（Action）を検討し、そしてその結果を次の計画（Plan）に生かしていくことが大切です。

このため、総合計画（基本計画）に設定した指標の推移などや国勢調査、都市計画基礎調査などで、施策の達成状況や効果を定期的に点検し、都市の状況を把握して適切に計画内容の見直し方針を示します。

<PDCA概念図>



(6) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、中長期的な方針であることから、策定段階では想定していなかった社会経済情勢の大きな変化や法令の改正のほか、総合計画等の改定や関連する計画との整合を図る必要性が発生した場合などにおいて、本マスタープランの見直しを実施します。

(空欄)

參考資料

【策定体制について】

都市計画マスタープランの策定に当たっては、市民アンケート調査や地域別懇談会、パブリックコメントによる市民意向を取り入れた計画素案を作成します。

作成された素案は、策定委員会での検討を経て原案となり、その後、計画原案を関係部長会議に諮り、計画案となります。

計画案は、市長から市議会へ報告され、都市計画審議会⁵⁷での議を経て、都市計画マスタープランが決定・公表されます。

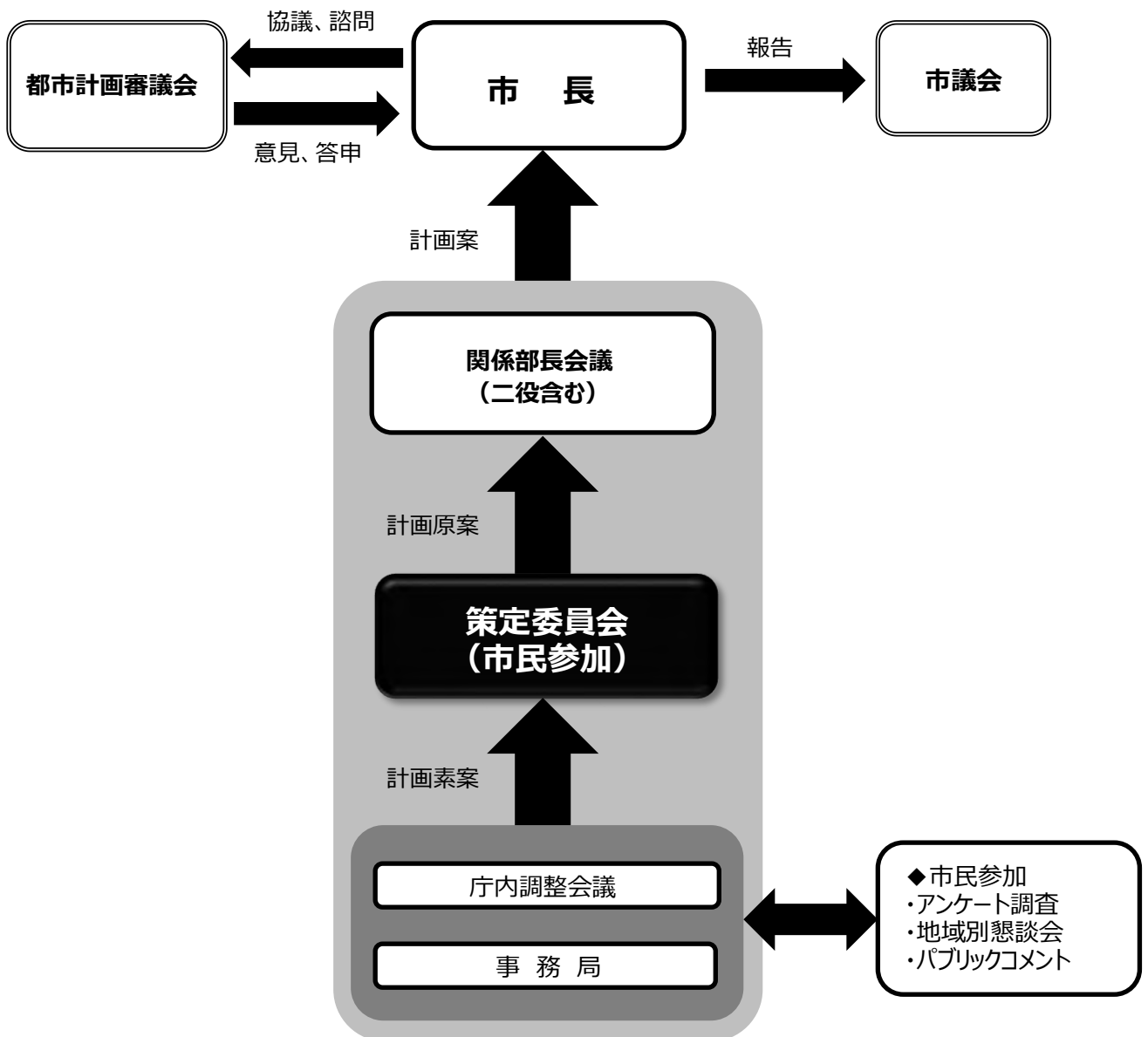


図 6-1 都市計画マスタープランの策定体制

⁵⁷ 都市計画審議会：本市が都市計画を定めたり、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査・審議するため、都市計画法に基づき設置されている

小樽市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

(敬称略)

職名	氏名	分類・所属		備考	
委員長	高野 伸栄	学識経験者	北海道大学公共政策大学院 教授		H30、H31
副委員長	大津 晶	〃	小樽商科大学商学部社会情報学科 准教授		H30、H31
委員	寺下 知志	住民の代表 (団体)	商工業	一社) 北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部	H30、H31
〃	辻 勇司	〃	住宅	社) 北海道建築士会小樽支部	H30、H31
〃	臼井 広宗 五十嵐 俊克	〃	交通	小樽市地域公共交通活性化協議会	H30 H31
〃	三船 貴史	〃	福祉	社福) 小樽市社会福祉協議会	H30、H31
〃	佐々木 かをる 嶋 孝子	〃	自然・緑	小樽フラワーマスター連絡協議会	H30 H31
〃	米花 正浩	〃	観光	社) 小樽観光協会	H30、H31
〃	杉山 奈穂子	〃	子育て	子育てボランティアサークル ホワイトウイング	H30、H31
〃	荒谷 五十雄 佐藤 彰芳	住民の代表 (地域)	北西部地区 (小樽市総連合町会)		H30 H31
〃	増田 榮治	〃	中部地区 (小樽市総連合町会)		H30、H31
〃	西野 博孝	〃	東南部地区 (小樽市総連合町会)		H30、H31
〃	中島 史也	住民の代表 (公募)	一般公募		H30、H31
〃	藤井 優	〃	一般公募		H30
〃	水戸 龍雄	〃	エントリー制度公募		H30、H31
〃	瀬能 博之	その他 (関係 行政機関)	北海道開発局小樽開発建設部		H30、H31
〃	高橋 浩揮	〃	北海道後志総合振興局小樽建設管理部		H30、H31
				各合計 16名	

小樽市都市計画マスタープラン策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法第18条の2に規定する、市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するにあたり、広く市民の意見を聴くため、小樽市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織等)

第2条 委員会の委員は、16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民の代表（市民団体）
- (3) 住民の代表（地域の代表）
- (4) 住民の代表（公募委員）
- (5) その他（関係行政機関）

2 委員としての委嘱期間は、都市計画マスタープランの策定が完了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委嘱された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を掌理し委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設部において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事その他運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年3月22日から施行する。

【小樽市都市計画マスタープラン改定の経過】

●小樽市都市計画マスタープラン改定の経過

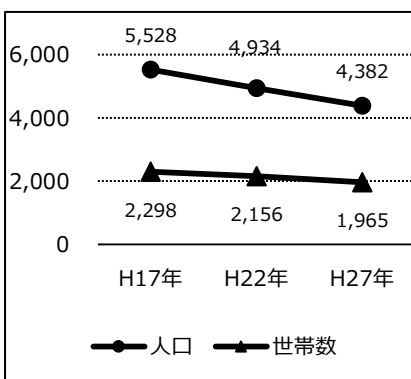
会議等	開催日	議題等
市民アンケート調査	平成 30 年 4 月 27 日 ～5 月 14 日	配布数 3,000 人（無作為抽出） 回収数 727 票、回収率 24.2%
第 1 回第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会	平成 30 年 7 月 31 日	策定スケジュール、都市計画マスタープランとは、本市を取り巻く社会状況
第 2 回第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会	平成 30 年 11 月 16 日	市民アンケート結果、現行計画の成果、2 次計画の構成、目指す方向性
第 3 回第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会	平成 31 年 3 月 28 日	将来都市像、基本目標、部門別方針（基本的考え方）
地域別懇談会	令和元年 5 月 18 日	9 地域から 52 名参加 テーマ：地域の宝物について
第 4 回第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会	令和元年 5 月 31 日	部門別方針（整備の方針）
第 5 回第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会	令和元年 9 月 4 日	都市計画マスタープランについて、地域別方針、都市計画マスタープランの推進に向けて
第 6 回第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会	令和元年 10 月 29 日	原案とりまとめ
小樽市都市計画審議会（協議）	令和元年〇月〇日	
パブリックコメント	令和元年〇月〇日 ～〇月〇日	
第 7 回第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会	令和 2 年〇月〇日	
小樽市都市計画審議会（諮問）	令和 2 年〇月〇日	

【地域別方針に係る資料（第4章関連）】

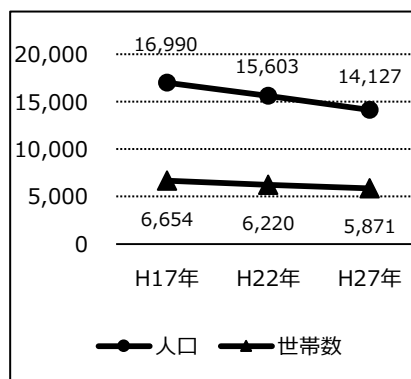
1) 地域別人口・世帯人員

地域	人口減少率 (H17~H27)	世帯人員 (H27)	地域	人口減少率 (H17~H27)	世帯人員 (H27)
塩谷	20.7%	2.23 人/世帯	山手	13.5%	2.03 人/世帯
長橋・オタモイ	16.9%	2.41 人/世帯	南小樽	14.4%	2.11 人/世帯
高島	20.9%	2.31 人/世帯	朝里	9.0%	2.49 人/世帯
手宮	25.9%	2.11 人/世帯	銭函	13.3%	2.39 人/世帯
中央	9.9%	1.80 人/世帯	全市	14.4%	2.20 人/世帯

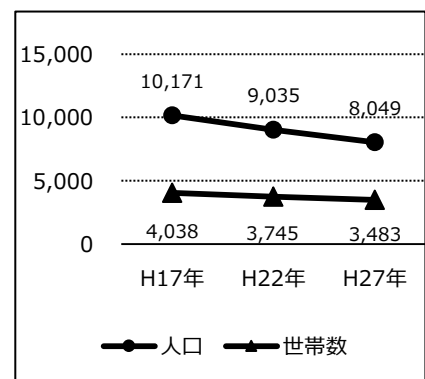
■ 塩谷地域



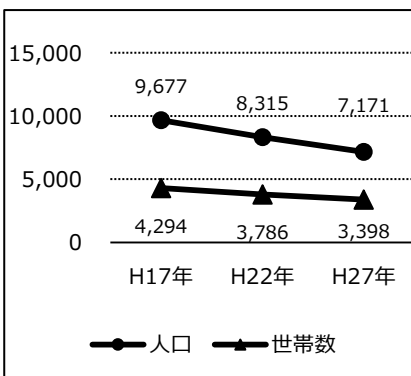
■ 長橋・オタモイ地域



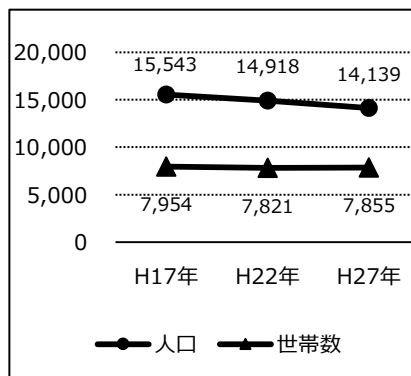
■ 高島地域



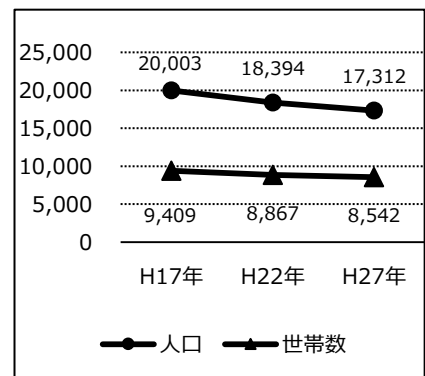
■ 手宮地域



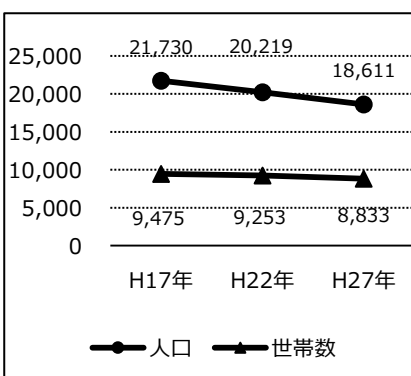
■ 中央地域



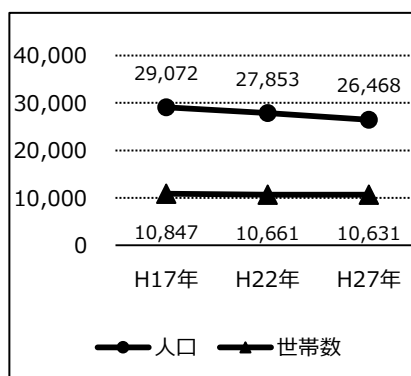
■ 山手地域



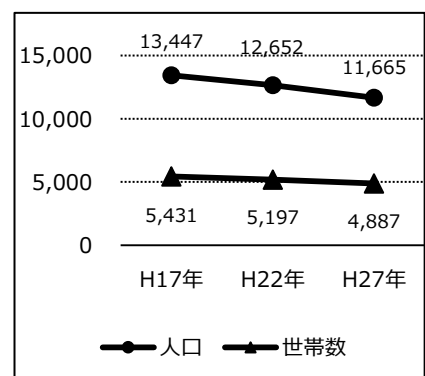
■ 南小樽地域



■ 朝里地域



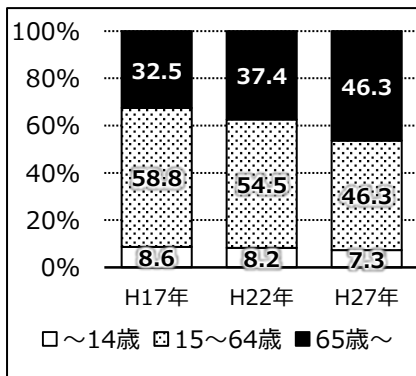
■ 銭函地域



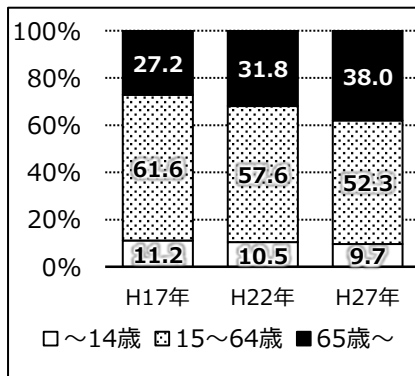
(資料：各年国勢調査)

2) 3 区分年齢階層構成比

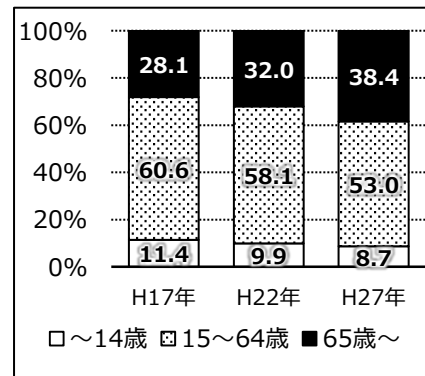
■ 塩谷地域



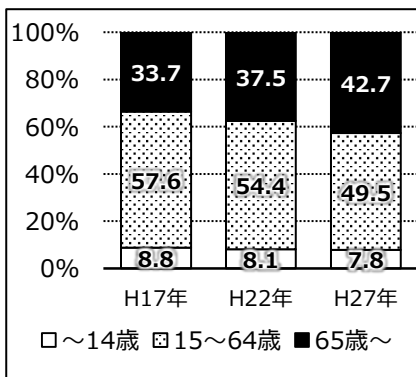
■ 長橋・オタマイ地域



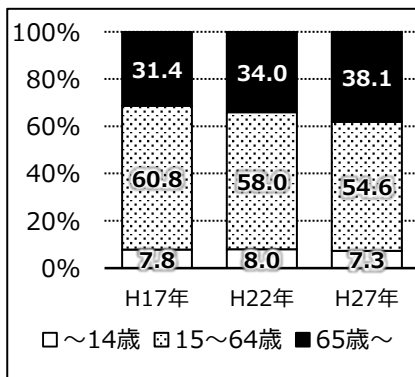
■ 高島地域



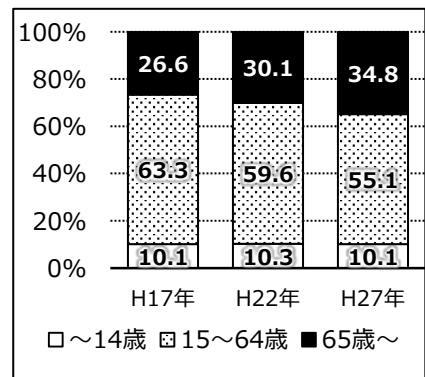
■ 手宮地域



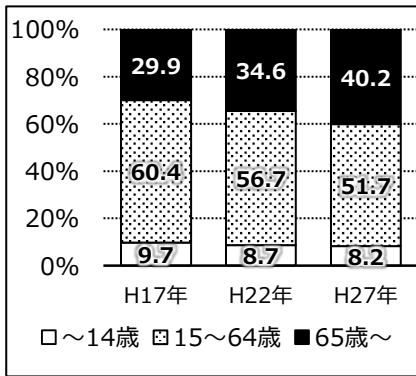
■ 中央地域



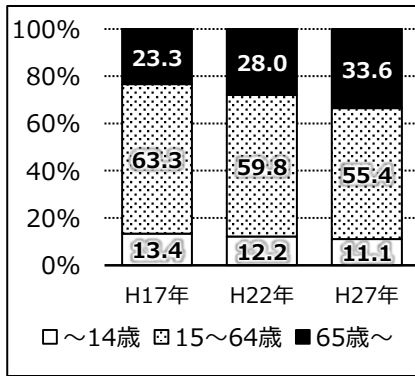
■ 山手地域



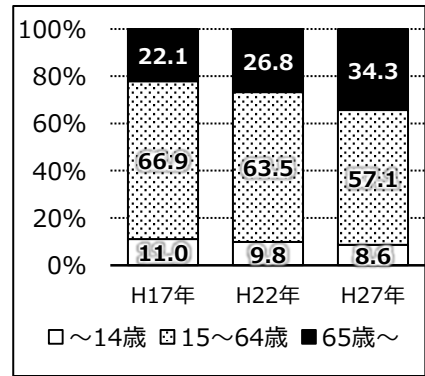
■ 南小樽地域



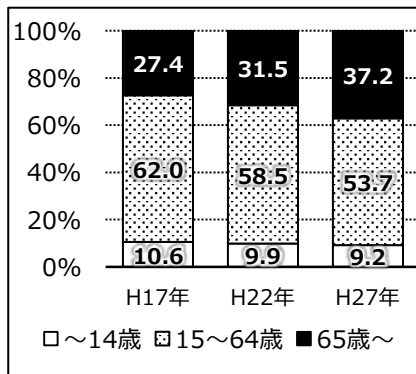
■ 朝里地域



■ 銭函地域



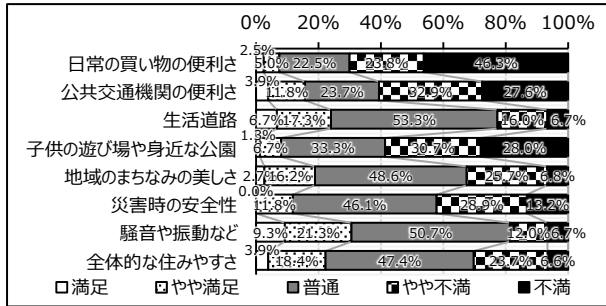
■ 全市



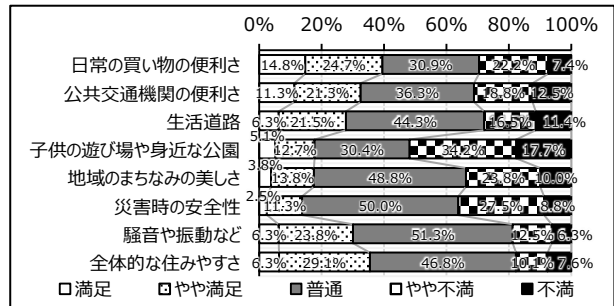
(資料：各年国勢調査)

3) 地域周辺の生活環境について（市民アンケート調査結果より）

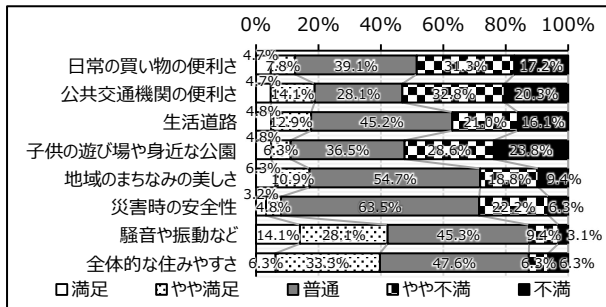
■塩谷地域



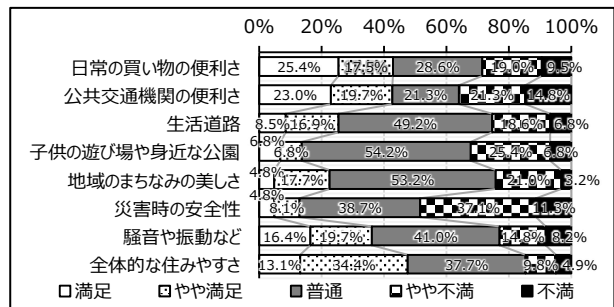
■長橋・オタモイ地域



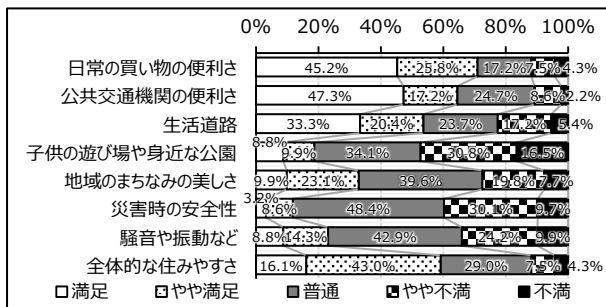
■高島地域



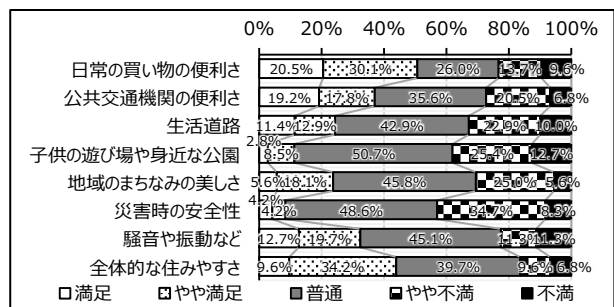
■手宮地域



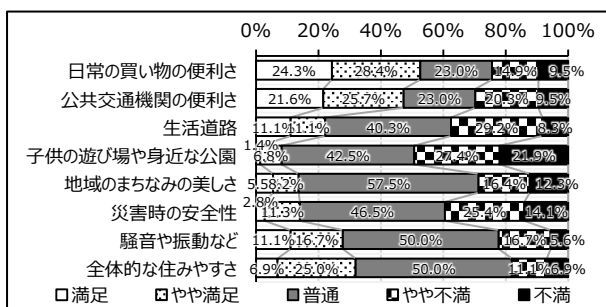
■中央地域



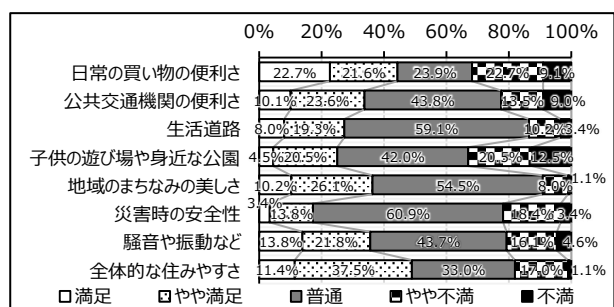
■山手地域



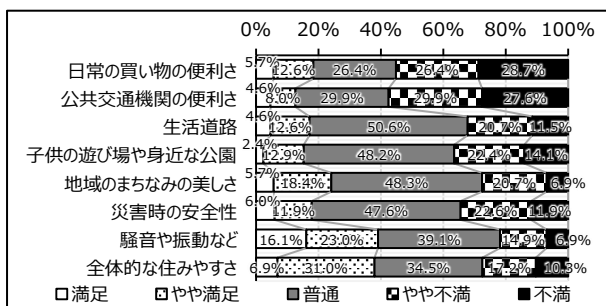
■南小樽地域



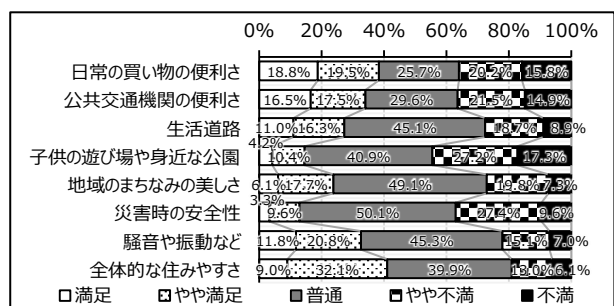
■朝里地域



■銭函地域

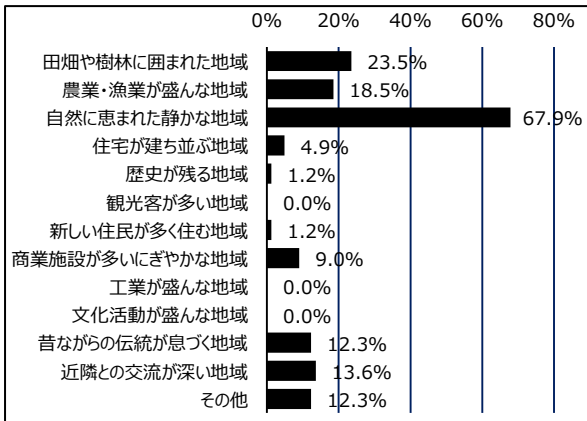


■全市

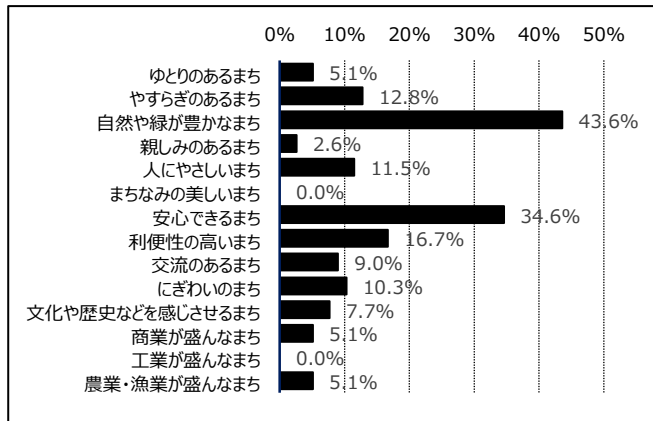


4) 地域別における地域のイメージ（現在・将来）（市民アンケート調査結果より）

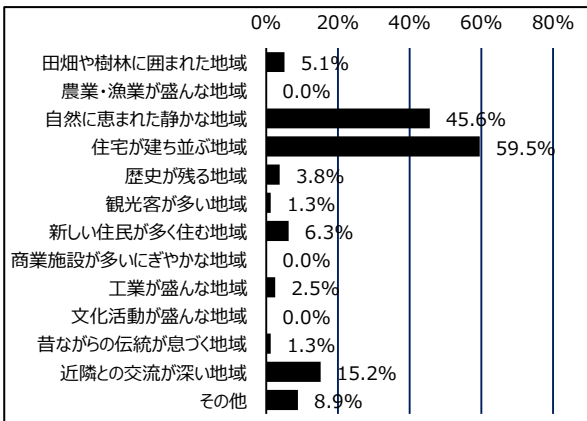
■ 塩谷地域（現在）



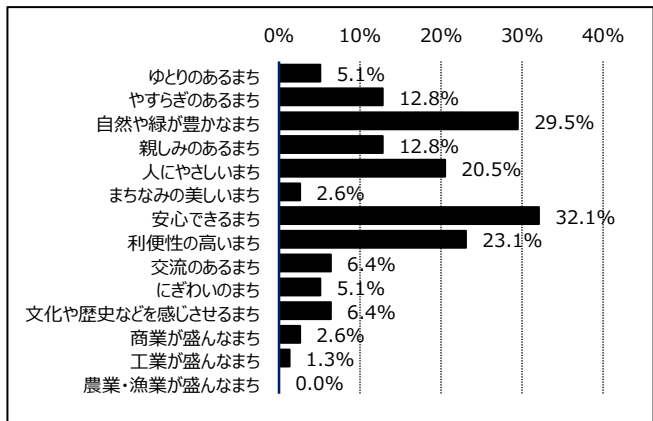
■ 塩谷地域（将来）



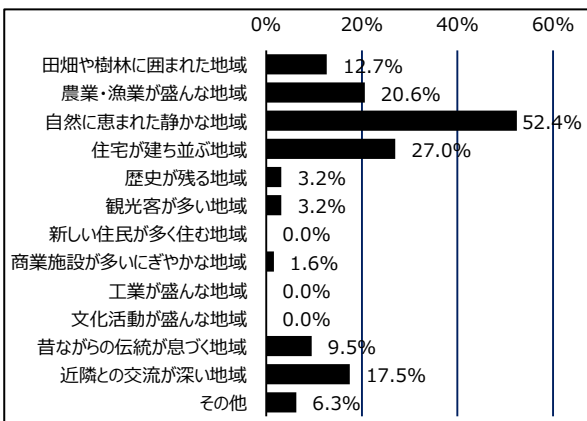
■ 長橋・オタモイ地域（現在）



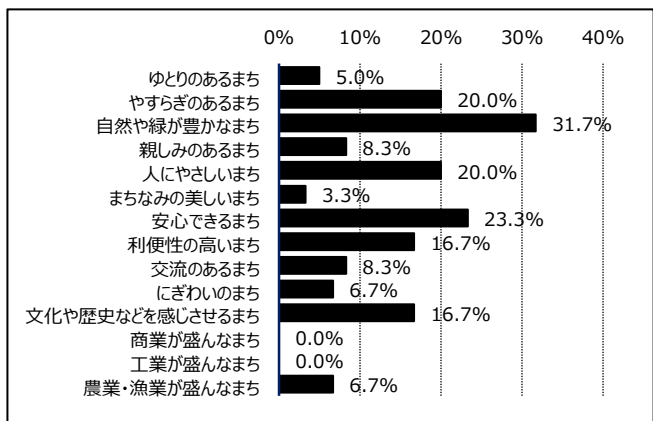
■ 長橋・オタモイ地域（将来）



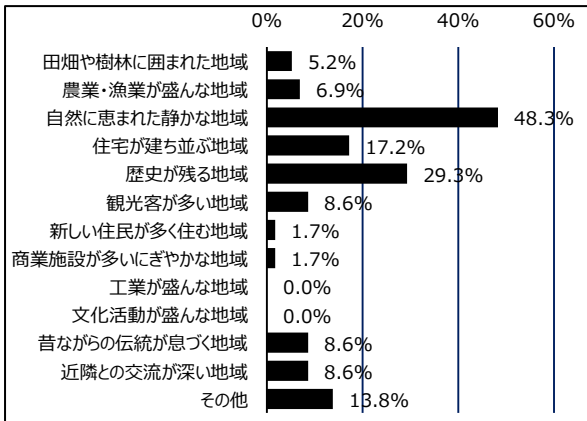
■ 高島地域（現在）



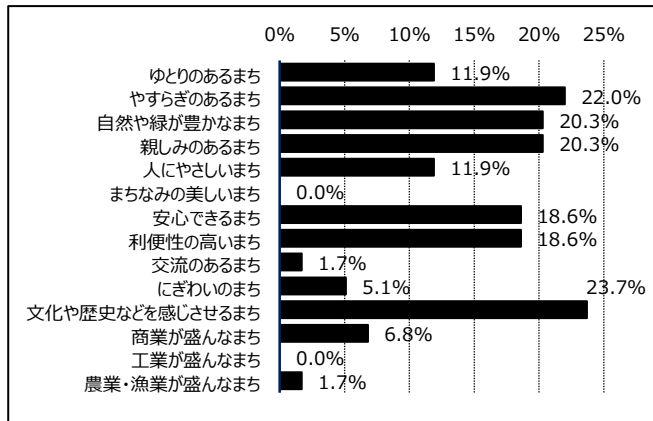
■ 高島地域（将来）



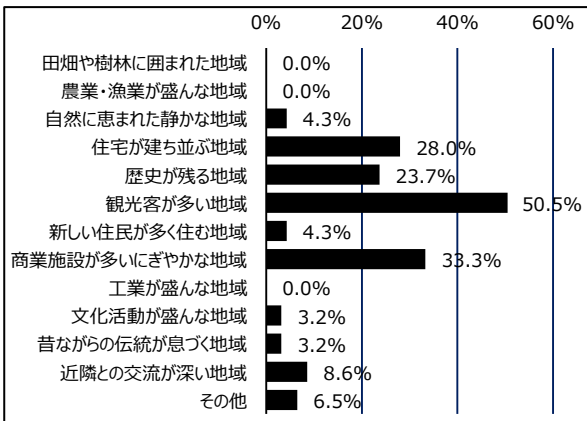
■手宮地域（現在）



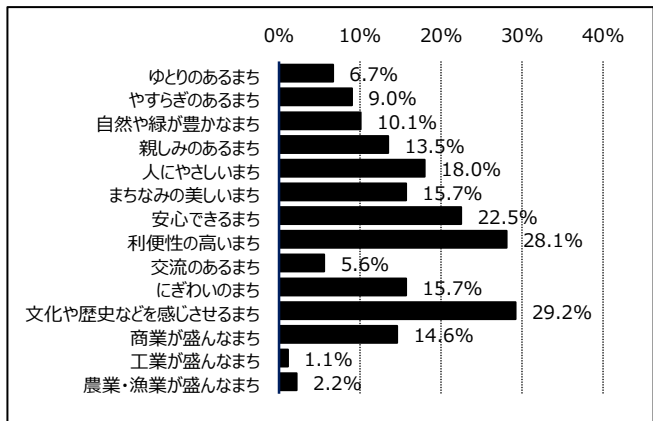
■手宮地域（将来）



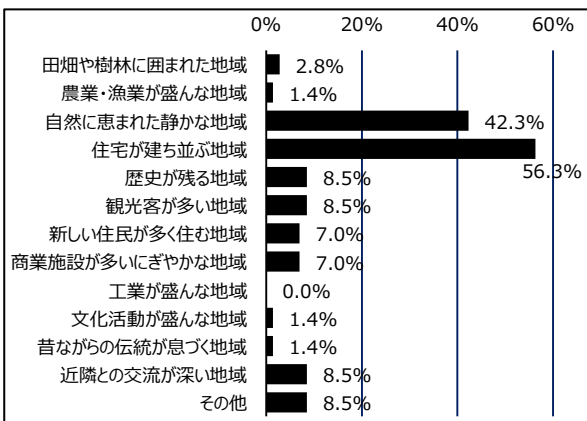
■中央地域（現在）



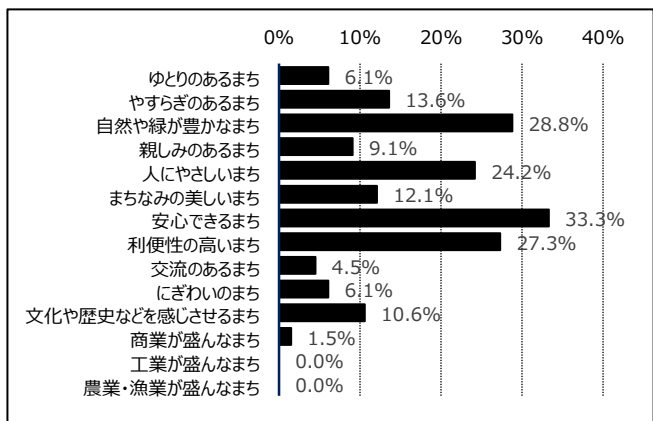
■中央地域（将来）



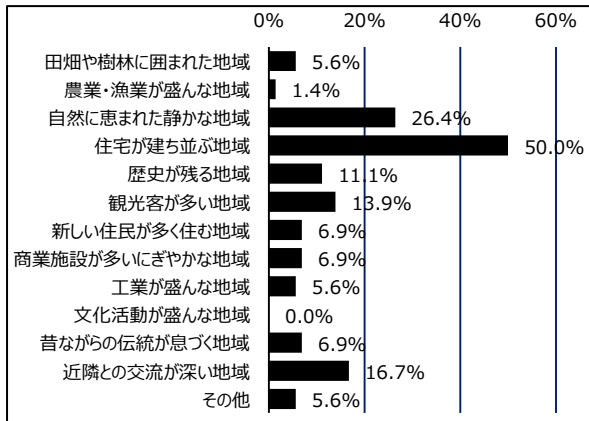
■山手地域（現在）



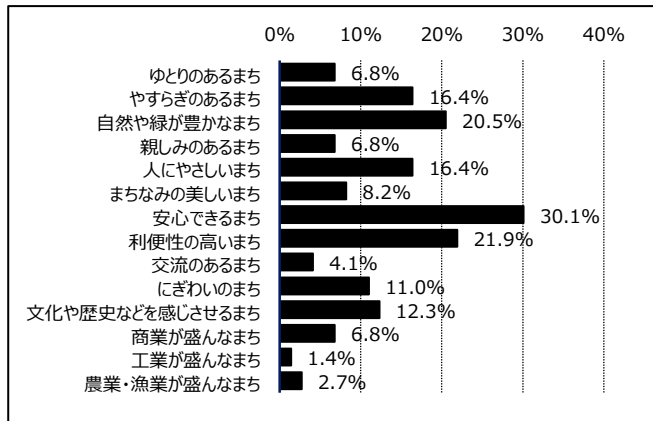
■山手地域（将来）



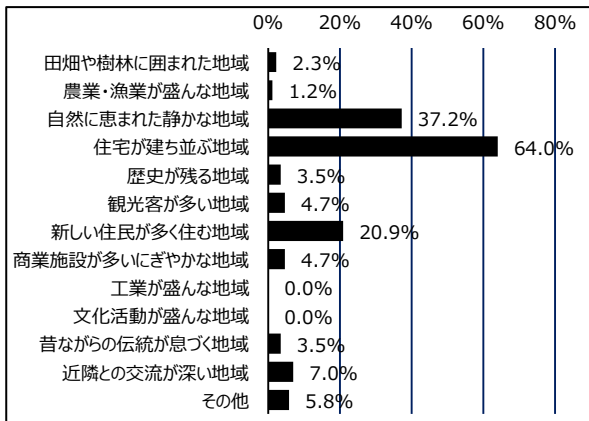
■南小樽地域（現在）



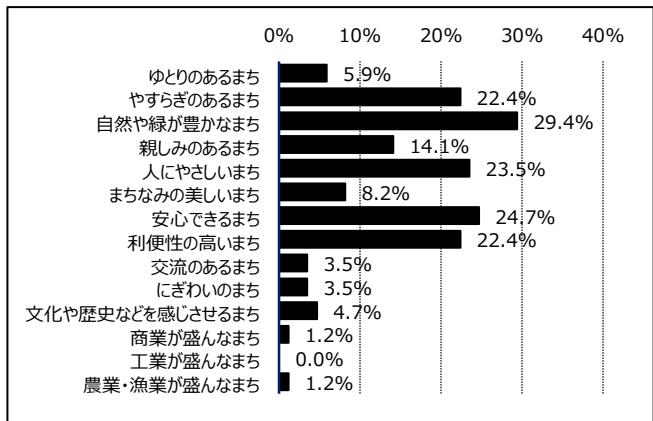
■南小樽地域（将来）



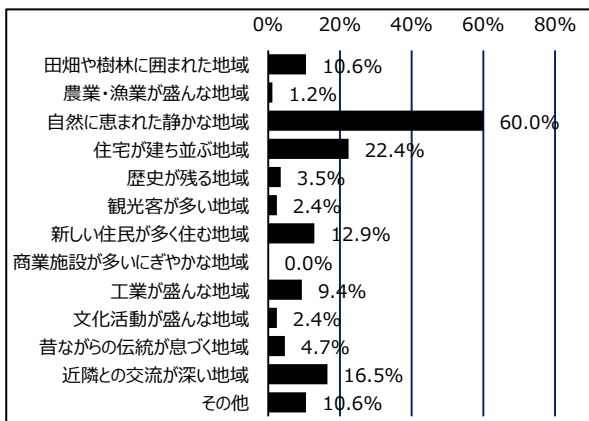
■朝里地域（現在）



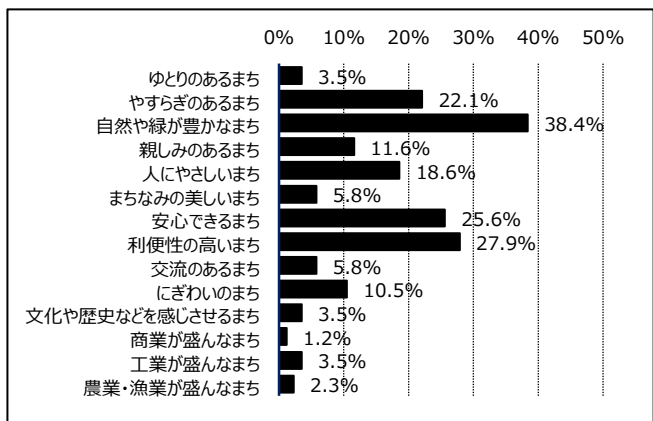
■朝里地域（将来）



■銭函地域（現在）



■銭函地域（将来）



5) 地域の宝物（市民アンケート調査結果より）

地域	地域の宝物	選んだ主な理由
塩谷地域	塩谷海岸（海水浴場）	海水浴場としてにぎわっているから。きれいな海だから。海岸線・海辺の景色を維持してほしいから。
	蘭島海水浴場	人が集まる場所だから。青い海と砂浜。
	塩谷丸山	自然が多く、動植物が豊富だから。景色が良いから。
	その他：ゴロダの丘・伊藤整文学碑、忍路湾、マイラシーク塩谷など	
長橋・オタモイ地域	長橋なえぼ公園	四季折々の鳥や花が見られ自然を楽しめる。自然を観察しながら散策できる。自然豊かな公園で、小動物と共存し、心癒されるから。大人も子どもも楽しめる。
	オタモイ海岸	景色がきれいだから。自然と向き合う感じがする。美しい景観だから。
	オタモイ唐門	不思議で珍しいから。
	その他：小樽桜陽高等学校からの眺望、やすらぎ荘など	
高島地域	おたる水族館	大人も子どもも楽しめるから。生き物の勉強になる。希少海洋生物の保護に取り組む誇れる施設だから。動物や魚類に心癒されるから。
	祝津パノラマ展望台	海と山がきれいだから。
	赤岩山	季節を感じられる。
	その他：赤岩海岸、高島岬、高島小学校、高島公園など	
手宮地域	手宮公園	夜景がきれい。景色が良い。小樽港を一望できるから。桜や梅が楽しめるから。四季を感じ散策することができるから。
	総合博物館	蒸気機関車や屋外展示車両があるから。素晴らしい電車の歴史を見ることができるから。
	運河公園	人が集まり、にぎやかだから。水遊びができる。噴水がきれい。
	その他：色内埠頭公園、中野植物園、旧国鉄手宮線、旧日本郵船(株)小樽支店、小樽運河、厩岸壁、手宮の祭りなど	
中央地域	小樽運河	小樽を象徴する施設だから。歴史ある運河は残す必要があるから。重要な観光資源だから。にぎわいもあり、街並みがとても素敵。
	小樽公園	運動環境が整備されているから。街なかであり、ジョギング、散歩が楽しめるから。四季を感じられ、見晴台からの海がきれいだから。
	旧国鉄手宮線	歴史を感じられる貴重な場所だから。整備された散策路で歴史と緑を感じられるから。散策路で適度なウォーキングができるから。
	その他：堺町・メルヘン交差点、水天宮、小樽図書館、龍宮神社、小樽市役所、小樽駅、二段公園、勤労女性センター、能舞台、潮まつりなど	
山手地域	天狗山	自然が残っているから。冬はスキー、夏は軽登山が楽しめるから。四季折々の風情があるから。市街地が一望できるから。
	旭展望台	身近にあって、散歩を楽しみながら、市街地を眺望できるから。
	入船公園	子どもたちが遊べるから。
	その他：船見坂、からまつ公園、西陵中学校、カトリック富丘教会、中央墓地、妙見市場など	
南小樽地域	平磯公園	市街地や海が一望できるから。桜がきれいだから。四季を感じ、海岸線を見ることができるから。
	ウイングベイ小樽	小樽で唯一の大型商業施設だから。無くなると不便だから。
	奥沢水源地	観光名所になってほしいから。豊富な水資源として重要だから。歴史遺産だから。
	その他：勝納川、南樽市場、和光荘、臨海公園、住吉神社、南小樽駅、龍徳寺、宗円寺五百羅漢像、穴滝など	
朝里地域	朝里川公園	子どもの遊び場だから。自然の中でウォーキングができる散策路があるから。きれいだから。
	望洋東公園	桜がいっぱいあるから。遊具があるから。
	東小樽海岸	景色がきれいで澄んだ気分になれるから。海水浴ができるから。
	その他：朝里川温泉地区、毛無山、熊碓神社、朝里川温泉スキー場、桜丘の上公園、朝里中央公園、潮見台浄水場など	
銭函地域	銭函の海	海がきれいだから。夏になるとにぎわうから。気軽に海で遊ぶことができるから。
	銭函駅	海が一望できる。昔の面影を残す駅舎だから。
	張碓の海	景観が素晴らしい。白波・青い海と空・潮騒の音が貴重だと感じるから。
	その他：スノークルーズオーズ、ドリームビーチ、うたすつ公園、礼文塚川、銭函パークゴルフ場など	

6) 地域の宝物（地域別懇談会意見交換結果より）

※「将来に向けた対応」の各項目は、事業実施を前提としたものではありません。

地域	地域の宝物	将来に向けた対応
塩谷地域	<p>【自然や景観等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎塩谷海岸（海水浴場） ◎塩谷丸山 ◎忍路海岸線 ◎田園的自然景観 <p>【歴史的建造物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ゴロダの丘（伊藤整文学碑） <p>【都市計画施設や公共施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎住宅（市営・道営） ◎学校 ◎病院 <p>【歴史・文化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎塩谷神社のお祭り ◎忍路にしん番屋 ◎塩谷神社（松前奴保存会） <p>【産業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎漁業・農業 	<p>【自然や景観】</p> <p>地域全体で自然や景観の維持に取り組み、引き継いでいきたいという意見が挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎海水浴場・海岸線 <ul style="list-style-type: none"> ◆学校や行政などを含め地域全体での海岸線清掃 ◎塩谷丸山 <ul style="list-style-type: none"> ◆スキー場等による観光向けの整備 ◆草刈り等の維持 ◆観光バス等の駐車場を整備 ◆桜、つつじ、紅葉等を植樹し公園を造る ◎ゴロダの丘（伊藤整文学碑） <ul style="list-style-type: none"> ◆周辺環境の整備（草刈りや駐車場の整備） <p>【歴史・文化等】</p> <p>学校教育や地域において文化を受け継ぐ体制づくりが必要という意見が挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎地域文化の伝承 <ul style="list-style-type: none"> ◆学校教育による地域文化伝承等の体制づくり <p>【産業等】</p> <p>漁業・農業等の地域産業や特産物を生かし、観光振興につなげるという意見が挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎漁業・農業 <ul style="list-style-type: none"> ◆漁業や農業の食糧基地的として、産業の活性化 ◆小樽塩谷インターチェンジの活用 ◆道の駅をつくり海産物や農産物の販売による観光振興
長橋・ オタモイ地域	<p>【人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎町内会（人と地域のつながり） <p>【自然や景観等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎オタモイ海岸◎街並み・景観 <p>【都市計画施設や公共施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎長橋なえぼ公園 ◎しあわせ公園 <p>【歴史的建造物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎オタモイ唐門 ◎龍宮閣跡 <p>【住まい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎住宅街としてのたたずまい。落ち着き。 	<p>【人】</p> <p>人と地域のつながりを大切にすることが意見として挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎町内会 <ul style="list-style-type: none"> ◆人とのつながりと地域の歴史の共有 <p>【自然や景観等】</p> <p>地域と行政が協力して遊歩道や街並み等の景観を保つことが意見として挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎オタモイ海岸 <ul style="list-style-type: none"> ◆展望台からの景勝を観光資源として活用 ◆遊歩道や竜宮閣の再整備により観光資源として活用 ◎街並み・景観 <ul style="list-style-type: none"> ◆歩道の植樹柵への植樹による街並み景観向上 <p>【都市計画施設や公共施設等】</p> <p>地域の宝物として公園を整備することが意見として挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎長橋なえぼ公園 <ul style="list-style-type: none"> ◆市と地域の連携による公園のさらなる活用 ◆自然環境の保全 ◎しあわせ公園 <ul style="list-style-type: none"> ◆市民の憩いの場所の確保

地域	地域の宝物	将来に向けた対応
高島地域	<p>【自然や景観等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎赤岩遊歩道 (小樽海岸自然探勝路) ◎祝津パノラマ展望台 ◎滝 ◎ロッククライミングの練習場所 ◎青の洞窟 ◎自然(展望台に至る道) ◎祝津海岸 <p>【歴史的建造物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎祝津の歴史的建造物 (にしん番屋) ◎茨木家中出張番屋 ◎恵美須神社(大桑) <p>【観光等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎水族館・食堂(水族館等) ◎鯨まつり 	<p>【自然や景観等】</p> <p>自然環境を保全し、観光資源として活用するという意見が挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎自然 <ul style="list-style-type: none"> ◆自然環境を保全しつつ、観光資源として活用 ◎海岸沿い(海岸・海岸線) <ul style="list-style-type: none"> ◆自然観察や体験学習の環境の充実 ◆自然と人とのかかわりの場の創出 <p>【観光等】</p> <p>水族館を整備することが意見として挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎水族館 <ul style="list-style-type: none"> ◆施設の老朽化対策 ◆施設へのアクセス向上とバス以外のアクセス手段の検討
手宮地域	<p>【自然や景観等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎栗林(手宮公園内) <p>【文化・歴史等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎小樽稻荷神社 ◎古代文字 <p>【歴史的建造物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎旧日本郵船(株)小樽支店 ◎旧国鉄手宮線・遊歩道 ◎旧トランスポーター (北炭ローダー基礎) ◎石蔵群 <p>【都市計画施設や公共施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎手宮公園 ◎中野植物園 ◎緑化公園(手宮公園内) ◎学校跡地 ◎鱗友朝市 	<p>【自然や景観等】</p> <p>手宮公園内の栗林の景観を保つことが意見として挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎栗林 <ul style="list-style-type: none"> ◆自然景観の保全 <p>【文化・歴史等】</p> <p>小樽稻荷神社やてみや祭りを大事にすることが意見として挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎小樽稻荷神社 <ul style="list-style-type: none"> ◆老朽化する建物等の保存手法の検討 ◆地域による祭りなどの文化の継承 ◎古代文字 <ul style="list-style-type: none"> ◆公共の場による情報発信 <p>【歴史的建造物等】</p> <p>旧手宮線を維持していくことが意見として挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎旧手宮線・遊歩道 <ul style="list-style-type: none"> ◆施設の維持・保存と人の回遊性の向上 ◎旧トランスポーター <ul style="list-style-type: none"> ◆歴史的遺産の保存と歴史的な価値の情報発信 ◆各施設(駅・旧手宮線・旧トランスポーター)をつなぐ仕掛けづくり <p>【都市計画施設や公共施設等】</p> <p>地域の宝物として手宮公園を維持・活用することが挙げられています</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎手宮公園(緑化公園) <ul style="list-style-type: none"> ◆自然景観の維持・保全と活用 ◆公園内循環バスによる人を呼び込む仕掛け作り ◆廃校跡地を含んだ有効利用 ◎学校跡地 <ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの遊び場として学校跡地有効活用 ◆災害時の避難所指定

地域	地域の宝物	将来に向けた対応
<p>中央地域</p>	<p>【人】 ◎観光客</p> <p>【自然や景観等】 ◎堺町通り◎花園町（啄木通り） ◎花園グリーンロード ◎都通り商店街のアーケード ◎小樽駅から花園公園通りの商店街◎小樽駅前通り◎日銀通り ◎アーケード街◎入船町◎色内通</p> <p>【歴史的建造物等】 ◎旧日本銀行小樽支店◎水天宮 ◎旧国鉄手宮線◎小樽運河 ◎小樽公園通教会</p> <p>【文化・歴史等】 ◎流星刀</p> <p>【都市計画施設や公共施設等】 ◎市役所◎図書館◎小樽公園 ◎花園会館◎小樽公園グラウンド ◎小樽市公会堂◎商店◎銀行 ◎郵便局</p>	<p>【歴史・文化等】 水天宮を整備して、沢山の人にお参りに来てもらうという意見が挙げられています ◎水天宮 ◆観光客の回遊性の向上と境内の整備</p> <p>【都市計画施設や公共施設等】 公園や広場の清掃・整備が必要という意見が挙げられています ◎小樽公園 ◆地域住民参加による公園の維持・保全 ◎水の広場（花園グリーンロード内） ◆施設の維持保全と活用方法の検討 ◎花園会館 ◆建物の維持・修繕</p> <p>【その他の対応】 ◆上水道の老朽化対策による、安全な水の確保や防災対策 ◆小樽市産業会館（区分所有建物）の空ビル有効活用 ◆小樽駅周辺等の電線地中化による都市景観向上 ◆小樽市産業会館前の歩道橋撤去による都市景観向上 ◆小樽駅周辺の空家・空地の有効活用 ◆旧手宮線の周辺の不良空き家の対策</p>
<p>山手地域</p>	<p>【自然や景観等】 ◎天狗山（天狗山スキー場） ◎旭展望台 ◎高速道路からの眺望 ◎塩谷や奥沢の方へ流れる川 ◎坂</p> <p>【歴史的建造物等】 ◎最上の寺 ◎旧末武牧場</p> <p>【都市計画施設や公共施設等】 ◎入船公園 ◎からまつ公園 ◎学校</p>	<p>【自然や景観等】 自然景観を生かした散策路を整備し、観光振興を図り地域内外の人を呼び込むという意見が挙げられています ◎旭展望台 ◆散策路やトイレなどの施設整備 ◆天狗山からつながる道路整備（小林多喜二の碑がある） ◎天狗山（天狗山スキー場） ◆スキー場の再整備と夏場の散策による施設有効活用 ◆「クリーン作戦」などによる地域住民の交流や活動の促進 ◆市民の憩いの場の検討</p> <p>【都市計画施設や公共施設等】 公園の整備について意見が挙げられています ◎公園 ◆地域イベント等の施設整備の検討</p> <p>【その他の対応】 ◆市民が自然景観等を楽しめる散策路</p>

地域	地域の宝物	将来に向けた対応
<p>南小樽地域</p>	<p>【人】 ◎買い物客 ◎観光客</p> <p>【自然や景観等】 ◎勝納川の散策路◎奥沢水源地 ◎平磯公園からの景色◎港◎山 ◎道路にゴミがあまり落ちていない事。</p> <p>【歴史的建造物等】 ◎旧魁陽亭◎猪俣邸◎神社 ◎寺◎小樽港湾事務所</p> <p>【都市計画施設や公共施設等】 ◎臨海公園◎南樽市場 ◎栗山公園◎住吉公園 ◎教育機関（潮陵・双葉） ◎医療機関 （市立病院・協会病院等） ◎若竹公園◎うぐいす公園 ◎奥沢記念公園</p> <p>【交通網等】 ◎北海道新幹線新小樽（仮称） 駅◎JR南小樽駅◎JR小樽築港駅</p> <p>【歴史・文化等】 ◎潮見が丘神社（松前神楽）</p>	<p>【自然や景観】 定期的な清掃・整備・イベント開催等の意見が挙げられています ◎勝納川の散策路 ◆景観に配慮し、親水性のある散策路の整備 ◆水害への防災対策整備</p> <p>◎奥沢水源地 ◆イベントなど市民が憩うことができる広場への有効活用検討 ◆魚の観察等の体験型施設の検討 ◆維持清掃による自然環境の保存</p> <p>【都市計画施設や公共施設等】 道の駅・駐車場整備やイベント等の意見が挙げられています ◎臨海公園 ◆港湾を生かしたイベント等による活用</p> <p>◎南樽市場 ◆道の駅の検討や市内に点在する市場巡りなど人が集まる仕組みづくり ◆駐車場整備</p> <p>【交通網等】 北海道新幹線新小樽（仮称）駅と他交通等と連携して観光振興する という意見が挙げられています ◎北海道新幹線新小樽（仮称）駅 ◆バス等の交通網と連携し、観光拠点への誘導</p> <p>◎JR小樽築港駅・JR南小樽駅 ◆北海道新幹線新小樽（仮称）駅への円滑な移動による利便性の 向上</p> <p>【歴史・文化等】 地域文化の伝承が必要という意見が挙げられています ◎潮見ヶ岡神社（松前神楽） ◆地域文化を伝承し、観光振興策の検討</p>
<p>朝里地域</p>	<p>【自然や景観等】 ◎オタルナイ湖◎街並みがきれい。 ◎落ち着いた住環境 ◎自然環境がよい。 ◎花植えなどの美化活動がある。 ◎朝里の海岸◎ワラビタイ川◎海 ◎うぐいすの鳴き声◎川・河川 ◎山◎温泉◎東小樽海岸</p> <p>【都市計画施設や公共施設等】 ◎朝里ダム◎道道1号線 ◎望洋東公園◎朝里川公園 ◎桜丘の上公園◎ちどり公園 ◎朝里の十字街 ◎地区内にある沢山の公園 ◎あかしや公園◎新光西公園 ◎さくら公園◎小中学校</p> <p>【歴史・文化等】 ◎熊碓神社の例大祭 ◎望洋台東公園の遺跡桜チャシ</p> <p>【交通網等】 ◎高速バスがある。 ◎買い物が便利。</p>	<p>【自然や景観等】 ビオトープの保全により、景観の向上を図るという意見が挙げられています ◎ワラビタイ川 ◆市民協働によりビオトープの保全・活用</p> <p>◎朝里川 ◆市民協働による朝里川遊歩道の整備</p> <p>【都市計画施設や公共施設等】 防災等の整備が必要という意見が挙げられています ◎朝里川公園 ◆公園の利用向上と災害に対応した公園整備</p> <p>【歴史・文化等】 史跡について、市民へのPRが必要という意見が挙げられています ◎望洋台東公園の遺跡（桜チャシ） ◆市民との共有のため、遺跡に関する情報発信</p> <p>【その他の対応】 ◆地域内の交通の見直し ◆市民の安全・安心のため河川の防災対策（朝里ダム等）整備 ◆朝里川の橋りょう整備により地域内交通の利便性の向上 ◆毛無峠展望台の整備による景勝地の魅力向上</p>

地域	地域の宝物	将来に向けた対応
<p>銭函地域</p>	<p>【自然・景観等】 ◎海岸（海岸線）◎星置川 ◎張碓の恵比須島 ◎桂岡、見晴からの景観 ◎銭函◎ニシンの群来◎アオバト ◎車窓からの風景◎大自然</p> <p>【歴史的建造物等】 ◎北海道開拓使仮役所 ◎運河の発祥（銭函運河） ◎一原有徳氏の鉄のオブジェ（銭函駅前） ◎張碓駅跡</p> <p>【都市計画施設や公共施設等】 ◎銭函市民センター</p> <p>【その他】 ◎小樽カントリー倶楽部</p>	<p>【自然・景観等】 海岸の維持管理や整備が必要という意見が挙げられています ◎海岸 ◆適切な維持管理による海岸侵食対策 ◆子どもの遊び場として砂場公園の整備 ◎景観 ◆老朽化した空き家の取壊しによる景観向上 ◎星置川 ◆親水性のある散策路整備 ◆河口の堤防の整備し公園化 ◎自然 ◆自然環境の保全により、良好な自然を未来へ残す</p> <p>【歴史的建造物等】 定期的な補修が必要という意見が挙げられています ◎一原有徳氏の鉄のオブジェ ◆芸術遺産の適切な補修</p> <p>【都市計画施設や公共施設等】 防災対策が必要という意見が挙げられています ◎銭函市民センター ◆地域コミュニティの場の確保と施設の維持管理 ◎防災 ◆避難施設の耐震化や停電対策のほか、避難時のサイレン施設の設置</p> <p>【その他の対応】 ◆コンパクトなまちづくり ◆工業団地の用途地域の見直しにより新たな活用を促進 ◆降りてみたいまち・住んでみたいまちにする ◆小樽市全体を回る散策路の整備 ◆地域公共交通の利便性向上</p>

第2次小樽市都市計画マスタープラン

小樽市建設部都市計画課

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL : (0134) 32-4111(内 332)

FAX : (0134) 32-3963

E-Mail : tosikei@city.otaru.lg.jp

<https://www.city.otaru.lg.jp/>